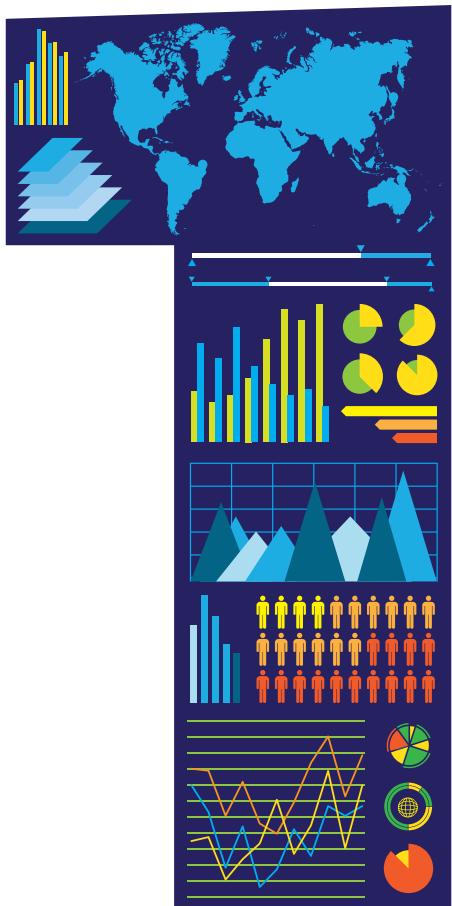




2015年 IMF年次報告書 | 共に課題に挑む



クイックビュー

IMFと2015年度のIMFの活動に関する必要な情報を掲載しています。詳細は、目次をご覧ください。

目次 4

パート1

概観 6

IMF、主な活動、2015年度に加盟国が直面した課題、IMFが行った支援

パート2

IMFの活動内容

「ビッグスリー」 24

IMFによる加盟188カ国の経済の監視、国際収支上の問題を抱える加盟国への融資、加盟国への実践的な支援

パート3

財務、組織及び

説明責任 64

IMFの予算、監査制度、人事、第三者評価、アウトリーチ、加盟国をより適切に反映するための改革

パート4

これまでと

これから 86

2015年度のIMFの活動の地域別ハイライト、貧困削減、経済成長と雇用、安定性と結束の実現でIMFが果たす役割

2015年度はIMFにより革新の

年でした。国別の活動に、近年

取り組んできた包摂的成長と

ジェンダーの研究を取り入れると

ともに、政府関係者そしてより広く

一般の人々が受講可能な

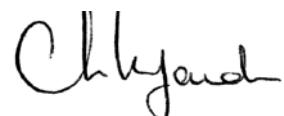
オンラインの研修コースを設置し、

無料データベースタイプを

立ち上げました。さらに、

加盟国とイスラム金融で

連携しました。



クリスティーヌ・ラガルド

専務理事



マネジメント・チーム

朱民
副専務理事

クリスティーヌ・ラガルド
専務理事

カルラ・グラツソ
副専務理事

古澤 満宏
副専務理事

デビッド・リプトン
副専務理事



IMF理事会 (2015年4月30日現在)

Serge Dupont

アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、
ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、
アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・
ネイビス、セントルシア、セントビンセント及び
グレナディーン諸島

Mikio Kajikawa

日本

Steve Field

イギリス

Chileshe Mpundu Kapwepwe

アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、
ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、
ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、
南スудан、スー丹、スワジーランド、タンザニア、
ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

Carlo Cottarelli

アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、
ポルトガル、サンマリノ

Rakesh Mohan

bangladesh, 布ータン、
 インド、スリランカ

Hazem Beblawi

バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、
 クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、
 オマーン、カタール、シリア、
 アラブ首長国連邦、イエメン

Mohammad Jafar Mojarrad

アフガニスタン、アルジェリア、
 ガーナ、イラン、モロッコ、
 パキスタン、チュニジア

Fernando Jiménez Latorre

コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、
 グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、スペイン、
 ベネズエラ

Ngueto Tiraina Yambaye

ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、
 コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、
 ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、
 マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、
 ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

Aleksei Mozhin

ロシア連邦

**Daniel Heller**

アゼルバイジャン、カザフスタン、
キルギス、ポーランド、セルビア、
スイス、タジキスタン、
トルクメニスタン

Mathew Haarsager

(理事会シニアアドバイザー)
アメリカ

Sergio Chodos

アルゼンチン、ボリビア、
チリ、巴拉グアイ、ペルー、
ウルグアイ

Menno Snel

アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、
ブルガリア、クロアチア、キプロス、ジョージア、
イスラエル、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴ
スラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、
ルーマニア、ウクライナ

Wimboh Santoso

ブルネイ、カンボジア、フィジー、
インドネシア、ラオス、マレーシア、
ミャンマー、ネパール、フィリピン、
シンガポール、タイ、トング、ベトナム

Ibrahim Halil Çanakci

オーストリア、ベラルーシ、チェコ、
ハンガリー、コソボ、スロバキア、
スロベニア、トルコ

JIN Zhongxia

中国

Fahad I. Alshathri

サウジアラビア

Barry Sterland

オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、
ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、
パラオ、パプアニューギニア、サモア、セーシェル、
ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ

Hubert Temmeyer

ドイツ

Audun Groenn

デンマーク、エストニア、フィンランド、
アイスランド、ラトビア、リトアニア、
ノルウェー、スウェーデン

Hervé de Villeroché

フランス

挿入**Paulo Nogueira Batista, Jr.**

ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、
エクアドル、ガイアナ、ハイチ、ニカラグア、
パナマ、スリナム、東ティモール、
トリニダード・トバゴ

目次



概観



IMFの活動内容 「ビッグスリー」

| | |
|------------------------|----|
| IMFについて | 6 |
| 専務理事からのメッセージ | 7 |
| 2015年度のIMFの主な活動 | 8 |
| 2015年のIMFの政策優先課題 | 9 |
| グローバル政策アジェンダ | 10 |

スポットライト 11

| | |
|-----------------------------|----|
| 原油価格下落のIMF加盟国への影響 | 12 |
| エボラ出血熱への対応：緊急融資と新規制度 | 14 |
| IMFのウクライナ支援 | 16 |
| 2015年度のIMFのギリシャとの関係 | 17 |
| 雇用と成長 | 18 |
| オンラインコースを通して広がるIMFの研修 | 20 |
| 無料データイニシアティブ | 22 |

経済サーベイランス 26

| | |
|------------------------|----|
| 国別サーベイランス | 28 |
| サーベイランスプロセスを振り返る | 28 |
| マルチラテラル・サーベイランス | 31 |
| 政策助言 | 35 |
| データ | 43 |

融資 44

| | |
|--------------------|----|
| 非譲許的融資 | 45 |
| 譲許的融資 | 50 |
| プログラムデザイン | 51 |
| 政策支援インストルメント | 54 |

能力開発 55

| | |
|-------------------|----|
| 技術支援 | 56 |
| 研修 | 62 |
| 能力開発へのドナー支援 | 62 |

| | |
|----------------|-----|
| 注釈 | 104 |
| 頭字語及び略語 | 110 |
| 総務会への送り状 | 111 |

ボックス

| | |
|--|-----|
| 原油価格下落が財政に及ぼす影響 | 13 |
| 大災害抑制・救済基金 | 15 |
| 女性と労働 | 19 |
| 2.1. 金融的な視点を吹き込む | 29 |
| 2.2. 世界経済にかかるリスクを評価する | 32 |
| 2.3. チュニジアの再生を支援する | 53 |
| 2.4. 低所得国向けゼロ金利政策 | 54 |
| 2.5. 財政評価ツール | 58 |
| 3.1. セーフガード評価: 政策と活動 | 70 |
| 3.2. HQ1ビル改修工事進行状況 | 71 |
| 3.3. 政策に影響力を及ぼす新たな人々への アウトーリチ活動 | 77 |
| 4.1. 欧州新メンバー国への政策 | 100 |

図

| | |
|---|----|
| 2.1 2006～2015年度(年度末4月30日)に 承認された取極 | 52 |
| 2.2 2006～2015年度の非譲許的融資残高の推移 | 52 |
| 2.3 2006～2015年度の譲許的融資残高の推移 | 53 |
| 2.4 IMFの主要な活動のコストの内訳、2015年度 | 56 |
| 2.5 能力開発への支出、2012～2015年度 | 56 |
| 2.6 2012～2015年度、所得グループ別 技術支援実施状況 | 57 |
| 2.7 2012～2015年度、所得グループ別 技術支援実施状況 | 57 |
| 2.8 2012～2015年度、項目別技術支援実施状況 | 57 |
| 2.9 2012～2015年度、地域技術支援センター(RTACs)を 通した技術支援実施状況 | 61 |
| 2.10 2012～2015年度、所得グループ別IMF研修参加者 | 62 |
| 2.11 2012～2015年度、地域別IMF研修参加者 | 63 |



財務、 組織及び 説明責任



これまでと これから

| | |
|-----------------------|----|
| IMF組織図 | 64 |
| 予算と収入 | 66 |
| 人事政策と組織 | 73 |
| 説明責任 | 75 |
| 外部関係者へのアウトーチと交流 | 76 |
| クオータとガバナンス | 79 |
| 透明性 | 80 |
| 理事及び理事代理 | 82 |
| 幹部 | 84 |

| | |
|---------------------|--------------|
| これまでを振り返る | 88 |
| ラテンアメリカ | 88 |
| アフリカ | 91 |
| アジア | 94 |
| 中東・中央アジア | 96 |
| 東欧及び中欧 | 99 |
| IMF創設70周年を迎えて | 112 & 裏表紙 |
| これから | 102 |
| 持続可能な開発に融資する | 102 |
| 進行中の財政分野の活動 | 103 |

| | |
|--|----|
| 表 | |
| 2.1 2015年度に承認された一般資金勘定の取極 | 45 |
| 2.2 IMF一般資金勘定からの融資の条件 | 46 |
| 2.3 譲許的融資制度 | 48 |
| 2.4 2015年度の貧困削減・成長トラスト(PRG)で 承認または拡充された取極 | 50 |
| 2.5 エボラ出血熱拡大被害国へのIMF支援、 2014年6月－2015年4月 | 51 |
| 3.1 主要分野別予算－2014－2018年度 | 67 |
| 3.2 2015年度財務諸表に計上された運営費用 | 68 |
| 3.3 6ヶ月以上の対IMF延滞債務の 国別・勘定分類別金額 | 72 |

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

本報告書の分析及び政策に関する考察はIMF理事会のものである。

IMFの会計単位は特別引出権(SDR)である。IMFの財務データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものである。2015年4月30日現在の換算レートは、1米ドル=0.71103SDR、1SDR=1.40642米ドルである。1年前(2014年4月30日)の換算レートは、1米ドル=0.645290 SDR、1SDR= 1.54969米ドルだった。

1billionとは1,000 million、1trillionは1,000 billionを表す。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして、統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

IMFについて

国際通貨基金(IMF)は、通貨に関する国際協力の中核機関である。世界の大半にあたる188カ国が加盟するIMFでは、共通の利益の促進のため各国が協働している。国際通貨制度の効果的な運営を監督するIMFの主な目的は、外国為替の安定性、及び国際貿易の均衡ある成長の促進である。これは持続可能な経済成長を実現し生活水準を向上させるうえで不可欠な要素であり、これにより各國及びその国民が他国の財やサービスを購入することができる。

IMFの全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策の国、地域、及び世界に及ぼす影響を議論する場であるとともに、一時的な国際収支上の問題への対処や能力構築に取り組む加盟国を支援するためのIMF融資について決定を下す。本年次報告書は、2014年5月1日から2015年4月30日までのIMFの理事会、マネジメント、及びスタッフの活動を報告するものである。ギリシャ向け融資のデータの一部は年度終了後にアップデートされたものを掲載している。本報告書は、IMF理事会の見解及び政策協議を反映している。なお理事会は本報告書の政策に積極的に参加している。

IMFの主な役割は以下のとおり。

加盟国に対し、マクロ経済の安定性の達成に資する政策導入で助言を行う。マクロ経済の安定性を達成することで、経済成長が加速化し貧困が削減される。

国際収支上の問題に取り組む加盟国に対し融資を一時的に行う。国際収支上の問題とは、対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥った状態を指す。

加盟国の要請に基づき、健全な経済政策の導入に必要な専門知識及び制度の構築に取り組む加盟国を支援するために、技術支援と研修を行う。

IMFはワシントンDCに本部を置く。また世界的な活動の広がりと加盟国との緊密な関係を反映し、世界中に事務所を設置している。

IMF及びその加盟国についての詳細は、IMFのウェブサイト、www.imf.orgで閲覧可能となっている。

専務理事からのメッセージ



昨年は、国際社会にとり思いがけず挑戦の年となりました。IMFは、より力強く包摂的な成長の推進及び国際協力の強化を引き続き重視するなか、迅速な調整が必要な経済情勢に直面しました。

第一に、原油価格が突如急落しました。世界経済で新たな凡庸が懸念されるなか、価格の下落は、我々の加盟国の大半の成長を支え結果としてプラスとなりました。しかし、原油産出国は困難な調整に迫られました。こうした情勢により、IMFの分析と政策助言が重視されるようになりました。

第2の挑戦は、ギニア、リベリア、及びシエラレオネでのエボラ出血熱の流行です。これはまさに生と死の問題であり、これら3カ国が危機に対処し経済を再び軌道に乗せることができるようIMFは迅速に対応しました。我々の大災害対応制度の改善に踏み切るなど、4億ドルを超える支援と債務救済を行いました。

第3の挑戦は、ギリシャの現在の問題へのバランスの取れた解決策を見出すことでした。我々は経済が混乱期にあるギリシャへの支援に引き続きコミットしています。

また昨年はIMF全体にとり革新の年でもありました。近年取り組んできた包摂的成長やジェンダーに関する研究を、我々の国別の作業に組み込むことを目標としたプログラムを試験的に実施しました。また、政府関係者そしてより広く多くの人々が受講可能な研修コースを開設するとともに、無料のデータイニシアティブを立ち上げ、イスラム金融で加盟国と連携を進めました。

さらに我々は、2010年のIMFクオータ及びガバナンス改革の早急な実施で加盟国との関係を継続しました。IMF加盟国は、IMFの信頼性、正当性及び実効性で、これら改革が重要かつ喫緊の課題であることを改めて確認しています。

今年は、東欧・中欧諸国におけるこれまで25年間の成果を振り返る良い機会でありまた創設70周年を迎えたIMFの活動を振り返る1年でもありました。さらに、国際連合のミレニアム開発目標の成果を足場とともにエネルギー価格を適切に設定し気候変動政策を支援することで、未来のための計画を打ち出す時でもありました。2015年、国際社会は2030年までに貧困を削減し包摂的成長を強化するための目標と政策を打ち出すことになります。

2015年年次報告書では、エッセイやグラフィックを用いた新たなアプローチを取り入れ、こうした分野や他の分野でのIMFの活動を報告しています。IMF理事会の政策指針は、国際金融の安定性と成長の確保のための取り組みの柱であり、これまでと同様、本報告書は理事会の活動を重視しています。

クリスティーヌ・ラガルド

2015年度のIMFの主な活動

IMFは新たに緊急救済基金を設立するとともに、加盟国への金融支援を継続して行った。

務救済のためのグラン트を提供する。IMFは、ギニア、リベリア、及びシエラレオネに対し適格債務の負担を軽減するために、9,500万ドルのグラントを提供した。またIMFは、同3カ国を対象に「拡大クレジット・ファシリティ (ECF)」下のプログラムをそれぞれ、6,360万ドル、1億1,170万ドル、4,820万ドル拡大するとともに、ギニア及びリベリアに対し「ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF)」へのアクセスをそれぞれ、3,980万ドル、4,550万ドルを承認した。

メキシコ及びポーランドに対する、合計880億ドルの「フレキシブル・クレジットライン(FCLs)」下での継続的取極、並びにモロッコに対する45億ドルの「予防的信用枠」を承認した。また、ジョージア、ホンジュラス、ケニア、セルビア、セーシェル、及びウクライナ向けの新規取極を承認した。資金コミットメントは194億ドルに達する。ラピッド・クレジット・ファシリティ下では、中央アフリカ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マダガスカル及びセントビンセント及びグレナディーン諸島に対し、合計1億1,700万ドルの融資の支払いを新たに承認した。ボスニア・ヘルツェゴビナの1億1,890万ドルの「スタンダバイ取極」の強化も承認した(低所得国・途上国向けの全支援については、表2.3を参照)。

エボラ出血熱による危機に対応すべく設置された「大災害抑制救済基金(CCRT)」は、他の国々に拡大する可能性のある自然災害や公衆衛生面で大きな被害にあった最も貧しい国・最も脆弱な国々に債務救済のためのグラントを提供す

複数の政策レビューを終了

2014年の「3年毎のサーベイランスレビュー(TSR)」のフォローアップ作業が行われている。専務理事の行動計画は、リスクと波及効果、マクロ金融及びマクロ上重要な構造的課題など、サーバイランスの中核的分野を全て網羅している。

「金融セクター評価プログラム」の見直しにより、2009年に実施した改革により、同評価の焦点、実効性、及び影響力が向上したことことが判明した。

IMFの「債務上限政策」改革案が採択された。2015年6月末に施行となった新規政策は、中期的持続可能性にかかるリスクを抑制しながら、生産的投資の資金手当てを行うための柔軟性が一段と向上している。

独立評価機関(IEO)の提言にしたがい、IMFの貿易問題に関する作業の見直しが完了した。同評価は、IMFの向こう5年間のワークアジェンダの根底にあるマクロ上重要な貿易問題を対象とした。

IMFスタッフが、サーバイランス(政策監視)の際のマクロプレーデンス政策に関する助言の強化に向けガイダンスノートを作成した。同ノートは、国際的な基準設定者の活動及びマクロプレーデンス政策(すなわち、金融システムの健全性の確保目的とした当局による政策)をめぐる各国の経験の変化を考慮している。

IEOの提言を受けそれまでの作業を土台に、加盟国が保有する外貨準備高の適正水準を決定するための新たな枠組みを構築した。これは、外貨準備高の適正水準を評価する従来の手法より、各国の状況を考慮したものとなっている。

専務理事のグローバル政策アジェンダからの抜粋。詳細は注釈を参照。

2015年のIMFの政策優先課題

加盟国が抱える 課題に焦点を絞った 分析作業・政策作業

先進国・地域の生産性向上のための改革、女性の労働参加、所得格差の要因、湾岸協力会議加盟国経済の多様化、欧州先進国・地域の若者の失業など、根底にあるマクロ上重要な問題に関する作業。金融政策及び金融部門政策の分析では、為替介入の役割及びイスラム金融の影響が焦点となった。財政に関する政策作業・分析作業には、歳入確保、納税コンプライアンス及び、中東や北アフリカ、コーカサスや中央アジアの原油輸出国における公共投資の効率性などがあった。

技術支援と研修を通した、集中的な能力開発の継続

能力構築—より実効性ある制度や法的枠組みの構築、及び経済の安定性や包摶的成長を促進するより効果的な政策の策定に努める加盟国への支援—では、低所得途上国が重視された。また、タイの地域技術支援事務所は、ミャンマー及びラオスでの技術支援や研修への需要に対応する上で中核的な役割を担った。その他、「能力開発のためのソマリア信託基金」の設立、クウェートの「IMF—中東経済金融センター」が正式な立ち上げを迎えるとともに、IMF初の中東地域研修所を開設した。さらに、債務の持続可能性及びエネルギー補助金改革に関する大規模公開オンラインコースを新たに2コース開設したこと、IMFの研修が一段と広く活用されることになった。

専務理事のグローバル政策アジェンダが示す優先課題

加盟国

ユーロ圏

効果的な需要支援を実施
労働市場及び製品市場改革の実施

アメリカ

円滑な金融正常化
中期財政健全化計画の策定

日本

財政及び構造改革の実施
金融政策の伝播の改善

中国

需要の再調整の管理
投資過剰な部門の脆弱性への対処

新興市場国・地域

対外脆弱性への対処
潜在成長率の改善

低所得途上国

政策枠組みの強化
財政及び対外バッファーの再構築

IMF

金融政策

政策の逸脱の影響の評価
金融政策と金融の安定性の相関性の分析

金融部門政策

マクロ金融分析の深化
マクロブルーデンス政策に関する助言を提供

財政政策

政策によりどのように長期的成長を促進することができるかについて検証
枠組みや制度に関する助言の強化

構造改革

構造改革に関する助言の強化
投資効率の改善措置に関する助言

グローバル政策アジェンダ

専務理事の「グローバル政策アジェンダ(GPA)」は、IMFの政策諮問委員会である国際通貨金融委員会(IMFC)に1年に2回提出される。GPAは、IMF加盟国が抱える政策課題を明らかにし、前回のGPAからの進捗を評価し、世界レベル・各国レベルで必要な政策対応の概要を示すとともに、IMFがどのようにこうした政策対応を支援することができるかを提示する。

GPAはIMF及びその加盟国の重要な青写真と認識されている。また、2014年の「3年毎のサーベイランスレビュー(TSR)」やTSRとともに発表された専務理事の「サーベイランス強化のための行動計画」で強調されたように、IMFのマルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)活動でも重要な位置を占める。GPAはIMF理事会が非公式に協議する。

2015年4月のGPAである「世界の課題とともに立ち向かう」は、「均衡ある持続的な成長の促進には、今日の実際の総産出量と明日の潜在GDPを強化するとともに、リスクを低下させ新たな世界的な課題に対応するための総合的な政策パッケージが不可欠である」と指摘している。

同報告書の主な提言は以下のとおり。

今日の成長を引き上げる: 成長と雇用の促進には、金融緩和の継続、及び適切と判断されるところでは財政政策での支援が必要である。しかし、政策の実効性の向上と金融の安定性の確保が不可欠である。これには、過剰債務への取り組みと、過度の金融のリスクテイクではなく生産的な投資の促進などを含む。米国の金利の引き上げが迫っていること、そして通貨の変動が大きいことから、なかでもリスクを管理しレバレッジの拡大を管理する積極的な政策が必要である。財政の枠組みを強化することで、成長に配慮した歳入と歳出を実現するとともに財政リスクを封じ込めることができよう。

明日の見通しを強化する: GPAの他の分野と比べ、構造改革は遅れている。ターゲットを絞った構造改革により、投資と生産性を向上させることができる。ボトルネックは異なるものの、優先事項として、原油価格の下落という機会を利用したエネルギー補助金改革の推進、金融の深化、インフラの改良、雇用の増大、製品市場の歪みの解消、及びビジネス環境の改善などが挙げられる。伝統的な分野に加えサービスや規制といった新たな分野での貿易改革が、他の構造改革を補いつつ強化する。

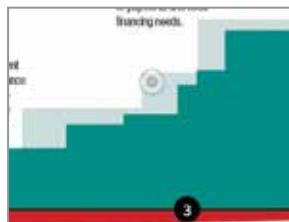
未来のために連携する: 非同期的な金融政策の通貨及び資本フローへの影響は、国際通貨制度の耐性を高め、ダイナミックな新興市場国・地域の統合を進めるとともに、十分かつ一貫した国際的なセーフティネットを確保することが必要であることを浮き彫りにした。重要な国際会議が3件開催されるなど、2015年は、世界が今後15年そしてその後も持続可能な開発に向け進むべき道を定める絶好の機会である(パート2参照)。

IMFの今後の活動: GPAは、IMFは、火急の課題を抱える加盟国に対し柔軟な融資取扱を提供することで、本政策アジェンダに取り組む国々を支援するとしている。また、IMFは、政策助言と能力開発を密接にリンクさせるとともに、成長志向型の財政政策とマクロ面で重要な金融部門改革及び構造改革の実施といった優先課題を明確にし、過剰債務への対処にコミットしていると述べた。さらにGPAは、国際通貨制度が抱える課題を検証し、2015年の世界開発課題を推進するとともに、自らの業務を加盟国とのニーズの変化に合わせ調整していくとも述べている。クオータ及びガバナンス改革の完全な実施が、最優先課題である。

スポットライト



原油価格下落の
IMF加盟国への影響 12



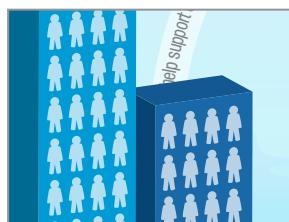
エボラ出血熱への対応：
緊急融資と新規制度 14



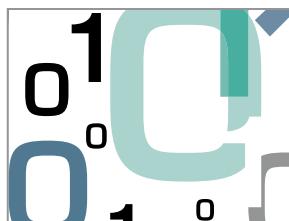
IMFの
ウクライナ支援 16



雇用と成長 18



オンラインコースを
通して広がる
IMFの研修 20



無料データ
イニシアティブ 22

原油価格下落のIMF加盟国への影響



過去1年を通した原油価格の想定外の急落(2014年9月から2015年1月の間に50%以上下落)は、IMF加盟国全体に大きな影響を及ぼした。この下落は、一次産品価格の下落というより広い潮流のなかで起こったもので、世界経済の成長の後押し要因となり多くの原油輸入国に恩恵をもたらした一方で、原油輸出国の経済活動の重しともなった。

価格下落の要因は(OPEC: 石油輸出国機構の加盟及びOPEC非加盟国での)生産増大と、欧州及びアジア太平洋地域をはじめ世界の石油需要の伸びが著しく減速したことによる。

価格の下落幅は予測家や市場を驚愕させた。2014年10月の「世界経済見通し(WEO)」は、2015年の1バレル当たりの平均価格を先物市場の価格想定を基に99.36ドルと予測していたが、2015年4月のWEOでは、2015年は58.14ドル、2016年は65.65ドルを想定している。WEOは、原油低価格時代の投資に焦点を当てながら、一次産品市場の動向の詳細な分析と予測を示した。

IMFの活動への大きな影響

原油価格の下落がIMF加盟国に及ぼした影響は、IMFの業務にも大きな影響をもたらした。国別サーベイランス、マルチラテラル・サーベイランスはともに、急速に変化する環境に合わせ調整された。4条協議や「地域経済見通し」、IMFの旗艦刊行物であるWEOや「国際金融安定性報告書(GFSR)」、「財政モニター」全てで、原油価格関連事項を大きく扱った。

IMFはマクロ経済全体への影響はプラスと評価したが、リスクを強調した報告書もあった。たとえば2015年4月のGFSRは、「原油価格の変動のスピ

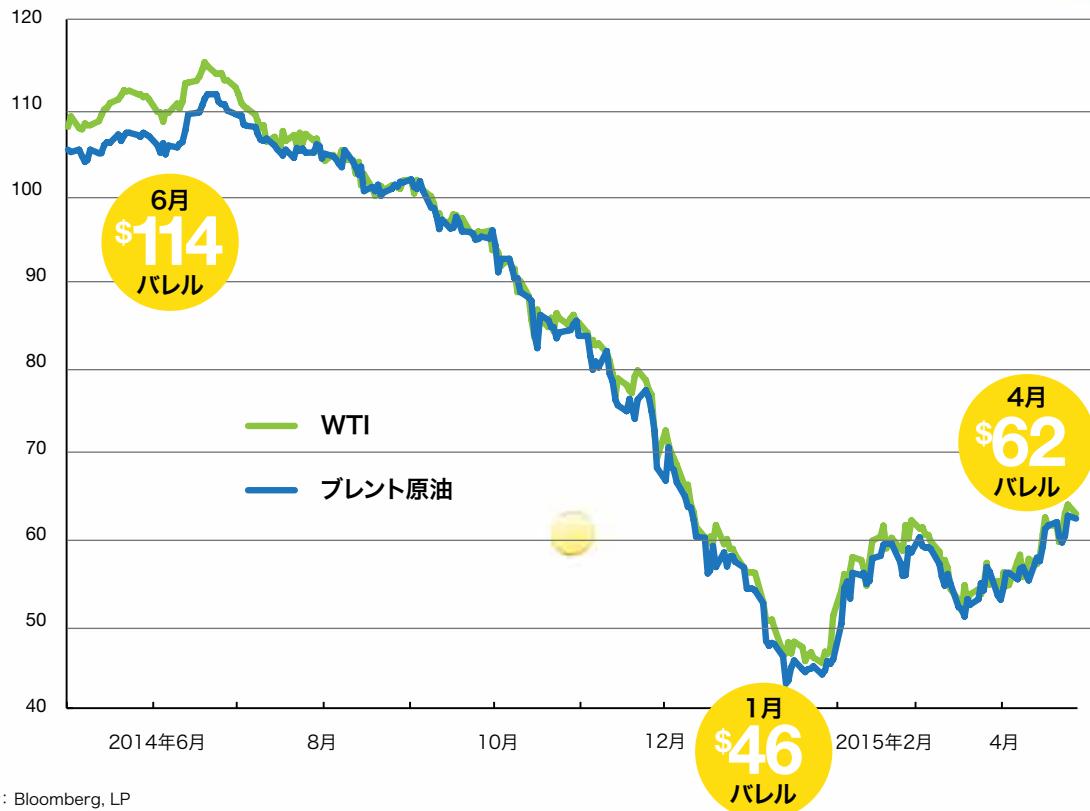
ードと変動幅の大きさは、金融部門を介してストレスがどのように伝播するかという疑問を提起している」と指摘した。さらに、原油価格の下落が「金融の脆弱性を引き起こす」可能性がある経路について言及している。たとえば、「信用リスクの上昇と国や企業の借り換え条件の悪化という相互循環的関係、資金調達市場における石油の余剰金のリサイクルの減少、及び長期にわたるエネルギー価格の高ボラティリティを受容する金融市場のインフラ能力にかかる抑制」などである。

国別の傾向

IMF理事会は、原油価格の下落の影響を分析する報告書や文書の審議に大きくかかわってきた。旗艦報告書の分析の詳細な議論に加え、国別の傾向も見直した。たとえば、2015年1月から3月31日までの理事会による4条協議に関するプレスリリースを分析した結果、21件の理事会による4条協議の評価の58%で原油価格の低下の影響について言及しており、なかでも原油産出国への影響に一段と注視していたことが明らかになった。

オリビエ・ブランシャールIMF経済顧問と調査局の一次産品チームを率いるラバ・アレズキ氏は、IMFのブログであるIMFダイレクトに原油価格下落に関する論説を寄稿した。この論説「最近の原油価格低迷をめぐる7つの疑問」は、原油市場のメカニズム、様々なグループや金融の安定性への影響、さらには自国経済への影響に対処するために政策担当者が取り得る措置などを分析している。これは、1年間で掲載されたブログで最も閲覧数が高かった。

原油価格 (米ドル、1バレル当たり)



出所: Bloomberg, LP

WTI: ウエスト・テキサス・インターミディエイト原油



原油価格下落が財政に及ぼす影響

国際原油価格の下落は、財政の面でも原油輸入国・輸出国に大きな影響を及ぼした。2015年4月の財政モニターは、原油価格の影響のなかでもこの点を強調し、原油輸入国はこれにより便益を得、輸出国は損失を被る可能性が高いと述べた。

財政モニターは「大きな影響を及ぼす可能性があるが、便益は多くの国や地域で見られる一方で、財政面への負の影響は比較的少数に集中するだろう。原油輸出国が世界のGDPに占める割合は原油輸入国より低いが、これらの国々の経済や予算に占める原油の比重がはるかに大きいことを勘案すれば、輸出国はより大きなショックに直面することになる」と続けた。

財政モニターによると、多くの輸出国で脆弱性は価格下落前から蓄積していた。高価格時代の収入は大幅に増加した経常支出や資本支出に使われた。結果、財政面からみた原油価格の損益分岐点は中東の大半の輸出国で上昇、支出をカバーする

ためには価格は2015年想定価格の58ドルを大きく上回る必要がある。

原油価格の下落の財政面への影響はなかでも、主に燃料補助金とエネルギー課税に関連している。財政モニターは、原油価格の消費者物価へのパススルー効果が高ければ、財政の節約分は低くなるだろうと結論付けている。たとえば、補助金を一切導入せず歳入を石油料金やその他の税から捻り出している原油輸入国は歳入が悪化するかもしれない。その一方で、原油価格の下落分が全て消費者に還元されるならば、総需要と歳入が力強さを増す可能性もある。

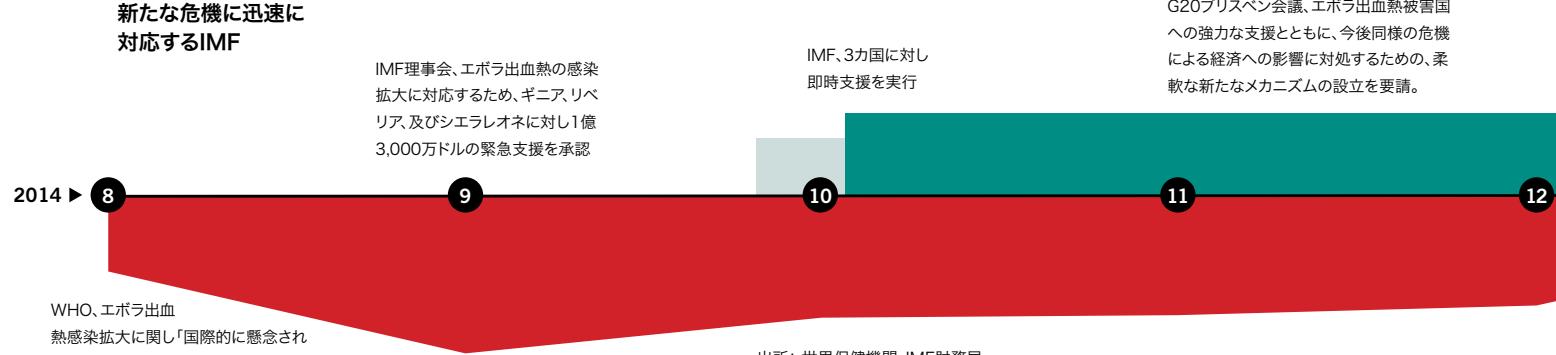
IMF地域局は、4条協議と地域レベルのサーベイランス活動を通じ、財政収支の強化につながるであろう燃料補助金及び税制の改革の機会を特定した。これは、原油輸入国・輸出国双方に当てはまるものであり、財政収支を強化し優先分野への支出拡大のための財政面での余力を構築することになる。多くの原油を輸入している低所得途上国の財政は、原油価格の下落によりエネルギー補助金が減少することから、改善すると見られる。

エボラ出血熱への対応： 緊急融資と新規制度

「エボラ出血熱に対し、我々の加盟国は一丸となり対応するという大きなコミットメントを示した。なかでも大災害抑制・救済基金の新設の承認に向けられた支援に感謝する。同基金は、ギニア、リベリア、シエラレオネ、そして今後他の国々の人々に、変化をもたらすことになる。」

クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事、2015年2月5日

伝染病との戦いへの金融支援は、経済・社会的緊張にある加盟国に対し国際収支上の支援を行うというIMFのマンデート（責務及び権限）に該当する。理事会はこうした対応措置ひとつひとつを慎重に審議し、融資及び（「大災害後債務救済基金」を改革する形での）CCRTの創設の要請を全て承認した。



西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行は、国際社会にとり未曾有の公衆衛生危機となつた。ギニア、リベリア、及びシエラレオネで約2万6,000人が感染し1万600人以上が死亡するなど爆発的に拡大した。これによりこれら3カ国の経済活動が事実上停止状態に陥るとともに、危機が拡大するのではないかという不安が高まつた。

IMFは迅速かつ柔軟に対応、エボラ出血熱により新たに多くの資金を調達しなければならなくなつた3カ国政府に、約4億400万ドルの直接融資を行うことにコミットした。緊急融資はまず2014年9月に加速的な対応を基に実行された。その後被害規模が明らかになると、2015年はじめに、「貧困削減・成長トラスト」下で追加的融資を、さらには新たに設立された「大災害抑制・救済基金(CCRT)」で債務救済を行うなど、その支援を強化した。

クリスティーヌ・ラガルド専務理事は、2014年11月のオーストラリアのプリスベンで開催されたサミットで、G20首脳に対し追加的融資案を発表した。プリスベン提案を実行したIMFは、エボラ出血熱の被害国へのコミットメントを100%果たした最初の国際機関となつた。

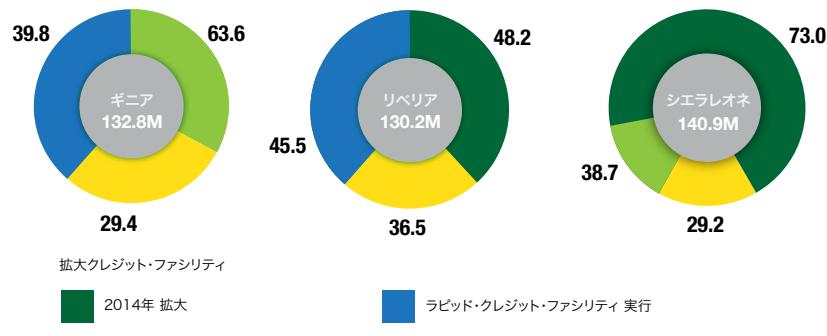
譲許的融資：IMFはエボラ出血熱の被害にあった3カ国に対し、ゼロ金利で3億900万ドルの支援を迅速に行った。融資は、「ラピッド・クレジット・ファシリティ」及び「拡大クレジット・ファシリティ」を通じ実行された。融資は迅速に実行され、危機対応を支援すべく早急に必要だった資金を提供した。

債務救済：IMFの対応措置の特徴のひとつが、CCRT設立の決定である。エボラ出血熱の影響を受けた3カ国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）は、国際収支上の圧力を軽減するために、2015年度に債務救済のための9,500万ドルのグラントを受け取つた。

政策助言：エボラ出血熱の流行後、これら3カ国全てでGDPが縮小した。IMFの政策助言の主な要素のひとつは、伝染病と戦い景気後退の一層の深刻化を防ぐための財政赤字など拡張的なマクロ経済政策を支えることだった。IMFスタッフは、爆発的な流行が続く間も3カ国政府当局それぞれと相互に交流し、また危機が収束に向かいだすと協議の焦点は経済成長の早期回復というより長期的な課題に移つていった。

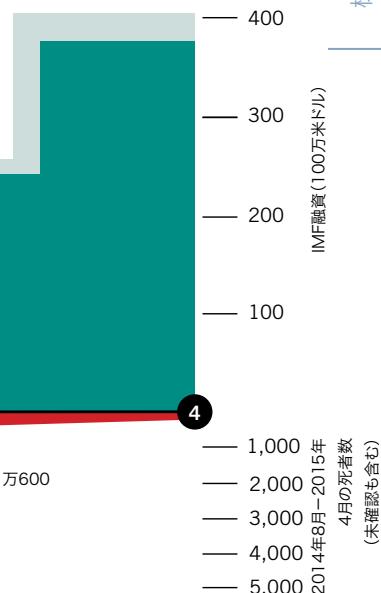
IMFのエボラ出血熱被害国への支援:4億400万ドル

IMF融資(100万米ドル)



出所: IMF財務局

IMF、エボラ出血熱拡大への対応支援を100%実施。感染拡大前に承認された融資も継続。



2015 ▶ 1

2

3

4

2015年4月までに、ギニア、リベリア、シエラレオネで死者数は未確認の人数も含め、1万600人に達した。

大災害抑制・救済基金

2015年2月、IMFは大災害抑制・救済基金(CCRT)を設立した。これによりIMFは、大きな自然災害や伝染病の流行も含めた公衆衛生面で大きな被害を受けた最も貧しい国や脆弱な国に、債務救済のためのグラントを提供することができる。この新設された基金は、ドナー融資やIMFの譲許的融資を補完するためのものである。債務の支払い免除により、災害を原因とした例外的な国際収支上のニーズに対応し、災害の抑制・復興努力のための資金を追加的に確保することができる。

CCRTは、ハイチの大地震を受け2010年に設立された大災害後債務救済基金を改革し設立された。CCRTには二つの枠がある。(1)大災害後救済のための枠は、地震や台風といった自然災害の後に例外的な支援を行う。(2)大災害抑制枠は、公衆衛生危機の拡大を封じ込めるための支援を行う。

大災害抑制のための枠の導入は、保健制度が脆弱な貧困国は公衆衛生危機による脅威の拡大を封じ込める能力に限りがあり、国際社会がそのような国々へ大々的な支援を行うことに強い関心を示していることを反映している。公衆衛生危機に見舞われた適格国低所得国は、IMFの次の債務の支払いを

迅速に行うことができるよう、グラントを早急に受け取る。グラント支援額は最大でクォーターの20%で、例外的に追加的な債務救済も可能である。

CCRTによる支援は、低所得途上国38カ国が利用できる。これらの国々は、譲許的借入の適格性を有し、一人当たりの所得が1,215ドル未満、人口が150万未満の小国については2,430ドル未満となっている。

CCRTの二つの枠

大災害後救済のための枠

地震や台風といった自然災害の後に例外的な支援を行う。

大災害抑制枠

公衆衛生危機の拡大を封じ込めるための支援を行う。

IMFのウクライナ支援

2015年3月11日、IMF理事会は、ウクライナに対し4年間・175億ドルの「拡大信用供与措置」の取極を承認した。約50億ドルは即時拠出である。

このプログラムは、同国の経済を回復軌道に乗せ、対外的な持続可能性を回復し、財政を強化し、構造改革・ガバナンス改革を進め経済成長を支え、国の最も脆弱な層を保護するという目標を掲げているが、その達成には困難が伴う。

1991年の独立以降ウクライナは、2008年の金融危機後も含め複数のIMF支援プログラムを受けた。しかし、そのどれもが持続的な改革の推進という目標を達成できずにいた。2010年の改革は成功を収めることができず、またウクライナのマクロ経済問題は悪化した。賃金及び生産コストは上昇したが、生産性は改善しなかった。最終的には競争力が大きく落ちこむことで経済成長は止まり、輸出が低迷した。

2014年に急速に悪化

2014年2月に誕生した新政府は、マクロ経済と金融の安定性を確保するプログラムに着手した。しかし、東部での戦闘が激しさを増し状況は急速に悪化した。2014年の第4四半期にはGDPが前年から14.8%縮小し、追加的融資が必要となつた。外国為替市場は不安定化し、銀行は危機に陥った。

当局は、IMFをはじめとする国際社会からの新たな大規模融資に支えられた、より野心的かつ包括的なプログラムで対応した。IMF新規プログラムの第一ステップは、ウクライナの金融の安定化だった。これは他の国際支援や債務再編とともに、2015年～2018年で約400億ドルと推定される同国の外部資金調達ニーズをカバーする。同国の外貨準備高は、2015年末までに約180億ドルと3倍に増える見込みである。タイトな金融スタンスにより抑制され、インフレ率は2017年はじめまでに一桁台まで下がるだろう。

赤字問題に取り組み、脆弱層を保護する

加えて、赤字削減は資金調達ニーズ及び公的債務の減少に貢献することができる。これには、エネルギー価格を引き上げガスを独占する国営企業の準財政赤字を抑制することも含む。こうした措置から最も脆弱な人々を保護し改革への支持を得るた



めに、2015年の社会保護プログラムへの支出の合計をGDP比の4.1%相当にするとの目標を立てた。これは2014年から30%の増額であり、エネルギー料金への支援が4倍となっている。

次のステップは、競争力回復による成長の活性化で、まずは柔軟な為替制度からはじめる。加えて、銀行システムは、与信が再び成長するよう、資本増強や清算努力を通じ健全性の回復に努めることになる。

腐敗と既得権益に対処する

また、生活水準をウクライナの周辺諸国の水準まで引き上げる持続的な成長を阻んでいる構造面の障壁に対処するために、断固たる措置を採ることが等しく重要である。たとえば、規制緩和や税制改革、透明性、公的財政管理の改善、さらには国営企業改革である。最後に、腐敗の問題には、法制度の強化、司法の実効性の強化措置、及びウクライナの既得権益の歪みをもたらし得る影響を抑制するための措置などで、集中的に対処する。

ウクライナ当局は直近数カ月で、根深い問題に対処しそれまでの持続不可能な政策と決別するために断固たる取り組みを進めてきた。IMF及び国際社会はウクライナの改革プログラムの追求を支援している。



2015年度のIMFのギリシャとの関係

2015年度を通じIMFは、EFF下の拡大取極が支援する経済プログラムでの進展と、公的機能全般の運営能力強化に向けた当局への技術支援や研修に焦点を絞り、複数の面でギリシャとの関係を継続した。

2014年5月、IMF理事会は拡大取極の下でのギリシャのパフォーマンスに関する5回目のレビューを終了した。レビューの終了により、同取極の下で約42.4億ドルの拠出が可能となり、EFFでの融資実行総額は約143.8億ドルとなった。レビュー終了の際に理事会は、国内の延滞債務のパフォーマンス基準の非遵守の免除を承認した。

年が進むにつれ、ギリシャ当局、IMFの上級幹部、ユーロ参加国政府、欧州委員会、及び欧州中央銀行の高官代表との交流が活発化した。こうした交流で、第6回レビューの完了への道を開く合意に達するまでの進歩に関連した一連の事項に対処した。こうした交流は、急進左派連合を中心とした連立政権の樹立につながった2015年1月の総選挙後も続いた。

IMFとギリシャの関係の重要な要素のひとつに、能力開発がある。対象は、税制分野、税政策、公的財政管理、銀行システムの規制と監督、及びその他の重要な行政分野だった。政策に関する協議は2016年度も継続して行っている。

2015年度終了後、ギリシャは、同国の経済危機が深刻化するなかIMFへの債務が延滞となつたが、7月20日に延滞国から脱した。IMFは、経済混乱にあるギリシャへの支援を継続することにコミットしている。

雇用と成長

過去5年間で、雇用創出と包摶的成長の促進は、IMFの活動においてますます重要な位置を占めるようになった。

技術革新やグローバル化、人口動態のトレンドが変化するなか加盟国は、こうした課題に加え、何百万人という人々が職を失い失業者が急増するなど2008年～2009年の金融危機から派生したマクロ経済的な課題に直面している。

格差をめぐるIMFの活動は「格差と持続不可能な成長：ひとつのコインの表と裏？(Inequality and Unsustainable Growth: Two Sides of the Same Coin?)」、「再分配、格差、成長(Redistribution, Inequality, and Growth)」、及び「所得格差と財政政策(Income Inequality and Fiscal Policy)」など、この問題に関するIMF調査局及び財政局によるリサーチが契機となった。2014年2月、理事会は「財政政策と格差(Fiscal Policy and Income Inequality)」に関するスタッフが作成したペーパーについて協議した。同ペーパーは、政府が所得分配に影響を及ぼすために利用することができる主要なツールである財政政策に焦点をあてている。ここでは、利用可能な税や歳出オプションを調査し、職や所得の伸びへの好ましくない影響を最小限にとどめるために、これらをどのように設計すべきかという点を検証した。スタッフは今後も、年次協議などの場を含め、格差に関する直近の分析を活用していく。

2013年の理事会協議のために作成されたペーパー「雇用と成長：分析結果とIMFの活動への含意(Jobs and Growth: Analytical and Operational Considerations for the IMF)」では、雇用創出と包摶的成長を実現するための戦略の策

定に取り組む加盟国への支援でのIMFの役割について議論しており、同分野の傾向分析を改善し政策助言を強化する余地があると結論付けている。

雇用と成長をIMFの活動に組み込む

2013年の理事会文書の発表後、雇用と経済成長を重視しこれをIMFの活動に組み込むプロセスが始まった。局横断的な諮問グループの指針を受けながらリサーチは引き続き強化されている。地域局は、試験的に雇用と成長に関する活動を取り入れる4条協議を特定した。この4条協議が進行するにつれ、理事会の国別の評価の一部となっていく。2016年度は、複数の4条協議でこの作業が行われる予定である。

2014年の3年毎のサーベイランスレビュー(TSR)は、雇用と成長に関する活動を一段と強化するよう提言している。なかでも、財政政策と金融部門の情勢が成長に及ぼす影響をより注視し、加盟国の雇用創出という目標の達成を支援するために労働市場政策に関する助言を拡大とともに、加盟国当局の目標や抱える制約をさらに十分に勘案し助言を各国の状況に合わせ調整するよう提言している。4条協議のTSRサーベイ結果は、雇用と成長の問題がIMFの同分野の活動に今まで以上に組み込



まれているという分析を裏付けている。その背景には、サーベイランスツールの強化、労働統計の改善及び統計という要因があった。

リサーチとサーベイランス

調査の分野では、広範な分析作業が進められている。

成長: 経済構造改革の利益の数量化、成長を支えるにあたっての融資アクセスの役割、及び経済の多角化の重要性

雇用: 欧州における若者の失業、ユーロ圏の賃金の抑制の役割、労働市場改革の影響、新興市場及び途上国・地域におけるインフォーマルセクター

包摂性と所得分配: 女性の労働参加の拡大、財政政策の所得分配への影響の評価、労働市場制度、資本取引の自由化

地域サーベイランスの分野を見ると、アフリカ局による2014年4月の地域経済見通しは、サブサハラアフリカでの雇用創出のための経済政策努力が、どのように同地域の成長の包摂性を高めるかについて検証している。この分析結果は、雇用と包摂的成長を主要議題に掲げた2014年5月のモザンビークでの会議で発表された。

2014年5月のヨルダン・アンマンの会議でもやはり、中東及び中央アジアの雇用と成長についての問題が取り上げられた。

女性と労働



雇用と包摂的成長の不可欠な要素は、女性の職場での役割である。女性は世界の人口の半分以上を占めるが、記録を見ると経済活動、成長、福祉への貢献度はその可能性を大きく下回っている。これは、GDPの損失という点から深刻な状況である。

最近数十年で大幅に進歩したがそれでも、世界的に労働市場は性別によ

り分かれており、男女平等に向けた進歩は頓挫したかのように見える。2014年9月のスピーチ「女性のエンパワーメントが持つ経済パワー」でクリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事は、世界で働く女性が直面している障壁について述べた。「労働参加したとしても女性は低賃金で職場の中でいつまでも低い職にとどめ置かれことが多い。世界的にみても女性の賃金は男性の4分の3だ。同等の教育を受け、同じ仕事をしていてもそうなのだ」

2012年のIMのワーキングペーパー「女性は日本を救えるか? (Can Women Save Japan?)」を基盤に、女性と労働に関する分析が急速に強化された。地域局は、働く女性に関連した事項についての評価を実験的に様々な国との4条協議で実施した。その目的は、知識を構築し他組織との連携を促すとともに、知識を共有することであった。

評価が終了し、これらは実験的に実施された国々に関する理事会での協議に加えられた。欧州の国々での女性の経済参画に関する国をまたぐ調査が、こうした国々との4条協議で情報として活用されることになる。

2015年2月に発表されたスタッフ・ディスカッション・ノート「フェアプレイ:より公平な法制度が女性の労働参加を改善させる (Fair Play: More Equal Laws Boost Female Labor Force Participation)」では、法制度の性による規制や他の政策の影響、人口動態的特性の労働市場への影響について検証した。



オンラインコースを通して広がるIMFの研修

IMFは、edXと協力し新たにオンライン学習コースを導入するなど、研修へのアプローチで刺激的かつ新たな段階に入った。edXは、ハーバード大学とマサチューセッツ工科大学が共同で立ち上げたオンライン学習のための非営利イニシアティブである。このパートナーシップによりいわゆる「大規模公開オンラインコース(MOOCs)」を通し、IMFの研修プログラムに加盟国政府関係者やより広く一般市民も参加できるようになった。

能力開発局がIMF各局と協働で作成した新規コースは、クイズや実践的な演習を多用した短いビデオも含まれており、また参加者がネットワークを築きコースの内容について意見を交わすディスカッションフォーラムも設けられている。コンピュータによる採点により、インストラクターの時間を節約することができるが、これはつまりIMFが事実上無制限に参加者を受け入れることができることを意味している。2013年末の立ち上げ以来、インターネット接続が可能な全ての人々に無料で開かれたこのプログラムには、1万人以上が参加しておりそのうち約6,000人に修了証書が授与された。

低所得途上国の新たな機会

オンライン学習は、より幅広い加盟国政府関係者の研修機会を生み出している。今日までのオンライン学習の卒業生の40%が政府関係者で、2015年度のIMFの研修を4パーセントポイント拡大している。同研修の最大の受講者がサブサハラアフリカの国々の政府関係者で、研修の分布が同地域にシフトしている。オンライン研修はまた、低所得途上国の政府関係者にもシフトしており、2015年度のオンライン研修の約半分の受講者がこうした人々であった。(対面式の研修の割合は40%に若干満たない)

MOOCsは、IMFのアウトリーチ活動の重要なルートとしても機能している。参加者の5分の4が、コースを通じIMF及びその活動内容についての理解が深まったとしている。これらコースの評価は高く、受講者はIMFが研修を一般市民にも開放していることを評価した。

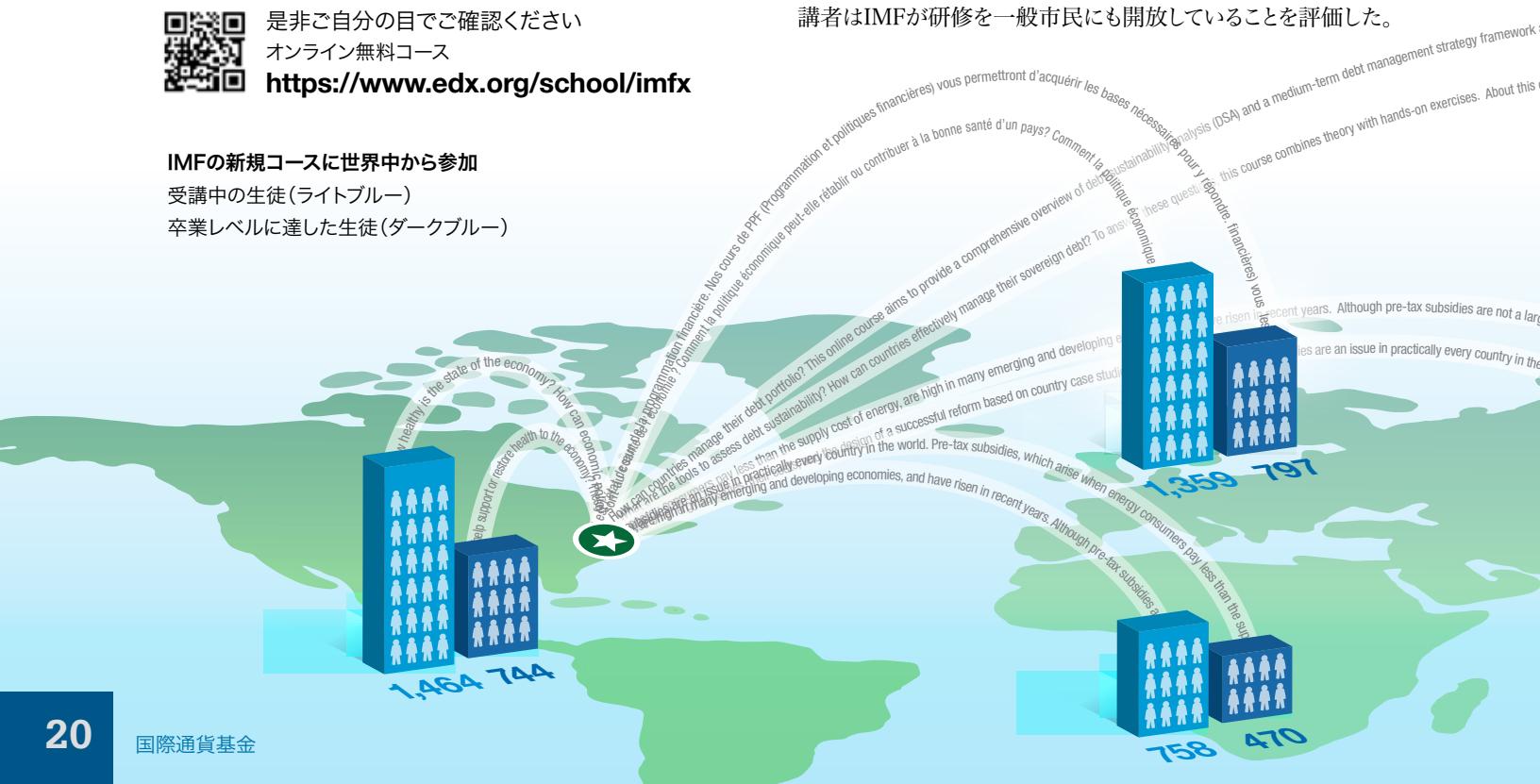


是非ご自分の目でご確認ください
オンライン無料コース
<https://www.edx.org/school/imfx>

IMFの新規コースに世界中から参加

受講中の生徒(ライトブルー)

卒業レベルに達した生徒(ダークブルー)



若者(参加者の4分の1が学生)が参加し彼らと知識を共有することで、MOOCsは広く多様な世界中の参加者が、自国あるいは世界の経済政策に関する知識を深めることに貢献している。

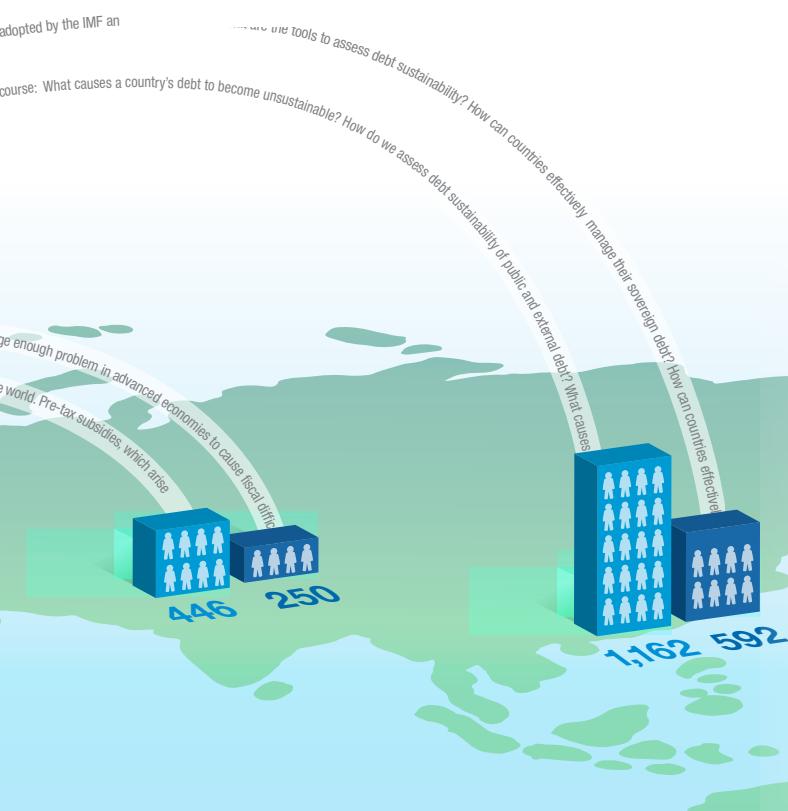
現時点の主なオンラインコースは以下のとおり。

フィナンシャル・プログラミングと政策、パート1:マクロ経済勘定と分析(FPP.1x)はフィナンシャル・プログラミングの入門コースで、マクロ経済を構成する主要4部門(実体、財政、対外、金融)の主な特徴及びその相関関係を学ぶ。

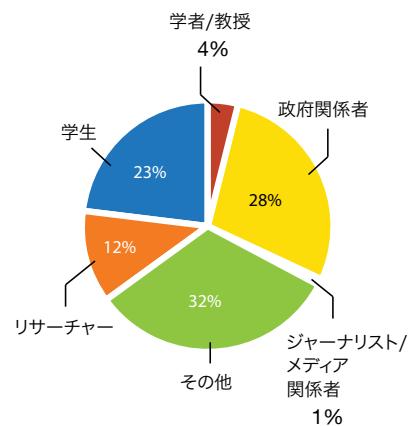
債務持続性分析(DSAx)では、IMF及び世界銀行が導入している債務持続可能性分析と中期債務管理戦略枠組みの包括的な概観を学ぶ。

エネルギー補助金改革(ESRx)は、IMFの直近の出版物「エネルギー補助金改革:教訓と含意(Energy Subsidy Reform: Lessons and Implications)」で報告された大規模な国際的な分析を足場に、国のエネルギー補助金削減改革の最善の実施方法を提言する。

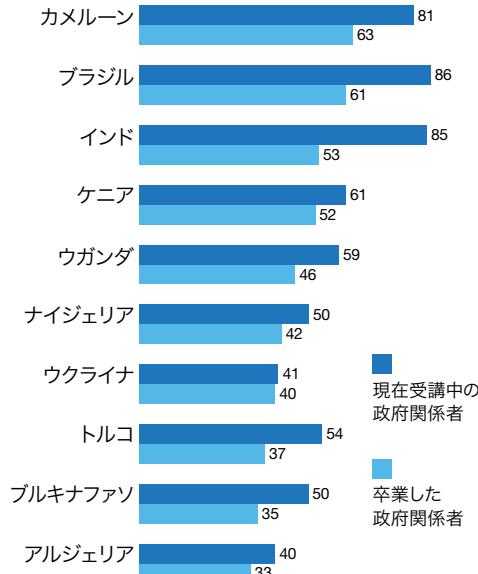
今後は、マクロ経済予測、フィナンシャル・プログラミングと政策パート2:プログラムデザイン、及び金融市场分析などのコースが開設される予定である。FPPパート1は、既にフランス語に翻訳されており2016年度には続いてスペイン語、ロシア語版も発表される。



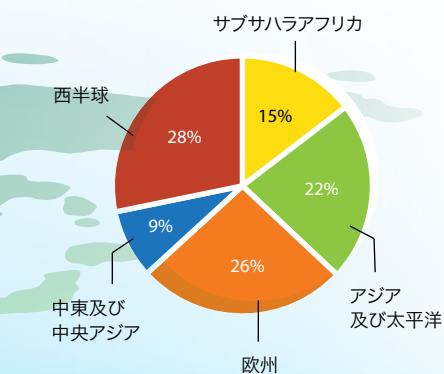
職業別MOOC参加者



政府関係者向け研修、 2015年度MOOC上位10カ国



地域別MOOC参加者



無料データ イニシアティブ

「無料のデータプログラムにより、われわれのデータを利用するすべての人々が、予算の数字から、国際収支データ、債務統計から主要なグローバルな指標までを網羅した、この貴重な統計の情報源をより適切に利用することができよう」

クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事、
2014年11月18日～19日



是非ご自分の目でご確認ください
オンライン無料データ

<http://www.imf.org/data>

正確でタイムリーな統計は、経済政策の策定と分析に不可欠である。優れたデータは、政策担当者がマクロ経済・金融の脆弱性を特定・管理するとともに、政策の透明性を大幅に向上させる助けとなる。

これまで一般的に政策担当者と投資家は、信頼に足るタイムリーな経済データにアクセスすることができたが、一般市民の大部分は、政策調整を必要とする新たな経済リスクの特定に資するデータの利益を享受することができなかつた。

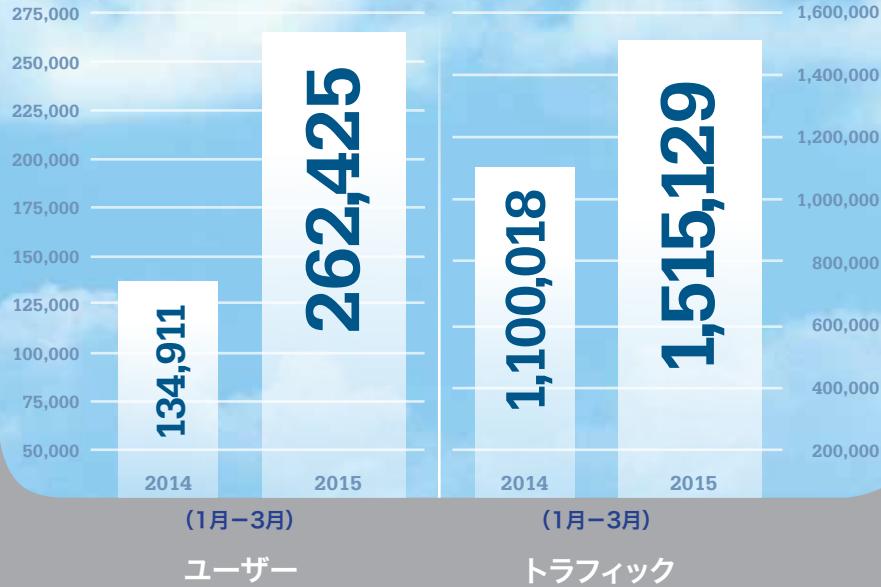
国際的なデータベースは多くの場合、国際機関が扱う領域である。こうしたデータベースを入手するには購読の必要がある場合が多い。こうしたアプローチは、データの無料化という世界的な流れとともに変化している。

全ての利用者を対象に、データを無料化

2015年1月、IMFは全ての利用者を対象にオンラインの統計データの無料化に踏み切った。このデータは以前は低所得国の利用者のみが無料で入手することができたが、現在は、IMF加盟国の大半を対象とした全ての経済部門を網羅するマクロ経済の豊富なデータに、全ての人がアクセスすることができる。

IMFでデータの無料制度が始まった最初の3ヵ月間で、月の平均利用者数が、90%以上も増加し185カ国26万2,000人に達した。

無料化に伴い拡大するデータ利用





これにより、毎月のトラフィックが全体的に約40%まで増加した。

同ポリシーの導入とともに技術も向上された。例えば、新たなオンラインのデータ・ポータルや、データ公表プラットフォームの強化である。このプラットフォームにより、ダイナミックなデータのビジュアライゼーション、ダウンロードや共有能力が高まった。

無料となったデータベースは以下のとおり。

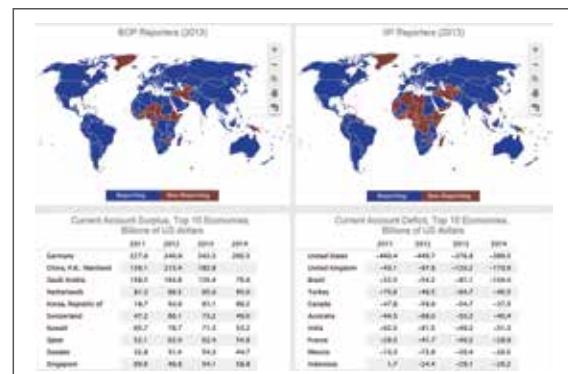
国際金融統計: 国際金融統計は、継続的にアップデートされる、国際・国内の金融のあらゆる側面に関する国際データの完全版といえる。

国際収支統計: 各国・各地域、その他の報告機関の国際収支及び国際投資ポジション(IIP)のデータをカバー。また国際収支の主要素については、地域あるいは世界レベルでの総合的データも1960年まで遡ることができる。

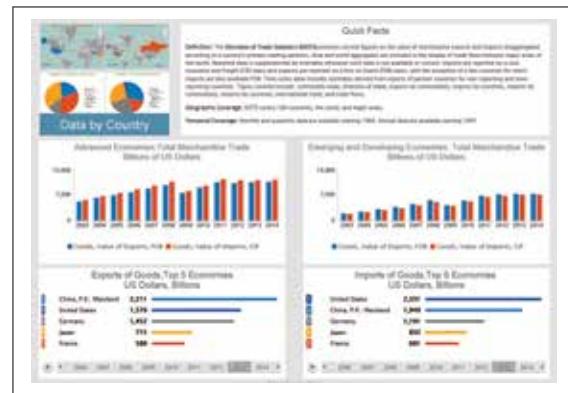
政府財政統計: 包括的な年次データは、関連した一般政府、中央政府、州・地方政府といった、様々なレベルの政府をカバー。1990年まで遡ることができる。

輸出入貿易統計: 国または地域間の貿易パートナーとの輸出入のデータを示す。1980年まで遡ることができる。

無料で提供されるデータベースの一例:



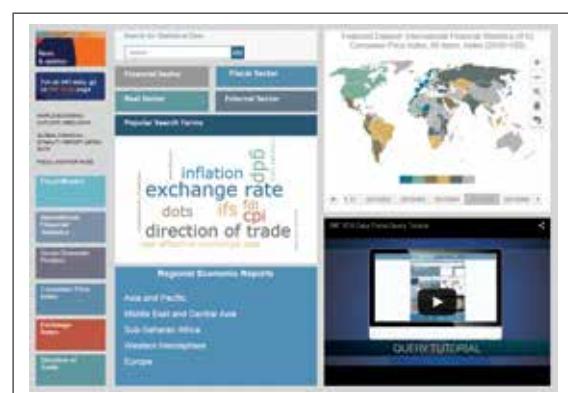
国際金融統計



国際収支統計

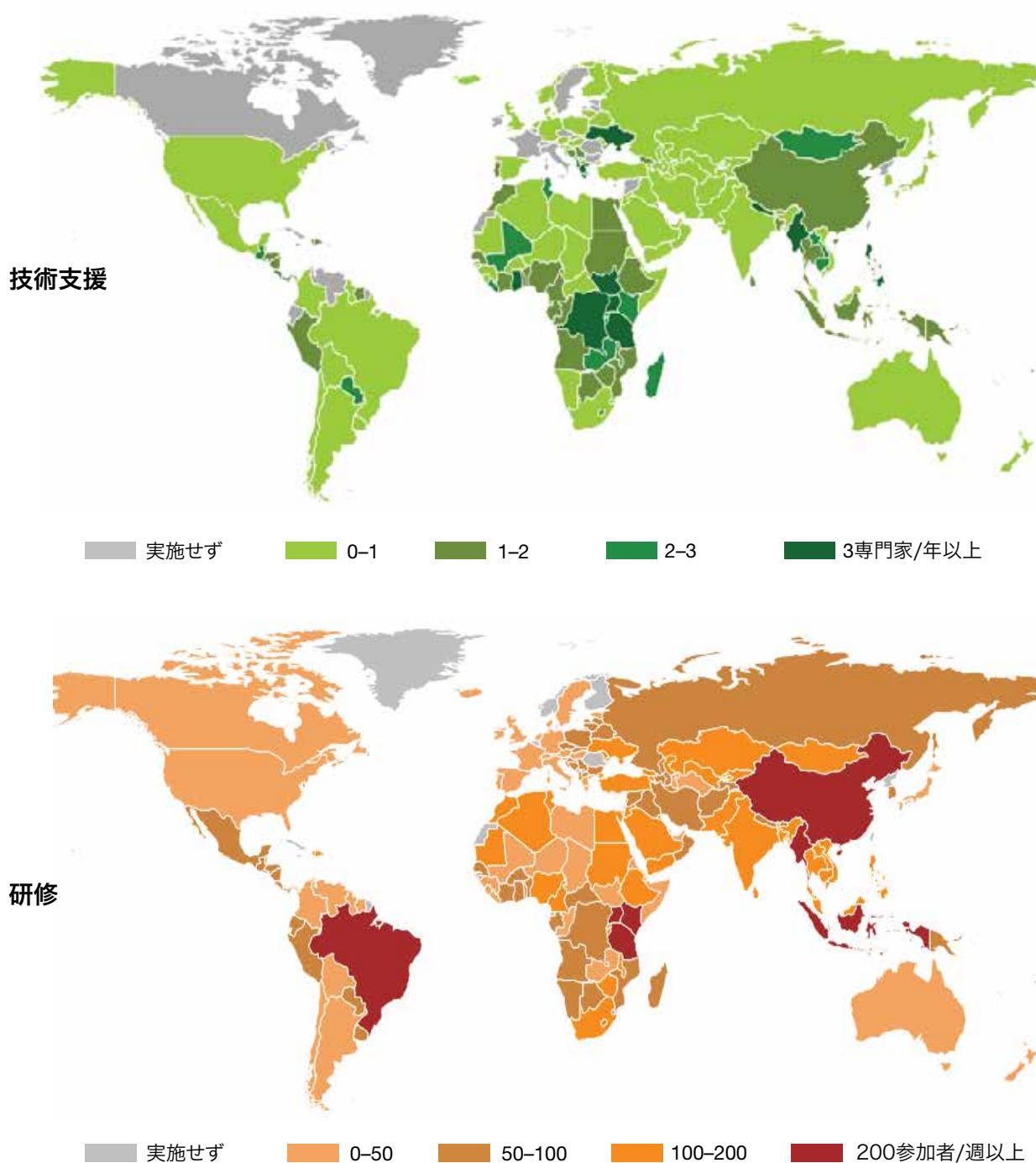


政府財政統計



輸出入貿易統計

IMFの能力開発活動は、世界の加盟国からの需要に応えるために急速に拡大している。下記の地図は、2015年度に行われた技術支援と研修の規模を示したもの。それぞれ専門家1人1年間フルタイムで稼動、生徒1人1週間フルタイムでコースを受講したものとして算出。



131

IMFの果たすべき主な役割は三つある。

経済サーベイランス(政策監視)

加盟国の健全性調査



IMFは、
国際通
貨制度
を監視す
るととも
に、188
の加盟国
の経済及

び金融部門政策のモニタリング
を行う。これは国際レベル及び国
レベルで行なわれるが、この過程
においてIMFは、安定性への考
えうるリスクを明確にし、必要な政
策面・規制面の調整について助言
を行なう。

能力開発

専門的助言と研修

\$242M



IMFの専門
的助言と研
修は、加盟
国的人的資
源と制度面
の能力を強
化することに
より、経済政
策の形成や金融関連事項のより効果
的な管理運営を支援する。これを能力
開発と呼ぶ。

融資

\$112B

9カ国への融資に加え、低所得途
上国メンバー17カ国へ27億ドル
のゼロ金利融資



IMFは、
国際收支
上の問題
を抱えて
いる或い
はその可
能性のあ
る加盟国

に融資し、根本的な問題の解決を
図りながら、外貨準備の再構築、自
国通貨の安定化、輸入代金の支払
いの継続、また力強い経済成長の
ための条件の回復に取り組む加盟
国を支援する。



経済サーベイランス

サーベイランス(政策監視)は、IMFによる国際通貨制度や国際経済情勢の監視、及び188加盟国の経済及び金融部門政策のモニタリングのプロセスを示す包括的な用語である。この「サーベイランス」として知られる金融の年次健全性調査のなかで、IMFは安定性への潜在的なリスクを特定し必要な政策調整について助言する。このようにしてIMFは、各国間における財、サービス、及び資本の交換を促進し健全な経済成長を維持するという、国際通貨制度の主な目的の達成に貢献している。

IMFのサーベイランス活動には、各国の政策の評価と助言を行なう国別サーベイランス、および世界経済の監視を行なうマルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)と、主に二つの側面がある。国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスを組み合わせることで、IMFは「波及効果」つまり一国の政策が他の国々にどのように影響するかについて、より包括的かつ一貫した分析を確実に行なうことができる。

国別サーベイランスの核はいわゆる4条協議である。これはIMF加盟188カ国各々の経済情勢及び経済政策の審査を義務付けたIMF協定の条項にちなみこのように呼ばれている。協議では、マクロ的に重要とされる、財政、金融部門、外国為替、金融及び構造といった一連の事項をカバー、リスクや脆弱性、政策対応に焦点を当てる。多くのIMFエコノミストが4条協議に関与している。

協議は、IMFが国を評価するのではなく、加盟国当局との政策に関する相互対話である。対象国の経済政策や見通しを評価するにあたり、通常IMFのスタッフはミッションの際に、国会議員や、ビジネス、労働組合、更には市民社会の代表といった関係者とも協議を行なう。協議後、スタッフは、主にIMF理事会での協議に向け報告書を提出する。協議の要約は、加盟国当局に送られる。大半のケースで、

加盟国の合意の上、理事会の協議内容はプレスリリースとしてスタッフ・レポートとともに公表される。2015年度は、131協議が行われた(ウェブテーブル2.1)。

IMFはまた、アジア危機以降、金融部門のサーベイランスも行っているが、2008年の世界金融危機後、その強化の必要性が特に強調されている。

マルチラテラル・サーベイランスには、世界レベル・地域レベルの経済の傾向の監視と加盟国の政策の世界経済への波及効果の分析が含まれる。マルチラテラル・サーベイランスの旗艦刊行物である「世界経済見通し(WEO)」、「国際金融安定性報告書(GFSR)」、及び「財政モニター(FM)」は1年に2回公表される。WEOでは、世界経済情勢を詳細に分析し、現下の世界的金融の混乱や経済の減速など、早急の対応が必要な問題を検証する。GFSRでは、世界の金融市場や金融見通しについて最新の評価を行い、金融市場の安定性のリスクとなり得る不均衡や脆弱性を明示する。FMは、中期的な財政の中期見通しの最新情報を提供するとともに、財政の動向を評価する。さらにIMFは、世界経済金融サーベイシリーズの一環として「地域経済見通し(REO)」も発表している。





サーベイランスプロセスを振り返る

2014年の3年毎のサーベイランス・レビュー

「3年毎のサーベイランス・レビュー(TSR)」として知られる、IMFサーベイランスの実務と実効性を評価する、最新の主要見直し作業が2014年9月に終了した。その結果と提言は、多岐に渡る分析と視点(利害関係者を対象とした調査、最近のIMFサーベイランス分析の見直し、スタッフによる背景調査、分析研究や批評、及び利害関係者へのインタビューや市民社会団体との協議など外部からの広範なインプット)を勘案し作成した。また同レビューは、独立した外部諮問グループからのインプットと審査を受けるとともに第三者からの論評も活用した。

理事会は、TSRに関する協議を2014年9月に行った。

2014年のTSRの最重要テーマは、それまでと変わることなく密接に連関した危機後の世界において、持続可能な成長を支えるためにサーベイランスをどのように調整するかということだった。

同レビューは、2011年以降サーベイランス強化で大きな進展があったが、そのプロセスは現在でもダイナミックに進行していると指摘した。したがって、レビューでは、加盟国で表面化しつつある課題にサーベイランスを引き続き適応させながら、直近の改革を足場に進展させる方策に焦点が当てられた。

同レビューにより主に三つのテーマが浮き彫りとなった。

第一に、同レビューは、なかでもリスクが加盟国全体でどのように分散し部門全体にどのように伝播するのかについての理解を

国別サーベイランス

4条協議プロセス： 年次経済政策評価

4条協議は数ヶ月に渡り行われる。IMF各局やマネジメントによる主要政策課題やサーベイランス優先事項の内部審査からはじまり、ポリシーノートと呼ばれる概要説明文書にまとめられる。

ポリシーノートは、加盟国政府と協議する経済政策の主な方向性や提言を詳細に記している。4条協議の前に加盟国に関する局間合意を構築するため、ポリシーノートを他局と審査する。これが政策協議会議であり、その後ポリシーノートはIMFマネジメントへ承認のために送られる。ポリシーノートが承認されると、代表団が政府関係者や利害関係者との協議のために加盟国を訪れる。IMF本部に戻りスタッフレポートを作成し、再び局及びマネジメントの審査を受けその後IMF理事会で協議する。

深めるために、リスク及び波及効果に関する分析を統合しあつこれを深める余地があることを特定した。

第二に、同レビューは政策助言について、マクロブルーデンスやマクロ構造的な分析といった新たな政策分野も含め、一段と調整を進め専門性を高めるとともに、IMFの国をまたぐ経験をより適切に活用した一貫性のある分析と助言を提供する必要があると強調した。

第三に、同レビューは、より影響力を高めるために、分析的アプローチやツール以外に目を向ける重要性を強調した。同レビューは、順調に前進してはいるものの、公平性が引き続き正当性及び効果的なサーベイランスの極めて重要な要素である一方で、よりクライアントを重視したしかし率直なコミュニケーションを構築する余地が残っているとの結論を示した。

理事会は、レビューの主要な結論と大部分の提言を概ね支持した。これに伴い、理事会は2014年から2019年の運営上の五つの優先課題を承認した。(1)リスクと波及効果、(2)マクロ金融のサーベイランス、(3)マクロ的に重要な構造面に関する政策助言、(4)まとまりのある専門家による政策助言、及び(5)クライアントを重視したサーベイランスへのアプローチ、である。

2014年12月に専務理事が、上記優先分野それぞれについて提言を示した「サーベイランス強化のための行動計画」を発表した。提言とは、バランスシートの分析の復活と調整のための措置、マクロ金融分析のサーベイランスへの完全な導入、及びより強力で焦点を絞った構造政策に関する助言のための基盤の構築などである。

サーベイランス改革の実施にはある程度の時間が必要であることから、理事会はサーベイランスのレビューサイクルを3年から5年に変更することで合意した。この結果、次回のサーベイランスの包括的な定期審査は、2019年に実施される。

ボックス2.1:金融的な視点を吹き込む

3年毎のサーベイランス・レビュー(TSR)の主な要素は、マクロ金融サーベイランス、つまり国レベル・地域レベルの金融関連事項の全体像だった。同レビューは、この分野での活動をIMFの中核的なマクロ経済分析に組み込むには一層の努力を払う余地があると結論付けた。より良いツールと新たな手法を伴ったマクロ金融のサーベイランスを主流に組み込むべきだと提言した。また、マクロブルーデンス政策のサーベイランスの強化も求めている。

TSRと共に発表された専務理事の「サーベイランス強化のための行動計画」は、マクロ金融の連関性に対する理解の深化の必要性を指摘した。同行動計画は、多様な加盟国にあわせ同分野でのテーマを特定する作業に集中的に取り組むと同時に、最先端の実施手順をIMFの分析と政策助言に組み入れることを目標に、こうした分析を発展させかつ4条協議に反映させるために局横断的な支援を行うことにコミットしている。IMFの分析作業を補完するユーザーの使い勝手が良いツールの普及を強化し、このイニシアチブを支える。

また同行動計画は、地域局の能力構築に加え、研修プログラムや優れた慣行の共有を通じIMFスタッフに学習慣行を普及させるべくIMF内部のマクロ金融の専門家のネットワークを特定する計画を示した。

マクロブルーデンス・サーベイランスを強化するため、スタッフ向けのガイダンスノートが作成された。これは、2013年の「マクロブルーデンス政策の主な側面」に関する理事会のペーパー及び加盟国の経験を基にしている。同ガイダンスノートは、一連のマクロブルーデンス政策手段を詳細に示すとともに、低所得国を含めマクロブルーデンス政策の導入について議論している。

IMFは今後も金融部門のサーベイランスを改善するとともに、一連のサンプル国との直近に終了したあるいは今後行う4条協議のなかで特に重点的に、これをIMFのマクロ経済分析により体系的に取り入れていく。

金融部門評価の見直し

「金融セクター評価プログラム(FSAP)」は、金融部門の安定性分野のIMFのサーベイランスの情報源である。1999年に導入されたFSAPは、加盟国の金融部門の詳細な評価を行うとともに、システム上重要な(すなわち、金融部門の不安定化が他の国に多大な影響を及ぼす可能性がある)金融部門を持つ加盟国については、近年サーベイランスの不可欠な要素となった。

途上国や新興市場国でのFSAP評価は通常世界銀行と合同で実施するが、その場合、主にIMFの責任で行われる金融の安定性の評価、及び世界銀行が監督する金融の発達評価という2段階で行われる。IMFはFSAP報告書に加え、「金融システム安定性評価報告書」を作成する。これは、IMFサーベイランスに関連した事項に焦点を当てた報告書で、IMF理事会は通常、当該国の4条協議に関するスタッフ・レポートとともにこれについて協議する。

IMFのFSAPポリシーは5年ごとに見直される。直近のレビューは2014年9月に行われた。同レビューの核となる目標は、IMFと世界銀行それぞれの役割の明確化や任意的なモジュール・アプローチの導入など2009年のレビュー後に導入された抜本的な改革を評価することだった。FSAPでの金融部門の安定性評価は、2010年にシステム上重要な金融部門を持つ25カ国を対象に4条協議で5年に1回行なうことが義務化された。2013年にはその数は29にまで拡大した。その他全ての国や地域については、FSAPへの参加は引き続き任意となっている。

2014年のレビューの評価で理事会は、2009年の改革によりFSAPは大幅に改善され、焦点、実効性及び影響力が強化したと合意した。理事会は、内容をより明確に定義したことが、評価を合理化し焦点を絞るという点で効果的だったことが判明したと述べた。ま

た、IMFと世銀の責任を明確化したことでそれらの説明責任が強化されたと述べた。脆弱性の分析は、リスク評価マトリックスの導入、ストレステストをより広範なリスクまでカバーするように定めたこと、また波及効果分析の進展や、マクロブルーデンス枠組みと金融のセーフティネットを対象としたことが効果を発揮した。

今後について理事会は、ストレステストの対象をノンバンク部門まで拡大し、相互連関性、国境を越えるエクスポート・ジャーナー、及び波及効果の分析を強化するなどして、リスク評価をさらに改善するよう奨励した。またミクロブルーデンス・マクロブルーデンス面の監督や金融のセーフティネットの制度面の枠組みのより体系的な評価を支持することともに、スタッフに対し基準評価を金融の安定性で不可欠な分野に集中させるための手法を探求するよう求めた。

義務化された金融部門の安定性評価について理事会は、優先順位付けが行われたことで、システム上重要と判断されなかった国々のFSAPの利用が、IMFのリソースの制約により限定的になる可能性があるとの認識を示した。理事会は、そのような場合は、4条協議や複数のトピックに対する技術支援に金融部門関連事項をより適切に含めるなど、他の手法を用いるべきという点で合意した。



マルチラテラル・サーベイランス

大規模経済国・地域のより広範な影響

2014年6月に発表されたIMFの「対外部門の安定性に関する第3次パイロット報告書」では、2013年及び2014年前半の経済大国といわれる国々の対外部門ポジションと政策を多国間的視点から見て一貫した評価を行った。

同報告書は、IMFの国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスの分析をまとめ、為替相場、経常収支、外貨準備、資本フロー、対外バランスシートの一貫性ある評価を行った。

波及効果報告書と4条協議(なかでも波及効果を一段と重視)とともに、対外部門の安定性に関する報告書は、IMFが、加盟国の政策の世界の安定性への波及的影響の可能性に対処し、各国の対外部門の安定性を包括的にモニタリングするための継続的な取り組みの一環である。

理事会は、同報告書について非公式に協議したが決定された事項はなかった。

金融政策の正常化の影響

同報告書は、相互に関連した幾つかの情勢が2013年の対外部門のダイナミクスを形成したとの認識を示した。先進国・地域で

はばらつきがあるもののより力強い回復が始まった結果、金融政策の正常化への第一歩となつた。米国は非伝統的金融政策の終了へ向け第一歩を踏み出しが、これが世界の金融環境のタイト化と資本フローの一連のボラティリティ及び新興市場通貨の大幅下落を引き起こした。一部政策対応にも支えられ新興市場国・地域の資産への需要がその後回復するなか、多くの新興市場国・地域の通貨は再び上昇した。

同報告書は、時間の経過とともに総合的に不均衡は縮小したが、その内容が徐々に変化してきていると指摘した。世界の経済大国の過度の不均衡は相対的に縮小したもの、その他の国や地域では、新たに過度の不均衡が発生、過去1~2年をみると、過度の赤字がその数字と規模で拡大したケースが見られた。

過度の不均衡の是正のための政策措置

同報告書は、過度の不均衡の是正をさらに進めるに必要な政策措置は異なるものの、中期的財政健全化、金融の行き過ぎの抑制、赤字国・地域での調整を促すための構造計画、及び黒字国・地域におけるより力強い内需を支える多様な政策などがあると指摘した。より大局的には、過度の不均衡を、赤字・黒字かわらず抱えている所で政策措置が必要だと付け加えた。多くの国や地域に果たすべき役割があり、全ての国や地域による政策調整が相互を支え、成長と金融リスクの低減でプラスの効果を及ぼすだろう。

政策は他の国や地域にどのように伝播し影響を及ぼすか

サーベイランスのプロセスを強化するための幅広い取り組みの一環としてIMFは、加盟国の経済政策と金融部門政策の波及効果をより体系的にカバーしている。2012年に採択された「統合されたサーベイランス決定」から生じたこのプロセスは、4条協議の枠組みのなかで行われ、国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスをより適切に統合することを目的としている。

2011年にスタートした波及効果報告書は年次ベースで発表されており、2014年の報告書は2014年7月に理事会での非公式協議を経て発表された。



ボックス2.2 世界経済にかかるリスクを評価する

早期警戒演習(EWE)は、IMFのサーベイランス・ツールキットのなかで重要な位置を占める。これは、経済、金融、財政、対外リスクの分析と部門横断的波及効果や国境を越える波及効果の分析を統合したものである。EWEは、IMFの旗艦刊行物である「世界経済見通し」や「国際金融安定性報告書」「財政モニター」と密接に連携し年に2回行われる。

EWEは、発生する可能性は少ないが発生した場合、旗艦刊行物で示したベースライン見通しに関連したものとは異なる政策提言が必要になるようなリスクを検証する。しかしこれは、危機予測を目的とはしておらず、システムickな危機を引き起こしかねない脆弱性や誘引要素を特定するとともに、国際協

この報告書は、政策の国内及び世界の安定性への波及的影響のあらゆる側面をIMFと加盟国が話し合う場であり、政策においてこれを注視し対話を促すために、多国間的な話し合いの場で波及効果に関連する事項に関する意見交換を奨励している。2013年まで報告書では、中国、ユーロ圏、日本、イギリス、米国というシステム上重要な5カ国・地域の国内政策の対外的な影響に焦点を当てていた。

2014年の報告書からは、波及効果という観点から重要と考え選択した主な課題に焦点を絞るなど、よりテーマに基づいたアプローチにシフトしている。

2014年の報告書は、世界レベルでの波及効果は新たな段階に入ったと指摘した。

危機に関連した波及的影響とリスクが弱まるなか、世界経済では成長パターンの変化が波及的影響の主な源泉となっていた。

同報告書が強調した主な傾向は以下の二つである。

第一に報告書は、米国とイギリスを筆頭に一部の先進国・地域で自律的な回復の兆候が現れていると指摘した。これはつまり、例外的な金融緩和の解除が進み今後数年のうちに世界の金融環境がタイト化することを示している。しかし、回復にはばらつきがあることから、正常化は様々な国で異なるタイミングで行われ、波及的な影響を及ぼす可能性があることを示唆している。

第二に、同報告書は新興市場国・地域の成長は、危機前のピーク時と比較し広く鈍化していること、そしてこれが、徐々に同時に

調が必要なものも含めリスク軽減政策を明らかにすることを目指している。EWEは、メンバー国（IMF）の金融監督機関や中央銀行の専門家及び政策担当者が構成する金融安定理事会との協力の下作成される。

EWEはIMF理事会による協議の後、IMF・世界銀行の春季会合及び年次総会で高官に提示される。その結果は市場に影響を与えると考えられることから非公開である。

減速しつゝ長期化し、貿易や金融を通じ世界経済の成長にかかるなど、世界レベルで明らかに波及的影響を与える可能性をはらんでいると強調した。

さらに報告書は、主な波及効果リスクがどのように横断し相互に作用するかについても説明した。金融の混乱の一連の再発と資本の流出が続くなれば、新興市場国・地域の成長見通しを市場が見直す可能性があることを踏まえ、報告書で強調している二つのリスクは相互に関連している可能性が高いとした。さらに、産出高が約2%減少するといった新興市場国・地域の成長の一層の弱まりとともに、金融環境が急激にタイト化するという下方シナリオを説明した。

同報告書は、2014年の波及効果リスクにより国レベル・世界レベル双方での政策措置の強化が必要になったと述べた。

波及的影響を及ぼす国とその影響を受ける国の両者による国レベルでの措置の強化は、世界レベルでより良い結果をもたらすだろう。報告書は、動機付けの問題やトレードオフなどを勘案し、波及的影響がもたらす結果に対処するには国による措置の強化のみでは十分でない可能性があると指摘した。これはつまり、主なリスクが顕在化した際に、潜在的な下振れリスクの軽減及び脆弱度の高い国や地域への支援で、連携がやはり重要であるということを意味する。

IMFの活動の様々な側面を合理化し主流に組み込みまとめるためのより広範なイニシアティブの一環で、2016年の波及効果報告書は世界経済見通しに統合される予定である。

低所得途上国のマクロ経済情勢

IMFは、2014年の低所得途上国(LIDCs)のトレンドに関する新たな報告書を発表した。この報告書は、世界経済でダイナミックな同地域についてのIMFの分析を強化することを目的としていた。

2014年の報告書は、2000年以降LIDCs諸国の大半が達成した力強い経済パフォーマンスを検証とともに、その短期的見通しを評価した。さらに、世界経済の回復がばらつき近年になりこうした国々の公的債務の水準が変化するなか、LIDCsが抱える経済リスク及び脆弱性も分析した。

理事会は同報告書を非公式協議で取り上げた。なお報告書は年次ベースで作成する予定である。

2014年の報告書の主要なメッセージは以下のとおり。

過去15年間にわたりLIDCs諸国の大半が力強く成長したが、それは主に生産性の伸びではなく生産要素の蓄積を基盤としている。その前10年間と比較し成長ペースは加速しており、新興市場国・地域の成長パフォーマンスと肩を並べている。こうしたパフォーマンスは、対外的要因、健全なマクロ経済運営、及び幅広い市場指向の改革により支えられてきた。しかし、成長はそれほど根付いておらず、変革を起こすほどの力もなかった。加えて、多くの国が紛争の影響下にありまた脆弱で、一人当たりの産出量のレベルを向上させるには至っていない。

極めて不安定と評価されるLIDCsの割合は全体の約10%まで若干減少した。そのほとんどが脆弱国である。多くの場合、財政ポジションの弱さが脆弱性の最も重大な要因である。あるショックシナリオの分析結果は、先進及び新興市場国・地域の成長の減速の長期化がLIDCsに大きなマイナスの影響を及ぼしかねないと警告している。耐性の強化に向け、財政及び対外的なバッファーを再構築するための政策措置を講じることが多くの国で喫緊の課題となっている。フロンティア市場は、国際金融システムとのつながりを拡大していくなか、新たなリスクに直面している。急速な与信の伸びと海外資

金による与信の拡大により、一部で密接なモニタリングが必要となっている。

大半のLIDCsで公的債務は比較的低い水準にあるが、新たな不均衡の蓄積を回避するために財政制度を強化すべきである。公的債務が比較的低い水準にあるのは、力強い成長、低金利、及び包括的な対外債務の救済の影響が大きい。とはいっても、LIDCsの3分の1で近年、債務の水準が高いあるいは大きく上昇している。海外資金調達の全体像が変化したこと、ますます多くのLIDCs諸国が国際金融市場や非伝統的な公的債権者にアクセスすることができるようになった。特に後者は、プロジェクト・ファイナンスの提供を大幅に拡大している。新たな資金調達源を利用している国は、こうした資金の行き先とこれが効果的に活用されているかを注視する必要がある。また、返済と借換を同時に終わらなければならないという新たなリスクが生じるなか、公的債務管理の強化が喫緊の課題となっている。





世界の住宅部門ウォッチ： 危機予防の最前線

住宅部門は全ての国の経済で重要な位置を占める。しかし同時に、金融機関や国の不安定化の原因ともなる—2008年の世界金融危機は先進国の住宅市場が招いたことも記憶に新しい。結果、住宅価格のサイクルの要因とこうしたサイクルをどのように緩和すべきかを理解することが、経済の安定性及びIMFの活動にとり重要となった。

同分野のリサーチと政策助言がIMFの活動でより重要性を増すなか、IMFの活動を同分野に結集するための取り組みが行われている。これにより、IMFのエコノミストは世界レベルでブームと破裂のサイクルをより適切に追跡し、住宅ブームへの対処のための早い段階での措置を講じるべく政策当局と連携することができるようになった。

同分野におけるIMFのイニシアティブは以下のとおり。

世界の住宅部門ウォッチ: 2014年に立ち上げられたこのウェブページは、住宅市場全体の動向の追跡に有用であり、より透明で国をまたぐ比較や歴史的な比較を行うことができる。また、市場のサイクルに対処するための開発過程にある政策ツールについても意見を交わすことができる。また、世界的な価格トレンドを示すために異なる国々の平均的な住宅価格を集めた、「世界住宅価格指数」を掲載している。こうしたデータによりIMFのカントリーチームは、このメトリックスで担当する国を他国と比較し状況を把握することができる。

住宅市場の回復に関するグループ別報告書: 欧州局が作成した2014年の報告書は、デンマーク、アイルランド、オランダ及びスペインの経験に基づき、近年住宅価

格の大幅下落を経験し同じような制度的環境を共有する国を対象している。価格崩壊後の経済回復の最善の政策支援策を模索した。

住宅市場、金融の安定性、及び成長に関する会議:

2014年12月にインドのバンガロールで開催されたこの会議では、住宅市場に関連したマクロ経済の重要なトピックについて意見交換が行われた。同会議はインド経営大学院との共催で、マクロプレーデンス政策や、住宅価格変動の要因、住宅市場と金融政策などについて議論が交わされた。これについてブログを寄稿したIMFの朱民副専務理事は、新興市場における住宅価格のブームという課題を強調した。同ブログは、IMFのブログ、iMFダイレクトのなかでも最も広く読まれた記事のひとつである。

住宅市場とマクロ経済に関する会議: IMF、ドイツ連邦銀行及びドイツ研究振興協会が合同で開催したこの2014年6月の会議では、住宅市場が金融政策と金融の安定性にもたらす課題を検証した。

IMFの活動における貿易の役割

貿易は、世界経済の成長を促すための政策課題の重要な要素である。近年鈍化傾向にある貿易の成長の回復は、各国・地域経済の成長や世界経済全体の成長に大きく影響する可能性を内包している。貿易関連の改革を行うことで、他の経済改革の便益が増し、成長加速を促すことができる。



これは、IMFが5年に1回実施するIMFの業務における貿易の役割の見直しが提示する中心的メッセージである。この定期見直しでIMFは、貿易と貿易政策の基調の変化を評価するとともに、IMFのワークアジェンダに関連した重要事項について議論する。2015年2月に理事会が協議した同見直しは、理事会が承認した諸提言及び国際貿易政策へのIMFの関与に関するIEOの2009年の評価に基づき打ち出した実行計画を受けて行われた。

貿易の全体像の変化がもたらす影響

このスタッフペーパーは、過去5年間のIMFの活動における貿易及び貿易政策の役割の全体像を示すとともに、貿易の全体像の変化がもたらす影響をどのように取り入れかつ運用するかについて論じている。ここで取り上げた貿易の全体像の変化とは、グローバルバリューチェーンといった貿易を促進する要因の変化や、貿易政策の焦点が多角的交渉から地域的・多角的協定へと移ったことなどである。

理事会は協議のなかで、同ペーパーの主な分析結果に概ね同意するとともに、貿易の自由化及び統合の一層の推進が世界的に大きなプラス効果をもたらす可能性があると指摘した。

サーベイランスを国のニーズに合わせ調整する

理事らは、IMFの貿易に関する活動は引き続きIMFのマンデートの範囲内で行い、マクロ的に重要とされる貿易の課題に対処するとともに資源の制約と貿易に関する専門知識が限定的であることを加味するべきであると強調した。このためには、優先順位付けを慎重に行うとともに、世界貿易機関や世界銀行など他の国際組織との連携を継続していく必要があろう。

また、対象とする貿易事項は各国のニーズに合わせ調整すべきと強調するとともに、貿易をIMFのサーベイランスにより適切に組み込むためには、複数の面での協調的な取り組みが必要だろうという点で合意した。先進国・地域では、サービスや規制、投資といった新たな貿易政策分野を開拓しこれを推進するためのこれらの国や地域の取り組みの影響が主要事項になろう。

新興市場国・地域については、伝統的な自由化とグローバル・サプライ・チェーンにしっかりと組み込まれることが、引き続きプラスである。低所得国については、統合を一段と進めるには、関連する技術支援に支えられながら、国・地域レベルで貿易のインフラを改善し経済制度を向上させるなど、貿易コストを削減するための持続的な取り組みが必要である。

政策助言

銀行業務からソブリンストレス： 公的債務への影響

近年特に2008年の世界金融危機以降、銀行とソブリン債務の連関性に関するIMFのリサーチが増加している。この間、銀行セクターの脆弱性が蓄積したが、なかには、とりわけ政府の介入も理由に公的債務が大幅に拡大する結果となった、本格的な銀行危機を誘発したケースもあった。

スタッフペーパー「銀行業務からソブリンストレス：公的債務への影響」が2015年3月に、理事会向けの非公式セッションの後に公表された。ここでは、銀行部門の動向とその特徴が、銀行危機の財政コストへの影響などリスクの銀行部門からソブリン債務への伝播にどのように影響するか検証している。

局横断的な研究

同ペーパーは、戦略政策審査局、財政局、金融資本市場局、及び調査局からなる局横断的なチームが作成した。銀行部門の動向がマクロ経済や財政にどのように影響を及ぼすかについて新たな実証的研究を示している。



システムックな銀行危機が公的債務の大幅な増加の一因となっている。

2007年～2011年を見ると、危機の発生から4年後の公的債務の増加の中央値は、GDPの12パーセントポイントだった。また多くの国で、公的債務がGDPの20パーセントポイント以上増加した。

同ペーパーは、銀行と政府の連関性に影響する要因を複数明らかにした。たとえば、銀行のバランスシートの拡大度合いや、レバレッジの規模、海外のホールセールの資金調達市場への依存度などであり、危機前の制度環境や危機解決政策の強度、銀行の自国政府債の保有額(いわゆる「ホームバイアス：自国選好」)などである。

同ペーパーは、財政当局のリスク管理を支え危機準備を向上させる慣行と政策を提言した。金融部門の規律及び監督の強化が、銀行部門の健全性を維持するとともに銀行の破綻による損失に税金が投与されるというリスクを最小限に抑えるための、望ましいアプローチであると結論付けた。この点において、政策の優先課題に、(1)銀行システムの過度のプロシクリカリティ(景気循環增幅効果)の軽減(2)銀行の損失吸収能力の向上、及び(3)実効的な破綻処理権力と計画のための、マクロプルーデンスな措置を含むべきである。

財政当局のアプローチ

財政面について同ペーパーは、銀行部門のリスクに対処するための具体的な政策提言は国の状況により異なるものの、財政当局に対しては以下を提言している。

銀行部門に起因するリスクを特定し監視する能力を強化する制度的枠組みの導入。

銀行ブームの際に財政のバッファーを構築する。これにより、景気後退局面において適切な規模でカウンターシクリカルな政策をとることができよう。与信ブームに関連した税収、例えば不動産関連の収入源への依存など持続不可能な増加分の活用を制限する財政規律の導入はこの点で有益だろう。

財政の資金調達先として国内銀行へ依存する際に伴う便益とリスクのバランスを取る。資金調達先として国内銀行に過度に依存することで、歪み、債務の持続可能性に関する誤った認識や、銀行と政府の連関の深化を引き起こす可能性もある。

借入による資金調達への偏見とレバレッジの魅力を減らす租税政策を検討する。借入への税のインセンティブの撤廃及び金融安定のための賦課金の導入は、銀行部門のリスクを減らし脆弱性が増大した際に財政のバッファーを構築する助けとなる可能性がある。

銀行危機の国境を越える影響

国境を越える破綻処理の実効的な枠組みの開発が、国際的な規制改革の重要な優先課題である。世界金融危機で巨大な銀行が破綻したことにより、「大き過ぎて潰せない」機関を処理するための手段が必要であることが浮き彫りになった。

システム上重要な金融機関の破綻のための国際基準の設定が、改革政策の主な成果である。

金融安定理事会(FSB)の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、合意済みの一連の原則と最善慣行を定めたもので、FSBのメンバー国は2015年末までにこのルールを実施することにコミットしている。「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、国境を越える連携並びに損失を民間の利害関係者に振り分ける効果的なメカニズムを構築する

一方、各国当局に包括的な破綻の権限を付与する破綻処理制度の導入を求めている。

IMF金融資本市場局及び法律局による、規律導入の進捗状況を取りまとめた報告書が2014年6月に公表された。理事会は同報告書について非公式協議で議論した。

同報告書は、効果的な国境を越える破綻処理制度の構築には更なる作業が必要だと結論付けている。なかでも留意する必要がある分野は以下のとおり。

■国の破綻制度:複数の国が大規模な法改正に着手したが、改革は複雑で全体として進捗にはばらつきがある。進展した国も複数ある一方で、多くの国で依然として銀行や他の金融機関に対する包括的な破綻権限及び他国の破綻処理措置を受け入れる実効的なメカニズムが欠如している。

■企業を対象とした破綻処理戦略:システムで国境を越える機関の破綻をめぐる自国及びホスト監督局との合意形成は、特に国境を越える協力体制の構築を阻む法的障壁や、運営構造や金融の構造が複雑であることから困難な状況にある。

■損失吸収能力:「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、銀行破綻の負担を民間の銀行債権者が負うことを求めている。このコミットメントの信頼性は、銀行が金融システムを不安定化させることなく損失を吸収するための十分な負債を確実に備えているかによる。FSBは、金融システム上重要で国際的に業務展開している大銀行の総合的な損失吸収能力に関する新たな基準を、年内に最終的に打ち出す予定である。

■債権者階層の調和:資産売却や破綻の際の債権者の債権の順位が国により異なることは、国境を越える銀行の破綻処理での協力の大きな阻害要因である。

■公的資金の活用:金融の安定性を維持するために公的資金が必要となるリスクを除外することはできない。これは協力の疎外要因となりかねない単独措置への強力な動機付けとなる。バッファーの存在や損失の配分及び破綻処理戦略で事前に合意し、これに沿ってグループ構造を調節することが極めて重要となろう。

■より小規模な国/組織:国境を越えて活動する銀行の多くは、世界レベルでシステム上重要ではないが、その破綻が無秩序に行われれば自国とホスト国の金融の安定性を毀損しかねない。破綻枠組みの改革は、金融システムの複雑性が異なることを考慮し、清算過程にある企業からみて小国であろうと中核的な国であろうと、破綻処理戦略によりそこの金融安定性へのリスクを最小限に抑えることができるよう、インセンティブを調整する必要があろう。

ソブリン債務再編

2013年5月、理事会はスタッフペーパー「ソブリン債務再編－直近の動向とIMFの法的枠組み・政策枠組みへの影響」について議論し、ソブリン債務危機解決への市場ベースのアプローチの強化を重視したワークプログラムを承認した。同プログラムは、(1)IMFの融資枠組みの改革、(2)ソブリン債務契約の集團行動条項(CACs)の強化、(3)公的部門関与の枠組みの見直し、及び(4)IMFの債務延滞国向け融資政策の実効性の評価という4要素から成る。



融資枠組みについては、2014年6月理事会は、スタッフペーパー「IMFの融資枠組みとソブリン債—暫定的検証」について議論した。同ペーパーの焦点は主に、IMFの例外的なアクセス枠組み、つまりIMFが加盟国の債務が(高確率で)持続可能であるか否かに関する難しい判断を下す可能性が高い状況を焦点とした。債権者及び債務者、そしてシステム全体にかかる危機解決のコストを軽減するという主な目的のもと、同ペーパーは、考えられる改革の二つの方向性を示した。不確実性をはらみつつも債務は持続可能だと評価された場合、融資枠組みの柔軟性を高めるための選択肢としての「債務のリプロファイリング(返済延長)」の導入であり、また、システムックな免除の撤廃である。

提示された改革案に関連した決定は下されなかつたが、理事会はスタッフに対し2016年度に協議するための新たなペーパーの作成を要請した。

集団行動条項(CACs)については、2014年10月に理事会はスタッフペーパー「ソブリン債務再編における集団的行動にかかる問題に対処するための契約枠組みの強化」について議論した。同ペーパーは、集団的行動にかかる問題に対処する契約・市場ベースのアプローチをさらに改善するよう提言している。

理事会は、債務再編の際のホールドアウト債権者に対する脆弱性を減ずるため、パリパス条項の修正案及び国際的なソブリン債契約における集団的行動条項の強化の主な内容を承認した。こうした改革提言は、公的あるいは民間の利害関係者との協議プロセスの内容を反映している。さらに理事会は、こうした条項を新規ソブリン債の発行に含める過程でIMFが積極的に役割を果たすことを支持した。しかし同時に、新たな条項を含まないソブリン債の残高は膨大でその大部分が満期を迎えるまで10年あり、秩序ある再編にリスクを呈しかねないと指摘した。

理事会はスタッフに対し、秩序ある再編で残存するリスクを最小化する手法について、利害関係者との協議を一層進めることを

奨励とともに、ソブリン債券に契約条項を含むまでの進捗状況の定期報告を期待すると述べた。2014年10月以降、複数の加盟国が新債券発行でIMFが承認した主な内容を含んだ修正条項を取り入れている。

公的部門の関与及び債務延滞国向け融資政策に関する作業は、2016年度の「融資枠組み」に関するペーパーの理事会の議論を待って行われる予定である。

国際企業課税の影響

国境を越える課税の問題に世界の注目が集まっており、同分野の分析が一段と注視されている。2014年5月、IMFスタッフは「国際企業課税の影響」と題するペーパーを発表した。これは大いに注目されることとなった。

理事会が非公式協議で議論した同ペーパーは、波及効果、すなわちある国のルールや慣習の他国への影響の性質、重要性、及び政策的含意を、途上国に焦点を絞って検証した。

このペーパーは、G20-経済協力開発機構(OECD)の「税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画」など、国際企業による租税回避行為の抑制に焦点を絞ったイニシアティブを補完するものである。この波及効果に関するペーパーは、技術支援などを通しIMFが蓄積した加盟国の国際的税問題を巡るより広範な経験に立脚している。

多国籍企業による租税回避の可能性

IMFの研究はOECDのBEPSにとどまらず、各國政府による租税競争というより広範な問題など、より大局的な企業の税を巡る行動のマクロ経済面及び開発面への波及的影響まで及んでいる。非公式に合意された現行の国際租税制度の枠組みの中でのBEPS行動計画は、国境を越える活動に対する課税のグローバルな専門的指針及び基準の一部の変更、並びに租税回避や利益移転の機会の抑制を狙ったものである。



IMFの研究は、租税の波及的影響は、マクロ経済のパフォーマンスに影響を及ぼし得るとしている。

資本収支データは明らかに租税の影響を受けており、租税制度は多国籍企業の行動に極めて大きな影響を及ぼすという証拠は数多く存在する。結果として、法人税課税ベース及びその税率への影響が大きいことが確認された。

また同分析により、途上国・地域でとりわけ波及的効果が大きいことが明白になった。これらの国や地域の歳入は通常、所得税の税収がより大きな割合を占めている。同ペーパーは、技術支援の経験から、国際租税に関する額は、総歳入の10~15%に匹敵するケースもあるなど、国の歳入全体で大きな位置を占めているケースが多いとしている。

途上国への波及的効果を抑制する

同研究は、負の波及効果の途上国への影響を抑制するには、能力構築のみならず国内の法制度や国際的な枠組みの脆弱性への対処が必要だと論じている。さらに、IMFの技術支援により途上国・地域にとりわけ問題だと判明した分野で、幾つかの提言を行っている。例えば同ペーパーは、条約漁りによる源泉徴収や税源侵食による歳入の損失など、二者間の租税条約を締結することで各国が冒すリスクに警鐘を鳴らした。さらに、オフショアのキャピタルゲインへの課税(採取産業と関連しているケースが多い)に関する税法の多くが曖昧であることに注目した。さらに多くの国が、過度の借入による資金調達や移転価格操作に対する保護政策を実行していない。

国際的な租税の波及的影響に対処するための制度的枠組みは脆く、税の波及的影響の強さとその広がりが一段と明らかになるにつれ、国際税務協力への包括的でより総体的なアプローチがますます必要になっている。

その後の活動と情勢

2014年11月のG20サミットで、IMFスタッフは、OECDや他の国際機関と協力し、BEPSの意思決定及び審議過程に途上国をより適切に組み込むよう要請を受けた。スタッフは、技術支援での相互交流や、2015年の春季会合での「国際租税に関する途上国との討論」、財政局によるアジア各国を対象とした年次租税会議といったアウトリーチイベントなどを通じ交流を推進してきた。さらにG20は、IMFに対し「低所得国における効率的かつ効果的な税の優遇制度」に関するペーパーの作成を主導するとともに、OECDと連携しオフショアのキャピタルゲインの課税に関する報告書の作成に取り組むよう要請した。

外貨準備高の適正水準を評価する

中央銀行が保有する外貨準備は、大半の国や地域で政策ツールキットのなかでも重要な位置を占める。

健全な政策と併せ、外貨準備は国際収支上の危機の可能性を減らすとともに経済及び金融の安定性を確保する一助となる。

IMF加盟国への支援を支えるため、IMFスタッフは外貨準備の適正水準に関する一連の研究を行ってきており、2011年には外貨準備の蓄積へのアプローチを評価した「外貨準備高の適正水準の評価」と題したペーパーを、また2013年には危機の予防と緩和における外貨準備の役割、及び同トピックに関するIMFの助言をどのように強化すべきか論じたペーパーを発表した。理事会はこれら2つのペーパーについて議論を重ねた。

2015年1月、理事会はこの分析を基盤とした4条協議の枠組みのなかで外貨準備高の適正水準の議論を行う枠組みの概要を示したフォローアップペーパーを審議した。同ペー



それぞれの国グループについて、その状況を基に外貨準備高の適切な水準の評価を支える枠組みを提案している。これを実現するために、報告書はカテゴリー内の特定の国タイプについて準備高を評価する指針も提示している。例えば、市場が深化途上にある国あるいは

パーは、政府の適正水準の判断を支えるためにリスクを数値化するツールを提供することで、国の外貨準備高の望ましい水準に関する指針を示すことも目的としていた。

新たな枠組みでは、市場アクセス、市場の深さと流动性、及び経済の柔軟性を基準に各国を分類する。

新興市場国・地域のグループ内では、資本移動管理措置を講じている国、一次産品に依存している国、及びドル化している国に対する指針を詳細に示している。

2015年4月に公表された同ペーパーの評価で理事会は、

健全な政策やファンダメンタルズと併せ
外貨準備は、国際収支上の危機の
可能性を減らし経済・金融の安定性の
確保で大きなプラスであるという点で
合意した。

大半の理事は、IMFのサーベイランス報告書で外貨準備高の適正水準に関し体系的な議論を行うことは、スタッフの分析と政策助言の強化に資する可能性があるとしてこれを支持した。

理事らは、議論の深さ及び議論の焦点は、国の状況に合わせ調整すべきであり、また国の対外安定性と世界の安定性に重要な点を反映すべきだという点で合意した。この点において、こうした議論では、予防的な動機で蓄積する外貨準備高の適正水準、各当局が既に示した外貨準備保有の予防的・非予防的目標、及び外貨準備のコストについて考察すべきであると述べた。

合意された枠組みの活用に向け大半の理事が、IEOの2012年の「国際準備資産－IMFの懸念と各国の見通し」の評価の分析結果へのマネジメントの対応案と整合的な、スタッフガイダンスノートを作成することを支持した。

財政の透明性に関する優良慣行規定の改訂

財政の透明性は、効果的な財政運営及び説明責任の観点から極めて重要である。財政の透明性は、経済に関する決断を下す際、長期的コストや便益、財政への潜在的リスクを含め政府が財政状況や見通しの全体像を正確に把握する上で助けとなる。さらに、議員や市民、市場が政府に責任を課すにあたって必要な情報源となる。

IMFの「財政の透明性に関する優良慣行規定」の改訂は、財政政策の策定、モニタリング及び説明責任の強化に取り組むIMF加盟国を支援すべく進めている取り組みの一環である。理事会が2014年に承認したペーパーは、2007年の規定及びIMFの「国際基準の遵守状況に関する報告書(ROSC)」の財政モジュールイニシアティブに代わる新たな規定及び評価を示している。

透明性が財政サーベイランスを強化

この作業は、財政局が他局との連携の下に進めている、IMFの財政のサーベイランス及び能力構築の強化の取り組みの一環で行われている。

新たな規律と評価は、世界金融危機からの教訓を反映しており、国際基準分野の状況を加味し利害関係者との協議から得た評価を土台としている。

「財政の透明性に関する優良慣行規定」は、財政関連の情報開示の世界基準であり、以下4本の「柱」を中心とした原則から構成されている。(1)財政報告、(2)財政予測と予算、(3)財政リスク分析と管理、及び(4)天然資源からの収入の管理。各原則について、慣行基準を基礎レベル、優良、上級に分類、各国に基

準の完全遵守までの一里塚を提供するなど、全IMF加盟国に適用することができます。

上記の1~3の柱は既に公表されており、残りの柱4は2016年度中にまとめられる。これは天然資源が豊富な加盟国を対象に1~3の柱を補完するもので、利害関係者及び市民との協議から得られた意見や評価を反映する。

「財政透明性評価」では、各国の規律の遵守状況を評価する。規律が定める基準に照らし、財政の透明性慣行を包括的に評価するとともに、財政の透明性の指標に基づき財政の脆弱性の原因やその規模について定量的な分析を行う。さらに、「ヒートマップ」を取り入れ、財政の透明性の原則に関連する各国の強みと改革慣行の要約も提示し、改革優先課題の対処に努める加盟国を支援する段階的な財政の透明性行動計画の提言を受けるというオプションもある。さらに同評価では、最も切迫した透明性の問題に対処するため、新規律が定める柱にそれぞれに焦点を絞ったモジュール形式の評価を行うこともできる。各国当局や他の利害関係者からの同評価に対する意見は極めて肯定的である。

新たな財政の透明性に関するマニュアルの公表

2巻構成の「財政の透明性に関するマニュアル」を2016年度末までに新たに公表する予定である。これは、新たな「財政の透明性に関する優良慣行規定」の原則と慣行の実施に関するより詳細な指針である。第1巻は、規定の1~3の柱をカバーする2007年の財政の透明性に関するマニュアルの改訂版で、天然資源からの収入の管理に関する第4の柱に焦点を当てた第2巻は、それまで別途作成されていた2007年の天然資源からの収入の透明性に関する指針を組み入れたものとなる。

IMFと小国

「小国が抱える開発課題を克服し未来の繁栄を築くために、IMFはこれらの国々と協力する用意がある」

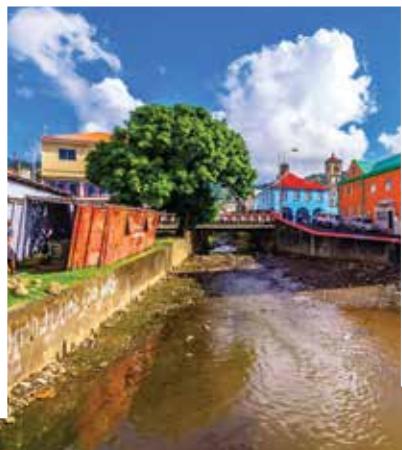
朱民IMF副専務理事、2014年9月3日

人口が150万に満たないIMFの加盟国は42カ国で、そのうち33カ国が発展途上の小国に分類される。近年、途上国のこのグループが、小国として認識されるようになった(2011年現在で人口が20万人未満の「極小国」というサブカテゴリーも含む)。

小国は、規模の経済を生かすことができず、公共財やサービスの提供能力、あるいは世界貿易に加わるための財の生産が阻害されている。過去10年間の経済成長は他と比較し後れを取つており、また極小国は気候やその他のショックにより経済が大きく変動してきた。こうした国グループ特有の経済ニーズを踏まえ、IMFはこうした国々とどのように関与し支援を行うべきかについて審議した。

このプロセスは2013年のスタッフペーパー「小国におけるマクロ経済的課題とIMFの関与への含意」、その後の理事会による関連協議から始まった。2014年5月、2013年のスタッフペーパー及び理事会の議論から得た教訓をまとめたIMFの小国との関係に関するスタッフ向けの指針文書が発表された。小国との政策

対話の中核的テーマとして五つの主な分野を特定した。これら分野は、成長と雇用創出(growth and job creation)、ショック



への耐性(resilience to shocks)、総合的な競争力(overall competitiveness)、運営可能な財政及び債務の持続可能性のオプション(workable fiscal and debt sustainability options)、及び深みに欠ける金融部門(thin financial sectors)で、それぞれの頭文字からG.R.O.W.TH. と呼ばれる。

2014年9月にサモアで開かれた国連の小島嶼開発途上国国際会議でIMFの朱民副専務理事は、持続可能な経済開発に取り組むこれらの国々への支援を継続することを公約した。

[カリブ海及び太平洋に小国が多くが集まっており、IMFの地域局と技術支援センターが小国ニーズへの対応で主導的な役割を果たしている。](#)

IMFのアジア太平洋局及び西半球局は小国とのコミュニケーションの改善に向け、それぞれ「カリブ海コーナー」と「アジア太平洋小国モニター」というニュースレターの定期配信を開始した。スタッフ向け指針文書の発表に続きアジア太平洋局は、小国サービスバランスに参加する代表団の団長を対象とした研修コースを立ち上げた。

これら2局が作成した政策分析は、他の2局と共同で作成した2015年3月のペーパー「発展途上の小国におけるマクロ経済の発展と特定課題」にも反映された。理事会が3月に審議した同ペーパーは、最近の動向とIMFスタッフによる見通しの要約に加え、小国における財政運営や通貨引き下げの影響、金融包摂の水準など、テーマに特化した章を設けている。



データ

データとデータ基準イニシアティブ

IMF協定に基づき加盟国から提供されるデータの質は、IMFのサーベイランスの成功に不可欠な要素だ。

データ公表基準は、健全なマクロ経済政策の追求で不可欠な時宜を得た包括的な統計のアクセスを拡大する助けとなる。

「特別データ公表基準(SDDS)」は、加盟国が経済、金融統計を一般に公表する際の指針として1996年に制定された。「一般データ公表システム(GDDS)」はその翌年に制定され、加盟国のニーズ分析を助け、統計システムを向上させるための優先課題を設定するための枠組みである。

「特別データ公表基準プラス(SDDSプラス)」は2012年に、世界金融危機で特定されたデータのギャップに対応するために作られた。SDDSプラスは金融システム上重要な国々を対象としているが、通常のSDDSを採用する全ての国もこのプラスを取り入れることが奨励されている。この第1段階で対象となった8カ国は、2015年度SDDSプラスを採用した。

2015年度にSDDSを新たに採用した国はなく、8カ国がSDDSプラスを採用した後、同年度末時点での採用国数は63カ国にとどまっている(セーシェルが2015年5月1日に参加)。クック諸島及びミクロネシアがGDDSへ参加し、同年度末でGDDS参加国数は113カ国となった(GDDSからSDDSへ移行した国を除く)。

今日、IMF加盟国の中97%以上が、GDDS、SDDSあるいはSDDSプラスに参加している。GDDSは113カ国、SDDSは63カ国、そしてSDDSプラスは8カ国が採用している。

統計局は、アフリカ開発銀行及び世界銀行とパートナーを組み、いわゆるオープンデータ・プラットフォームを立ち上げその促進に努めた。同プラットフォームは、国当局によるデータの公表(「持続可能な開発目標」を含む)の促進を狙ったものだ。アフリカの一部の国が、この新しいツールを既に成功裏に採用している。

G20の「データギャップ・イニシアティブ(DGI)」は、世界金融危機後、G20の財務相及び中央銀行総裁(FMCG)のIMFとFSBへの要請を受け、立ち上げられた。データギャップを解消するための20の提言がIMFCにより承認された。同プロジェクト開始から6年が経過し、ギャップ解消で大きく前進した。DGIからのデータは、金融の安定性と債務分析を含めた政策対応への支援を向上させ、国内及び国際的な連関性の理解の深化を促していると考えられる。2014年9月、G20のFMCGは、FSB事務局及びIMFスタッフに対し、DGIの第2段階に関する提言とDGI第1段階の最終進捗報告書をもって2015年9月に再度報告するよう要請した。



融資

IMFの融資は、国際収支上の問題、自国経済の安定化、及び持続可能な経済の回復に努める加盟国を支援する。こうした危機解決としての役割がIMF融資の中核である。同時に、直近の世界金融危機により、実効的な国際金融のセーフティネットにより負のショックを受けた国を支援する必要があることが明らかになった。ゆえに、直近のIMFの融資改革の主な目的は、IMFの伝統的な危機解決の役割を、危機予防のための新たなツールを持って補完することにあった。開発銀行と異なり、IMFは特定のプロジェクトへの融資は行わない。

広義には、IMFの融資には2種類ある。非譲許的金利で提供される資金と、貧しい国に対し譲許的な条件で行われる融資である。後者については、金利は低く設定されているかあるいは一部ではゼロ金利となっている。

非譲許的融資

2015年度、理事会は、IMFの非譲許的融資制度の下で総額800億SDR – 1,120億ドル:キャンセルされた取極も含む。2015年4月30日現在のSDR/ドルの換算レート(0.71103)に基づくドル表示。表2.1 参照ーに上る取極9件を承認した。このコミットメント額の84%以上を、対メキシコ470億SDR(670億ドル)のアクセス規模を伴うフレキシブル・クレジットライン(FCL)取極をはじめとするFCL及び予防的流動性枠(PLL)の予防的6取極が占めた。メキシコ及びポーランド向けFCL2件、そしてモロッコ向けのPLL取極は、期限が迫っていた前取極を継続するものだ。残りの3件の予防的取極は、ホンジュラス、ケニア、セルビア向けのスタンダバイ取極(総額14億SDR、19億ドル)で、当局はこれらをプログラムの承認時予防的なものとして扱った。以上に加

え理事会は、EFF下でウクライナに対し123億4,800万SDR(175億ドル)に上る例外的アクセスを伴った拡大取極も承認し、当局の調整プログラムを支援した。

2015年4月末までに、一般資金勘定(GRA)からの「買入れ」と呼ばれる融資取極の下での融資実行額は、総額120億SDR(169億ドル)に達したが、うちウクライナによる65億SDR(92億ドル)の買入れが全体の54%を占めた。2015年度の「買戻し」と呼ばれる返済額合計で380億SDR(534億ドル)だった。このうち、対象期間内のアイルランド及びポルトガルによる早期の買戻しは208億SDR(290億ドル)だった。買戻しの規模が大きかったこと、さらにプログラムが軌道から逸脱したことに関連し買入れが頓挫したケースがあつたことから、2015年のGRAの融資残高は、812億ドル(1,142億ドル)から552億SDR(780億ドル)まで減少した。表

表2.1.
2015年度に承認された一般資金勘定の取極
(単位:100万SDR)

| 加盟国 | 取極 | 発効日 | 承認額 |
|----------------------------|---------------------|-------------|-----------------|
| 新規取極 | | | |
| ジョージア | 36カ月スタンダバイ | 2014年7月30日 | 100.0 |
| ホンジュラス | 36カ月スタンダバイ | 2014年12月3日 | 77.7 |
| ケニア | 12カ月スタンダバイ | 2015年2月2日 | 352.8 |
| メキシコ | 24カ月フレキシブル・クレジットライン | 2014年11月26日 | 47,292.0 |
| モロッコ | 24カ月予防的流動性枠 | 2014年7月28日 | 3235.1 |
| ポーランド | 24カ月フレキシブル・クレジットライン | 2015年1月14日 | 15,500.0 |
| セルビア | 36カ月スタンダバイ | 2015年2月23日 | 935.4 |
| セーシェル | 36カ月拡大信用供与措置 | 2014年6月4日 | 11.4 |
| ウクライナ | 36カ月拡大信用供与措置 | 2015年3月11日 | 12,348.0 |
| 小計 | | | 79,852.5 |
| 拡充された取極¹ | | | |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 33カ月スタンダバイ | 2014年6月30日 | 84.6 |
| 小計 | | | 84.6 |
| 合計 | | | 79,937.0 |

出所: IMF 財務局

1 拡充の場合は増加額のみ表示

詳細は、2014年
IMF財務を参照。



表2.2

IMF一般資金勘定からの融資の条件

この表は、主な非譲許的融資制度を示している。スタンダバイ取極は、長期にわたりIMFの中核的な融資制度として機能している。

2007～2009年の世界金融危機を受け、IMFは融資制度を強化した。その主な目的は、危機防止制度の強化で、フレキシブル・クレジットライン(FCL)、予防的流動性枠(PLL)、及びラピッド・ファイナンシング・インストルメント(RFI)を設置した。

| 融資制度(導入年) ¹ | 目的 | 条件 | 分割供与およびモニタリング |
|--|---|--|---|
| クレジット・トランシュおよび拡大信用供与措置² | | | |
| スタンダバイ取極(SBA) (1952年) | 短期的性格の国際収支上の問題を抱える国への短期・中期的支援 | 加盟国の国際収支上の問題が合理的な期間内に解決されるとの信頼に足る政策の採用 | 通常は、パフォーマンス基準と他の諸条件の遵守を条件とする、四半期ごとの買入れ(引出し) |
| 拡大信用供与措置(EFF) (1974年)(拡大取極) | 長期的性格の国際収支上の問題に対処するための加盟国の構造改革を支援するより長期的な支援 | 構造面での課題を含んだ最長4年間のプログラムを採択し、今後1年間の政策の詳細を提示 | パフォーマンス基準や他の条件が守られていることを条件に四半期または半年毎の買入れ(引出し) |
| フレキシブル・クレジットライン(FCL)(2009年) | 潜在的あるいは実体化しているかを問わず全ての国際収支上の必要に対応する柔軟性の高いクレジット・トランシュの制度 | 事前のマクロ経済ファンダメンタルズ、経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する | 1年後の中間レビューを条件に、取極期間を通じ迅速なアクセス承認 |
| 予防的流動性枠(PLL) (2011年) | 健全な経済ファンダメンタルズと政策を実行する国ための制度 | 強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセスを持ち金融部門も健全であること | 早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLLについては半年毎のレビューを行う |
| 特別措置 | | | |
| ラピッド・ファイナンシング・インストルメント(RFI) (2011年) | 緊急を要する国際収支上のニーズを抱える全ての加盟国への迅速な金融支援 | 国際収支上の問題の解決努力(事前の措置を含む場合あり) | 完全なプログラムやレビューを必要としない即時買入れ |

1 一般資金勘定(GRA)からのIMFの融資は、主に、加盟国が払い込む資本で賄われる。各加盟国は資金上のコミットメントを示す「クォータ」が割り当てられる。各加盟国はその一部をIMFが受け取り可能な外国通貨あるいは特別引出権(SDR)、残りを自国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が自国通貨で外国通貨あるいはSDRをIMFから買うことにより供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨で自国通貨をIMFから買い戻す形となる。

2 一般資金勘定(GRA)から引き出された資金にかかる料率は、SDRへの週次金利に利鞘を上乗せしたものとなっている(現在は100ペースポイント)。この料率は、IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の1回限りのサービスに対する料率が、リサーブ・トランシュ以外の一般資金勘定内のIMF資金の引出しに対して課される。先行して支払うコミットメント・フィー(クォータ比200%までのコミット額に対しては15ペースポイント、クォータの200%を超えるが1,000%までの金額に対しては30ペースポイント、さらにクォータ比1,000%を超える金額に対しては60ペースポイント)が、スタンダバイ取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的流動性枠、および拡大取極のもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで後に行われる実際の引出し額に応じて払戻しが行われる。

| 利用限度 ¹ | 手数料 ² | スケジュール (年数) | 分割払い間隔 |
|--|---|----------------|--------|
| 年間：クオータの200% 累積：クオータの600% | 基本金利+上乗せ金利(クオータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクオータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) ⁴ | 3½-5 | 四半期 |
| 年間：クオータの200% 累積：クオータの600% | 基本金利+上乗せ金利(クオータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクオータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) ⁴ | 4½-10 | 半年 |
| 事前制限なし | 基本金利+上乗せ金利(クオータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクオータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) ⁴ | 3½-5 | 四半期 |
| 6カ月間：クオータの250%；1～2年間の取極は、承認と同時にクオータの500%が利用可能；十分な改善が12カ月続いた後は、クオータの計1,000% | 基本金利+上乗せ金利(クオータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクオータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) ⁴ | 3½-5 | 四半期 |
| 年間：クオータの50% 累積：クオータの100% | 基本金利+上乗せ金利(クオータ比300%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクオータ比300%を超える状態が3年以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) ⁴ | 3½-5 | 四半期 |

3 クレジット・トランシュとは、加盟国のIMFクオータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。たとえば、加盟国のクオータの25%までの引出しは、第1クレジット・トランシュのもとでの引出しとなり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を越える支払い要請は、高次クレジット・トランシュの引出しとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達するごとに、分割して行われる。このような支払いは通常、スタンダバイ取極(または拡大取極)に関連している。

4 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり、これまでのスケジュールに取って代わった。新たな制度では、クオータ比200%を超える金額に対しては基本金利に100ベースポイント、クオータ比300%を超える金額に対しては200ベースポイントの上乗せとなっている。2009年8月1日の時点で、クレジット・トランシュまたは拡大信用供与措置の下の取極の借入残高がある加盟国には、上乗せ金利について新旧制度どちらかを選択するオプションが与えられた。

表2.3

譲許的融資制度

低所得国は、以下の譲許的融資3制度が利用可能。

| | 拡大クレジット・ファシリティ (ECF) | スタンバイ・クレジット・ ファシリティ (SCF) | ラピッド・クレジット・ ファシ リティ(RCF) |
|-------------------|---|--|---|
| 方針 | 力強く持続的な貧困削減及び成長と整合的な、安定かつ持続可能なマクロ経済の実現に取り組む低所得国を支援 | 事前のマクロ経済ファンダメンタルズ、経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する | 1年後の中間レビューを条件に、取極期間を通じ迅速なアクセス承認 |
| 目的 | 長期化している国際収支上の問題に対処 | 短期的な国際収支上のニーズを解決 | 喫緊のニーズに応えるために融資へのアクセスは低次。 |
| 旧制度 | 貧困削減・成長ファシリティ(PRGF) | 外生ショック・ファシリティ 高次アクセス・コンポーネント(ESF-HAC) | 外生ショック・ファシリティ迅速アクセス・コンポーネント(ESF-RAC)、補助金を受けていた緊急紛争後援助(EPCA)及び自然災害緊急融資(ENDA) |
| 適格性 | 貧困削減・成長トラスト(PRGT) 適格国 | 国際収支上の問題の解決努力 (事前の措置を含む場合あり) | 完全なプログラムやレビューを必要としない即時買入れ |
| 条件 | 長期化した国際収支上の問題、取極期間を通じ実際の融資ニーズ(融資承認もしくは実行時においてはその限りではない) | 承認時、潜在的な(予防的利用)もしくは実際の短期的な国際収支上のニーズ。引き出しの際は実際のニーズがなければならない | 高次クレジット・トランシュ(UCT)タイプのプログラムが必要または不可能な緊急の国際収支上のニーズ ¹ |
| 貧困削減成長戦略 | IMF支援プログラムは、加盟国の貧困削減成長目標と整合的で、社会支出をはじめとする他の優先支出を保護する政策の支援を目指すべきである。 | | |
| | 貧困削減戦略(PRS)文書を2回目のレビューまでに提出 | PRS文書の提出は不要。融資ニーズが続く場合は、SCF利用国は、関連するPRS文書作成を要件とするECFを要請 | PRS文書の提出は不要。貧困削減成長戦略ペーパー(PRSP)の作成により繰り返し利用する場合、ECFへの移動を推進 |
| コンディショナリティ | UCT。調整過程とタイミングで柔軟に対応 | UCT。短期間で国際収支上のニーズの解決を図る | 事後レビューが基本で、UCT、コンディショナリティは不要。繰り返し利用する場合は、実績を重視(ショック枠は除く) |

| | 拡大クレジット・ファシリティ (ECF) | スタンダバイ・クレジット・ ファシリティ (SCF) | ラピッド・クレジット・ファシ リティ (RCF) |
|-------------------------|--|--|--|
| アクセスポリシー | 年間：クオータの100%まで。累積：クオータの300%まで(予定されている返済分は除く)。 例外的アクセス年間：クオータの150%まで。累積：クオータの450%まで(予定されている返済分は除く) | | |
| | 基準：借入残高の合計額によりアクセスが減少。借入残高がクオータの100%未満の場合は、クオータの120%。借入残高がクオータの100%以上の場合は、クオータの75%。予防的な利用の場合は、年間クオータの75%まで。年平均アクセスリミットはクオータの50% ² | 副次的制限(UCTコンディショナリティなし)。年間：クオータの25%、累積：クオータの100%(予定されている返済分は除く)。ショック枠一年間:50%、累積:125%(予定される返済分は除く) | |
| 融資条件³ | 金利：ゼロ 返済期間：5½–10年 | 金利：0.25% 返済期間：4–8年 アペイラビリティ・フィー：予防的利用で、利用可能だが引き出していない額につき0.15% | 金利：ゼロ 返済期間：5½–10年 |
| ブレンディング | 一人当たりの所得及び市場アクセスを基盤。債務の持続可能性とリンク。 | | |
| 予防的利用 | 不可 | 可：アクセスリミット、年間：クオータの75%。平均年間アクセスリミットはクオータの50% | 不可 |
| 期間・連続利用 | 3–4年(5年まで延長可)。 連続利用可 | 12–24カ月。連続利用は、5年間で2½年まで ⁴ 。 | 早い段階で融資。連続利用は可能だが、アクセスリミットなど他の要件が付随 |
| 同時利用 | 一般資金勘定(拡大信用供与措置、 スタンダバイ取極) | 一般資金勘定(拡大信用供与措置、 スタンダバイ取極)及び政策支援インストルメント | 一般資金勘定(ラピッド・ファイナンシング・インストルメント)及び政策支援インストルメント |

出所：IMF財務局

1 UCTスタンダード・コンディショナリティは、IMF資金を適切に保護しつつ、資金が確実にプログラムの目標を支えるためのプログラムに関連した一連の条件。

2 アクセス基準は、譲許的融資の借入残高がクオータの200%を超える場合は適用されない。この場合アクセスは、クオータの300%のアクセスリミット、IMF支援が将来必要になるか、そして返済スケジュールを考慮し決定。

3 IMFはPRGTの全ての譲許的融資の金利を2年ごとに見直す。次回見直しは、2014年末に行われる予定だった。理事会は、譲許的融資の金利の支払いを、世界経済危機を理由に2014年12月末まで一時的に免除することを承認した(ボックス2.4)。

4 予防的SCFsは、これに含まれない。

2.1は、今年度承認された取極の詳細を、図2.1は過去10年間に承認された取極の推移を、そして表2.2及び2.3は、IMFの融資制度の一般情報、図2.2は過去10年間の非譲許的融資残高に関する情報が掲載されている。

譲許的融資

IMFは2015年度、「貧困削減・成長トラスト(PRGT)」が支援するプログラムの下で、低所得加盟国に 対し総額18億SDRの融資をコミットした。譲許的融資の融資残高は、2015年4月末時点で、対58加盟国・総額63億SDRである。表2.4は、IMFの譲許的融資制度の下での新規の 取極及びアクセスの拡充の詳細を示す。表2.5は、IMFのエボラ出血熱の被害国への支援、図2.3は、過去10年間の譲許的融資の融資残高を示している。

IMFは「大災害後債務救済基金(PCDR)」を基盤に新しく設置した「大災害抑制救済基金(CCRT)」を通じ、適格国への債務救済の為グラントを提供した。2015年2月に設立されたCCRTにより、IMFが低所得加盟国に対し例外的な支援を行う状況が拡大され、国境を越え急速に広がる公衆衛生面での災害も対象となった。CCRTは、他国も含め急速に拡大する生命を脅かす伝染病や巨大地震など大災害なども含め、大きな自然災害に直面している国へ特別支援を行う。2015年4月末現在、IMFは同基金の下、エボラ出血熱の被害にあった3カ国に対し6,800万SDRの債務救済のためのグラントを提供した(ギニアー2,142万SDR、リベリアー2,584万SDR、シェラレオネー2,074万SDR)。

また、CCRTによる救済とは別にIMFは、2015年4月末時点で適格国に対し合計52億SDRの債務救済を行った。これには、重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ下での36カ国を対象とした26億SDRの支援、マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)下での30カ国に対する23億SDRの債務救済、さらには、リベリアに対する「HIPCを超えた」債務救済と、ハイチに対するPCDR基金の下での債務救済が含まれる。拡大HIPCイニシアティブの下で完了時点に達したすべての諸国および、国民1人当たり所得が380ドル未満で2004年末時点でIMFに対する債務を有する国々が、MDRIの下で債務救済を受けることができる。アフガニスタン、コモロ、ハイチ、トーゴは、MDRIの支援を受けられるIMF債

表2.4

2015年度の貧困削減・成長トラスト(PRGT)で承認または拡充された取極
(単位:100万SDR)

| 加盟国 | 発効日 | 承認額 |
|--|------------|----------------|
| 新規3カ年拡大クレジット・ファシリティ¹取極 | | |
| チャド | 2014年8月1日 | 79.9 |
| ガーナ | 2015年4月3日 | 664.2 |
| グレナダ | 2014年6月26日 | 14.0 |
| キルギス | 2015年4月8日 | 66.6 |
| イエメン | 2014年9月2日 | 365.3 |
| 小計 | | 1,190.0 |
| 拡大クレジット・ファシリティの取極の拡充² | | |
| ブルンジ | 2015年3月23日 | 10.0 |
| チャド | 2015年4月27日 | 26.6 |
| コートジボワール | 2014年12月5日 | 130.1 |
| ギニア | 2015年2月11日 | 45.1 |
| リベリア | 2014年9月26日 | 32.3 |
| シェラレオネ | 2014年9月26日 | 25.9 |
| シェラレオネ | 2015年3月2日 | 51.9 |
| 小計 | | 321.9 |
| 新規スタンバイ・クレジット・ファシリティ取極 | | |
| ホンジュラス | 2014年12月3日 | 51.8 |
| ケニア | 2015年2月2日 | 135.7 |
| 小計 | | 187.5 |
| ラピッド・クレジット・ファシリティでの供与 | | |
| 中央アフリカ共和国 | 2014年5月14日 | 8.4 |
| 中央アフリカ共和国 | 2015年3月18日 | 5.6 |
| ガンビア | 2015年4月2日 | 7.8 |
| ギニア | 2014年9月26日 | 26.8 |
| ギニアビサウ | 2014年11月3日 | 3.6 |
| リベリア | 2015年2月23日 | 32.3 |
| マダガスカル | 2014年6月18日 | 30.6 |
| セントビンセント 及びグレナディーン諸島 | 2014年8月1日 | 2.1 |
| 小計 | | 117.0 |
| 合計 | | 1,816.4 |

出所: IMF財務局

1 以前の貧困削減ファシリティ

2 拡充の場合は増加額のみ表示

表2.5

エボラ出血熱拡大被害国へのIMF支援、2014年6月－2015年4月

(特記ない限り、100万SDR)

| | 承認日 | コミット額(SDR) | 供与日 | 供与額(SDR) |
|--------------------|------------|--------------|------------|--------------|
| ギニア | | | | |
| RCF供与 | 2014年10月2日 | 26.8 | 2014年10月2日 | 26.8 |
| ECF拡充 ¹ | 2015年2月11日 | 45.1 | 2015年2月18日 | 26.8 |
| 債務救済 | 2015年3月18日 | 21.4 | 2015年3月19日 | 21.4 |
| 合計 | | 93.3 | | 75.0 |
| リベリア | | | | |
| RCF供与 | 2015年2月27日 | 32.3 | 2015年2月27日 | 32.3 |
| ECF拡充 | 2014年9月26日 | 32.3 | 2014年10月2日 | 32.3 |
| 債務救済 | 2015年2月23日 | 25.8 | 2015年2月24日 | 25.8 |
| 合計 | | 90.4 | | 90.4 |
| シェラレオネ | | | | |
| ECF拡充 | 2014年9月26日 | 25.9 | 2014年10月2日 | 25.9 |
| ECF拡充 ² | 2015年3月2日 | 51.9 | 2015年3月6日 | 51.9 |
| 債務救済 | 2015年3月2日 | 20.7 | 2015年3月3日 | 20.7 |
| 合計 | | 98.5 | | 98.5 |
| 総計 | | 282.3 | | 263.9 |

出所：IMF財務局

注：2015年2月28日にギニア、2015年3月6日にシェラレオネに供与された合計額には、以前に承認されたECFの拡充及び通常の供与を含む。

RCF：ラピッド・クレジット・ファシリティ

ECF：拡大クレジット・ファシリティ

1 ギニアのECF拡充は、2回にわたり供与される。2回目の供与は今後レビューが予定されている。

2 拡充は、エボラ出血熱の拡大と負の一次產品ショックに起因する資金調達ニーズを受けてのもの。

務がなく、またチャド、コートジボワール、及びギニアはMDRIの対象となるIMFへの債務を完了時点までに全て返済していた。このため、これらの国々はこのMDRI下でIMFによる債務救済を受けていない。

プログラムデザイン

公的債務上限の柔軟性を高める

2013年3月理事会は、IMF支援プログラムで公的な対外債務に課すコンディショナリティの利用に関する政策（「債務上限政策」）

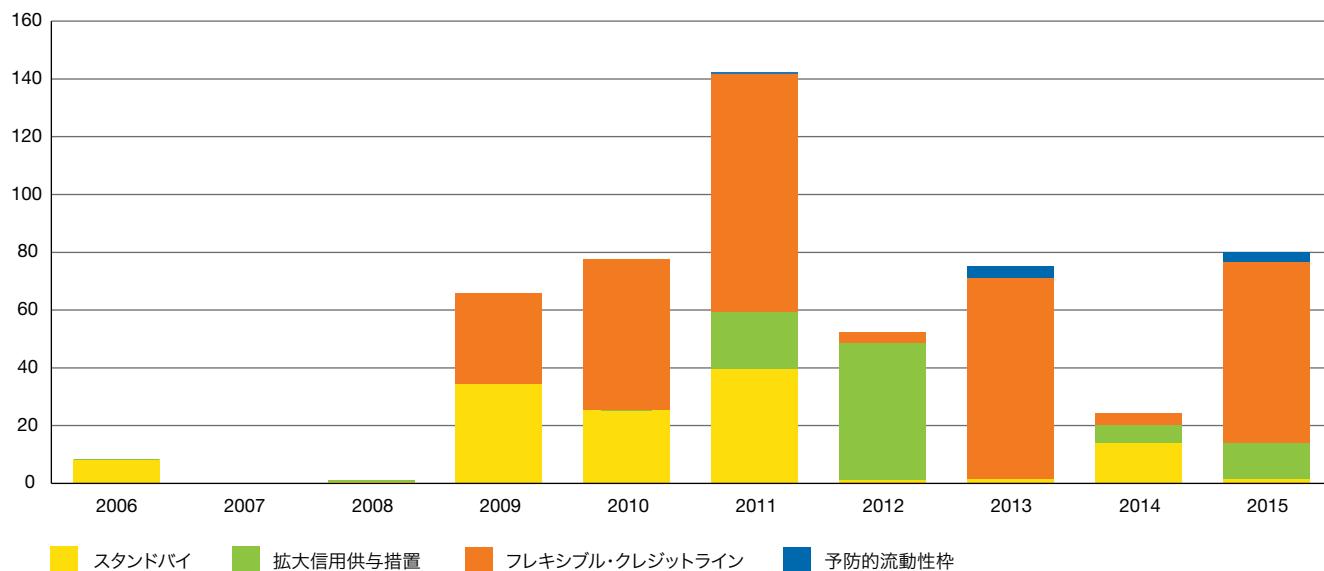
の改革についての議論を開始した。この議論は、低所得国が、特に大きなインフラギャップにターゲットを絞り公共投資の水準を向上させることで成長を促進させようとし、また融資機会が一段と拡大する一方で伝統的な譲許的融資の供給に制約がかかっているなかで行われた。

2009年のIMFの債務コンディショナリティの政策改革は、こうした新たな現実に対応するための第1段階の措置だった。しかし、2009年の改革により、加盟国が、中期的な債務の持続可能性リスクを押さえ込みつつ、生産的投資のための資金調達の柔

図2.1

2006～2015年度(年度末4月30日)に承認された取極

(単位:10億SDR)

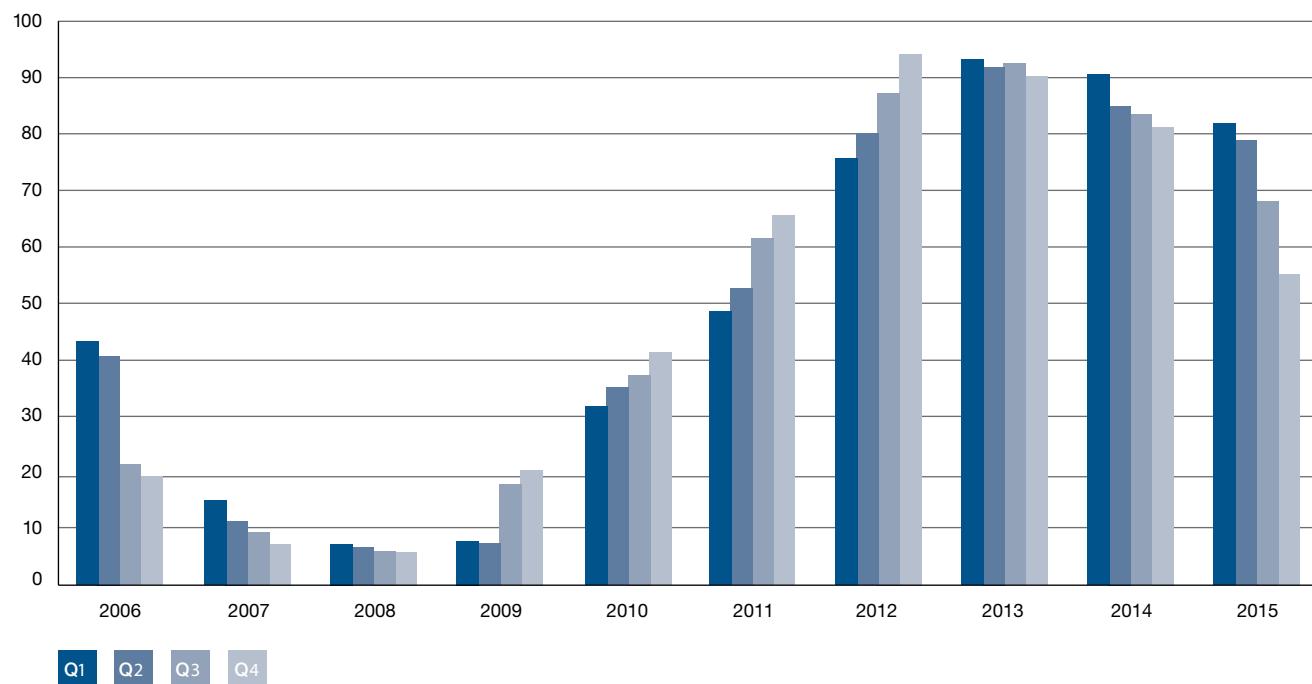


出所: IMF財務局

図2.2

2006～2015年度の非譲許的融資残高の推移

(単位:10億SDR)

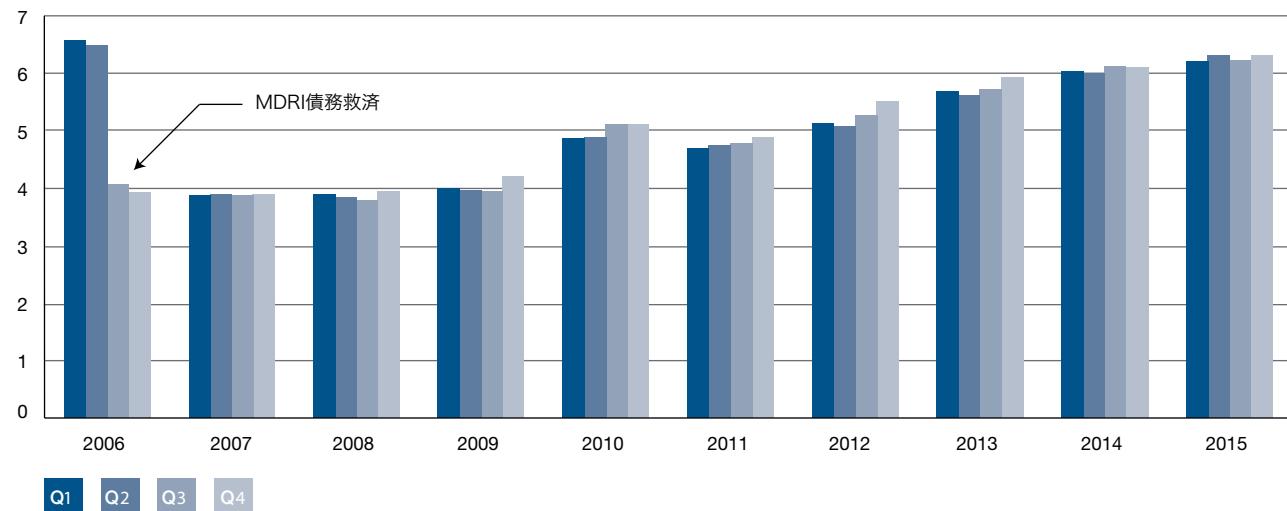


出所: IMF財務局

図2.3

2006～2015年度の譲許的融資残高の推移

(単位:10億SDR)



出所: IMF財務局

注: MDRI:マルチ債務救済イニシアティブ

ボックス2.3:チュニジアの再生を支援する

2011年1月の革命及び経済成長が急速に減速した期間を経て、困難な政治移行と不透明な国際経済の環境のなか、チュニジア経済は穏やかな回復を始めた。

新たな選挙体制へ政治的移行が進むなか、同国は短期的にマクロ経済を安定化させるとともに、社会的・経済的格差の広がりと脆弱な銀行部門という問題に対処するうえで必要な改革で前進した。政治的移行が成功しその後の政府が議会から大きな支持を得るなど、こうした課題への対策に必要な改革で一層前進するための好機が整った。政府のプログラムの主な柱は以下のとおり。

- ・適切な財政、金融、為替政策により、財政バッファー及び对外バッファーを構築
- ・銀行部門の重大な脆弱性に対処し税制及び投資制度の改革により投資環境を改善することで、成長を支える
- ・脆弱層を保護するソーシャル・セーフティネットの強化

さらに当局は、逆進的なエネルギー補助金を削減し、社会支出や投資支出を増加する余力を作り出した。例えば、脆弱な世帯への社会移転の拡大や貧困世帯を保護するために電気料金

に社会福祉料金を導入するなどである。

改革計画を支援すべくIMFの理事会は2013年6月、24ヶ月・約17.5億ドルのスタンダードバイ取極(SBA)を承認した。2014年12月、理事会はSBA下で5回目の審査を終了、結果、融資実行額は総額で11.5億米ドルに達した。さらに2015年5月には、SBAを2015年12月31日まで7カ月延長することを承認した。

同時にIMFは、租税政策や歳入管理、公共財政管理の改善、中央銀行の監督能力と担保枠組みの強化、金融統計の作成の向上で技術支援を行い同国を支援している。

軟性を高めるより抜本的な改革が必要であることが明らかとなつた。

2014年12月、理事会は、新たな「IMF支援プログラムにおける公的債務上限に関する政策」を承認した。プレスリリースの中で理事会は、この新たな債務上限政策は、2015年6月末に発効すると述べた。

理事会が審議したペーパーは、理事や他の利害関係者が強調した懸念事項への対応を試みたものである。たとえば(1) 加盟国の均等な待遇という原則に則した、政策の適用での公平性の確保、(2)譲許的借入・非譲許的借入両者を対象としていること、債務上限の対象の統一性と包括性を確保、(3) 債権者が譲許的な融資条件で融資を行い、また債務者がこれを要請するインセンティブの確保、などである。

理事らは、IMF支援プログラムの債務コンディショナリティを再度見直す機会を歓迎した。さらに、同政策の改革では、債務の持続可能性と、投資及び成長に関連した借入要件の間でバランスを取るべきだと強調した。さらに、債務上限の対象は、譲許的債務・非譲許的債務双方とすることで統一的かつ包括的であるべきという点で意見が一致すると同時に、債務コンディショナリティはあらゆる公的債務を対象にすべきという原則を支持した。以上に加え、債権者が譲許的な条件で融資を行い、債務者がこれを要請するインセンティブが存在すべきという点でも合意した。

理事らは、加盟国が深刻な債務の脆弱性を抱えている場合、IMF支援プログラムでの債務コンディショナリティの導入は正当であり、債務の持続可能性分析は引き続き債務の脆弱性の特定で重要な役割を担うべきだという点で一致した。理事は、この新たな債務上限政策の指針となる原則は、透明かつ公平に適用されるべきであり、債務コンディショナリティの形態はその国との環境とプログラムの目標を反映するべきだと強調した。

ボックス2.4：低所得国向けゼロ金利政策

2014年12月、理事会はIMFの譲許的融資の金利の支払いの特別免除を2016年末まで延長することを承認した。これは3回目の延長である。

はじめに理事会が2009年、貧困削減・成長トラスト(PRGT)適格国の譲許的融資残高に課される全金利について一時的に免除することを承認したこと、PRGT融資の全ての金利支払いが2011年12月まで免除となった。理事会は金利支払いの特別免除期間を、2012年12月末まで、2014年末まで、そして2016年末までと3回続けて延長している。

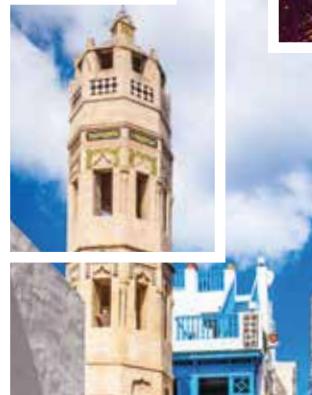
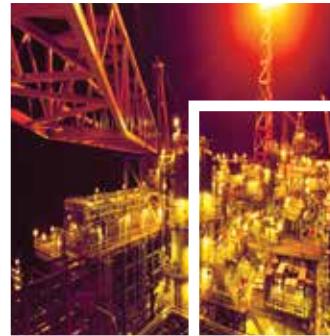
PRGTには、中期的に柔軟な支援を行う「拡大クレジット・ファシリティ」、短期的な予防的ニーズに応える「スタンダバイ・クレジット・ファシリティ」、そして、緊急支援を行う「ラピッド・クレジット・ファシリティ」の3制度がある。

政策支援インストルメント

政策支援インストルメント(PSI)は低所得国向けの柔軟なツールで、IMF金融支援を希望しないもしくは必要ではないが、借入取極を締結することなくIMFの政策助言や支援を受けることができる。この非金融支援は、PRGTの融資ファシリティを補完する重要な役割を果たす。PSIを通じ、加盟国の効果的な経済プログラムの策定・実施を支援することで、ドナーや、債権者、一般市民に、加盟国の政策が強固であるとの明確なシグナルを発信する機能を果たす。

2014年7月、理事会は、新たにタンザニアに対し3年間のPSIを承認した。IMFはそれ以前に、4月の4条協議とともに、スタンダバイ・クレジット・ファシリティ及びPSI下での同国の経済パフォーマンスに関する最終レビューを終了していた。タンザニア向けPSIは、マクロ経済の安定性と債務の持続可能性の維持、より公平な成長と雇用創出の促進といった、当局の中期的な目標の達成を支援する。

2015年4月の時点で、理事会は、カーボベルデ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、タンザニア及びウガンダの7加盟国に対し17件のPSIを承認していた。



能力開発

IMFは、加盟国の政府関係者と自らの専門知識を共有し、研修を行う。この「能力開発」は、強固な制度の構築、そして健全なマクロ経済政策及び金融部門政策の策定と実施のための能力の強化で加盟国を支援する。能力開発は、IMFのサービスランス及び融資活動と密接に関連しており、加盟国から高く評価されている。

技術支援と研修活動は、加盟国からの旺盛な需要に応えるべく急速に拡大している。

IMFの2015年度の運営経費の約4分の1を能力開発が占めた。

その大半は技術支援が占め(22%)ており、研修の割合は4%である(図2.4)。

2014年4月のIMF理事会の非公式協議を経て、2014年9月には理事会が新たな声明「能力開発に関するIMFの政策と実践」を承認した。理事会が承認済みの2013年の能力開発戦略ペーパーの原則を取り入れた同声明は、2001年のIMFの技術支援に関する政策声明に取って代わるものである。

IMFの能力開発活動は、2009年以降ドナー資金に支えられ大きく成長したが、その力強い伸びは2015年度

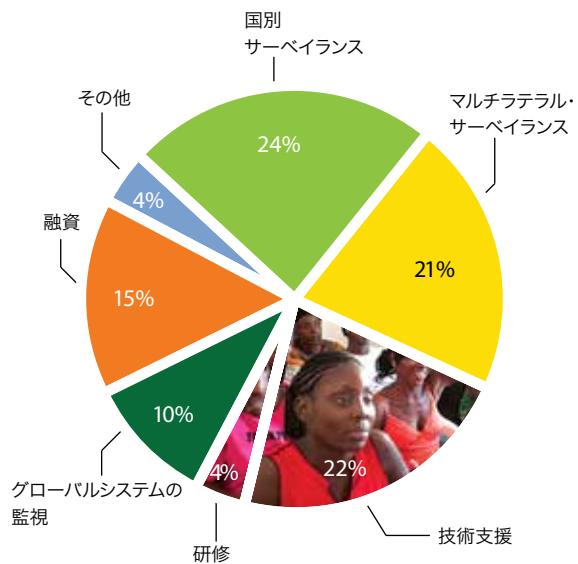
になり先細った。これは主に、制度面、資源面の制約が影響している。2015年の能力開発活動への直接的支出は(外部資金及びIMF資金を活用)は、2億4,200万ドルと、2014年度の2億3,700万ドルから2%伸びた(図2.5)。外部資金を原資とした能力開発の伸びは、2015年度は1.7%まで減少した。2014年度は7.2%、2013年度は17.4%の伸び率だった。

技術支援

2015年度、技術支援は、主にサブサハラアフリカ、アジア太平洋、及び西半球の各地域で増加した(図2.6)。

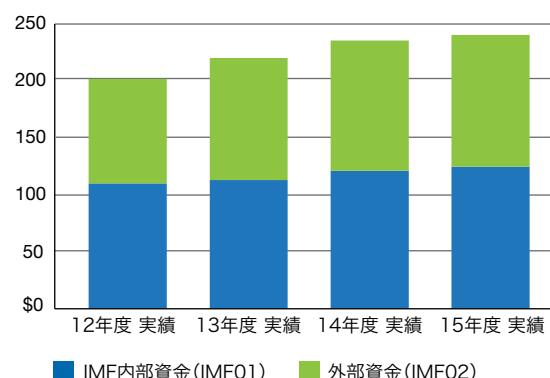
IMFの技術支援の約半分が、引き続き低所得途上国を対象としていた(図2.7)。

図2.4
IMFの主要な活動のコストの内訳、2015年度



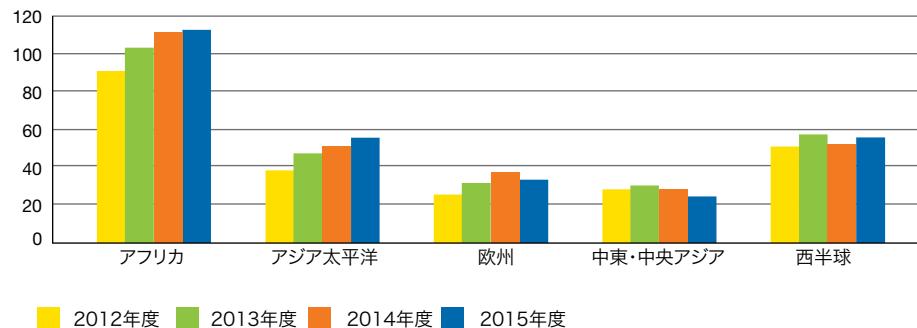
出所：予算企画室、Analytic Costing and Estimation System(ACES)

図2.5
能力開発への支出、2012–2015年度
(100万米ドル)



出所：予算企画室、Analytic Costing and Estimation System(ACES)

**図2.6
2012–2015年度、地域別技術支援実施状況
(現地実施の人年)**



出所：IMF Travel Information Management System

2015年度、サブサハラアフリカが技術支援の最大の割合を占めたが、これは同地域の低所得途上国の数が多いことを反映している。

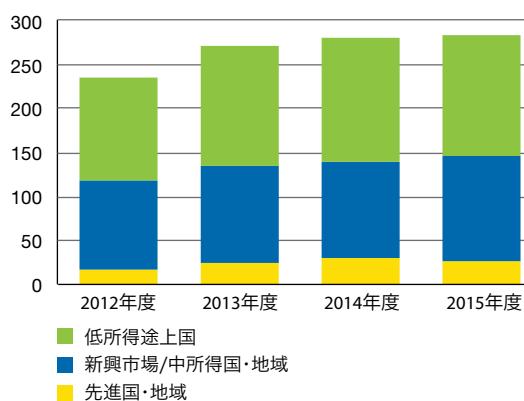
金融及び金融部門関連、そして統計関連の技術支援は、加盟国からの需要を受け近年上昇している(図2.8)。財政関連トピックが引き続きIMFの技術支援の主要分野だった。またIMFは、財政サーバランスの分析基盤を強化し、構造的な財政改革を指導し、技術支援の優先事項を

示すための一連の財政評価ツールの開発に取り組んでいる。現在、財政評価のための主要7ツールが利用可能、もしくはテスト中となっている(ボックス2.5参照)。

財政面の能力開発のハイライト

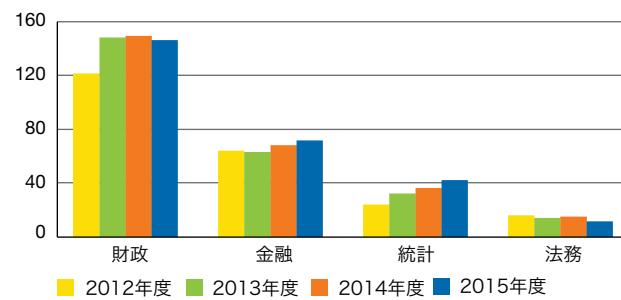
IMFは、様々な国の長期的な能力開発並びにより差し迫った技術支援ニーズ双方に引き続き迅速に対応した。ウクライナでは、包括的な技術支援プログラムを実施した。これはなかでも、健全なマクロ経済政策及び金

**図2.7
2012–2015年度、所得グループ別
技術支援実施状況
(現地実施の人年)**



出所：IMF Travel Information Management System

**図2.8
2012–2015年度、項目別技術支援実施状況
(現地実施の人年)**



出所：IMF Travel Information Management System

ボックス2.5:財政評価ツール

IMFの標準化した財政評価ツールは、加盟国の財政制度枠組みを審査するとともに、財政改革及び技術支援の優先課題の特定に貢献している。

歳入管理財政情報ツール(RA-FIT)は、税と関税情報の収集と分析を行い、加盟国の行政パフォーマンスに関連するベースライン指標を確立する。データ収集の第一段階に参加した85カ国が提出したデータを足場とした最初の報告書が2014年に作成された。データ収集の第2段階は、2014年と2015年にオンラインのデータ キャプチャ・ポータルを用いて行った。他の国際組織と協働し、RA-FITを歳入管理情報の収集、分析、公表の標準プラットフォームにするための取り組みが続いている。

歳入管理ギャップ分析プログラム(RA-GAP)は、歳入の潜在的な額と実際の額のギャップを推計する。2015年度、付加価値税の詳細なギャップ推計の対象が、4カ国から8カ国に拡大した。

税制診断ツール(TADAT)は、税行政実績の標準化された評価枠組みを提供するもので、改革の優先付けと順序立てを向上させる。国際パートナーとの密接な連携の下設計され管理運営されているTADATはまだ試験段階にある。2015年度、新たに4カ国で試験的に実施され成功裏に終了した。同枠組みはさらにおよそ7カ国でテストされ、その後2015年11月に一般使用へと展開する。TADAT評価担当者候補を養成するためのオンラインコースが2015年5月半ば時点で立ち上げられている。

財政透明性評価(FTE)は「基準と規範に関する遵守の報告書」の財政モジュールにとって代わるもので、4本柱から構成されており公表された情報の質を財政リスクの特定と管理に特に重点を置いて評価する。2015年度には新たに5本のFTEが公表されたが2016年度にもさらにFTEを行う予定である。同枠組みは、天然資源の富の管理に関する第4の柱の作業が終了し「財政の透明性に関するマニュアル」が完成する2016年度にまとめられる予定である。

資源産業の財政分析(FARI)は、採取産業(EIs)の財政分析を行うためのモデリングフレームワークである。FARIは、EIの財政枠組みを評価、比較、そして設計するためのパワフルなツールで、EIプロジェクトの全期間にわたりプロジェクトの年間のキャッシュフローを投資家と政府の間でどのように分担するかを、ある特定の財政制度を詳細にモデリングすることで分析する。

官民パートナーシップ財政リスク評価モデル(P-FRAM)は、官民パートナーシップから派生する潜在的な財政コスト及び財政リスクを評価する分析ツールである。関連データの収集、赤字と債務への影響の数値化、及び主なマクロ経済やプロジェクトに特化したパラメーターの変化の感度分析のための、体系的で指導的なプロセスの提供を意図したものである。

公共投資運営評価(PIMA)は、公共投資の運営活動を包括的手法で評価するための枠組みである。意思決定を司る制度を、投資の計画、配分、実施という主要な3段階ごとに評価する。PIMAsは、制度の強みと弱点を評価し、公共投資の管理制度の改善のための実践的な提言を行う。PIMA枠組みの試験的利用は2016年度に開始する予定。



融部門政策を策定・実施する当局の長期的な能力を強化するための改革、年金制度とエネルギー補助金の改革、国営企業管理の枠組みの策定、公共財政管理体制の見直し、富裕層への課税など租税政策の評価、腐敗防止のための制度的枠組みの設定、社会保険料の支払い、農業課税及び国際課税、並びに地方政府の徵税権といった問題で貢献した。エジプトとチュニジアでは、公共財政管理、税及び歳入管理改革を支援した。

IMFは天然資源の豊富な国に対して、歳入の変動を抑えかつそのベースを拡大するために助言を行っている。

アンゴラでは、燃料補助金改革と歳入管理の近代化で技術支援を行った。タンザニアでは、天然ガスの生産による収入の管理のための財政及び予算政策枠組みの整備を支援した。ケニアでは、新たに石油資源財政制度の設計と導入を支援した。モンゴルは、IMFが天然資源による収入の流れの透明性を向上させ国内歳入の確保を支えるために新たに開発した、天然資源による

歳入テンプレート(ひな形)の便益を享受した最初の国のひとつだった。このテンプレートは、天然資源のオープンで責任の所在が明らかな管理を推進する世界基準である、採取産業透明性イニシアティブが承認している。レバノンのガス部門は歴史が浅い。IMFは同セクターを対象とした租税政策に関する様々なワークショップを当局と相互に交流する形で開催した。さらに、対象を拡大するなど集計方法が大幅に改善された、新たな消費者物価指数の導入でも支援した。

西アフリカのエボラ出血熱の流行を受けIMFは、早急に必要とされた技術支援を、本部及びアフリカ地域技術支援センター(AFRITAC)West 2から遠隔で行った。例えば、リベリアには半自律的歳入当局設置の最終段階や付加価値税の導入で助言を行った。シエラレオネにも、税行政能力を改善し採取産業からの収入を評価し徴税するために遠隔で技術支援を行った。またギニアには、公共財政管理能力の維持と国民経済計算統計の更なる改善に向け支援を行った。

貨幣部門及び金融部門の能力開発のハイライト

貨幣部門及び金融部門の分野でもIMFは関与を深め、低所得・中所得国での金融の安定性の促進を狙った新たな技術支援プログラムを立ち上げた。二者間レベル、そして地域レベルで、金融部門の脆弱性を特定・管理し、規制監督枠組みを強化すると共に、IMF融資プログラムを支え制度的能力を構築するための、包括的な技術支援プログラムが導入された。

例えば、カンボジア、ミャンマー、ネパール及びフィリピンでの銀行監督に関する技術支援は、金融の安定性を保護する上で不可欠な監督基盤及び規制基盤の構築を支えた。

ミャンマーは、金融政策運営、外国為替市場操作、及び中央銀行による金融政策運営で支援を受けた。カリブ海諸国は、銀行監督及び銀行破綻の分野で技術支援を受けた。バルバドス、ベリーズ、ジャマイカ、及びスリナムは、国内債券市場と中央銀行の機能の向上、コンゴ民主共和国、ソマリア及び南スーダンといった紛争後あるいは脆弱な状態にある国では、貨幣部門及び金融部門の支援が行われた。

南スーダンでは、南スーダン銀行の制度的能力と枠組みを強化することで金融及びマクロ経済の安定性を支えるための技術支援が、同国の治安の懸念により中断したにもかかわらず進展した。ソマリアでは、新規ドナー信託基金(下記ドナー支援の項を参照)の支援を受け、中央銀行の中核的業務の設定と、金融部門の監督及び監視の能力構築に集中して支援が行われた。コンゴ民主共和国の複数年プログラムは、金融部門の監督及び規制の強化と中央銀行の近代化プログラムの実施で進展した。



統計能力の構築のハイライト

近年(2012年度～2015年度)、IMFのマクロ経済統計の技術支援は飛躍的に増加しており、76%という伸び幅を記録している。こうした成長は、ドナーとの連携を強化することで、世界金融危機を契機に増え続ける能力開発への需要に対応するIMFの能力が整備され可能になった。

たとえばアジア太平洋地域では、15カ国が**国際収支マニュアル第6版(BPM6)**に則り、国際収支及び国際投資ポジション(IIP)の集計・公表を開始した。また、11カ国がはじめてIMFに対し一般公表用に国際収支あるいはIIP統計を提出した。さらに、アジア11カ国が政府財政統計の報告を開始、うち9カ国は高頻度データを報告した。6カ国がIMF・世界銀行の四半期公的部門債務データベースへの参加を開始した。

実体部門の統計での注目すべき成果は、**2008年版国民経済計算**の導入である。この国民経済計算の国際統計基準の最新版は、国連、ベラルーシ、ボスニア、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ及びセルビアで採用された。四半期国民経済計算(QNA)が、ボスニア、モルドバ、及びモンテネグロで作成された。さらには、複数の被支援国で物価と商品貿易統計の質の向上に向けた取り組みが進められている。

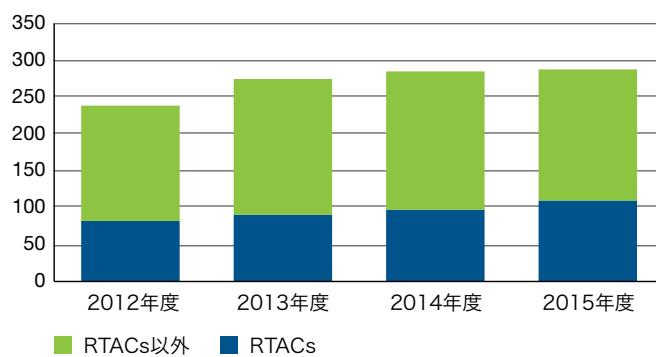
2015年度もプログラム実施国・非実施国両者で法関連の技術支援の需要が続いた。主な分野は、資金洗浄・テロ資金供与対策、金融・財政法、破産、司法改革となっている。税法面では2015年度は、税行政や天然資源の富への課税の法的裏づけといった新たな分野が拡大した。

RTACsは、国当局への実践的でより長期的な改革への支援、並びに財政、マクロ経済統計、及び金融部門など幅広い分野での助言の提供で重要な役割を果たしている。主な支援分野は、公共財政管理、税行政、マクロ財政分析、国民経済統計と物価統計、対外部門統計、政府財政統計、銀行監督と規制、金融政策運営と外国為替操作、及び債務管理などである。

2015年度、IMFがRTACsを通して行った技術支援は全支援の38.3%を占めるなどピークに達した(図2.9)。

現在、アフリカ、カリブ、中米、中東及び太平洋地域の九つのセンターが支援を行っている。

**図2.9
2012～2015年度、地域技術支援センター(RTACs)を通して行った技術支援実施状況
(現地実施の人年)**



出所：IMF Travel Information Management System

研修

IMFの研修プログラムは、IMFの能力開発という責務で重要な位置を占め、世界のマクロ経済情勢と政策課題の変化、加盟国の需要、及び技術革新に対応できるよう努めている。昨年、IMFの能力開発局は、IMF加盟国にとり戦略的に重要な2トピックである債務の持続可能性とエネルギー補助金改革を新たに追加した。これらのコースでは理論的授業、分析ツール、実践的なワークショップを提供する。インターネットに接続可能なら誰でも無料で受講することができるIMFのオンライン研修コースは、新たにエネルギー補助金改革に関するコースを設けるとともに、フィナンシャル・プログラミングと政策パート1コースがフランス語に翻訳されるなど拡大を続けた。2015年度、オンラインの研修は38%の急成長を遂げ、IMFの研修全体の13%を占めるようになった。

2015年度、IMFは加盟国向けに345の研修イベントを実施、11,315人の政府関係者が参加した。IMF研修の大半、今年度の約53%が新興市場国・地域向けだった(図2.10)。地域別でみると、サブサハラアフリカ、アジア太平洋地域、中東及び中央アジアの国々が最も多く研修を受けた。(図2.11)

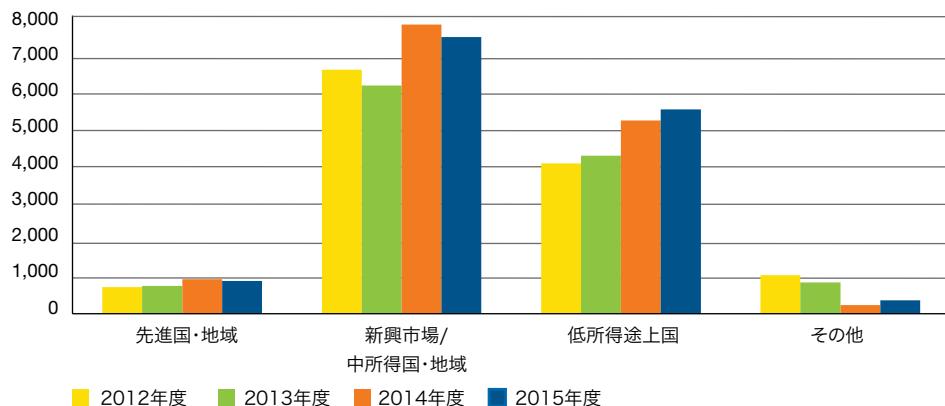
能力開発へのドナー支援

ドナー支援により、加盟国への技術支援と研修を提供するIMFの能力は引き続き強化されている。2015年度の新たな資金提供は1億4,500万ドルに達し、ドナー資金での活動は合計で1億5,200万ドルに達した。IMFでは、能力開発のための外部からの支援を、RTACs、地域研修センター、テーマ別信託基金、二者間パートナーシップなどを通じて活用している。

複数ドナーが支援する活動は、低所得及び低中所得国への技術支援と研修の実施で効果を発揮している。太平洋、中東、アフリカ、カリブ、及び中央アメリカの9カ所のRTACsが構成するネットワークは、実践的な技術支援や研修を行っている。こうしたセンターの支援を受け、加盟国は経済及び金融制度改革で具体的な成果を挙げた。テーマ別信託基金は、最新の研究を基にIMFの世界的な経験を活用しテーマに特化した助言を行う。現在、国に特化した2基金及びテーマ別の7基金を運営している。

2015年度、「能力開発のためのソマリア信託基金」が、660万ドルのドナーのコミットメントを受け成功裏に立ち上げられた。ノルウェーが310万ドル拠出した

図2.10
2012–2015年度、所得グループ別IMF研修参加者
(研修の参加人週数)



出所: Participant and Applicant Tracking System(PATS)

ことで、「南スーダン信託基金」の1,020万ドル規模のプログラムは十分な資金を確保した。2014年5月に「資金洗浄・テロ資金対策基金」の第2段階が5年間の計画で開始した。新たに設置した「税制診断ツール(TADAT)信託基金」は、加盟国の税行政機能の向上に貢献する。

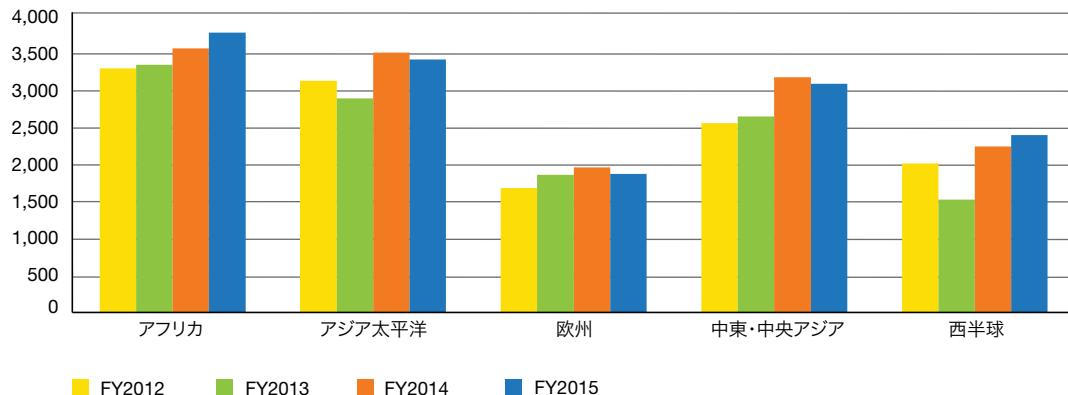
五つのRTACs、「税制策・税行政信託基金」、「天然資源からの富の管理のための信託基金」を対象に第三者機関による中間評価が行われ、これら信託基金は必要で効果的かつ質の高い能力開発サービスを提供しているとの結果が示された。

IMFは長期間継続している二者間プロジェクトでのドナーとのパートナーシップを拡大した。IMFの能力開発の上位5ドナーは、日本、欧州連合、カナダ、英国及びイスイスである。最大のドナーである日本は、二つの奨学金プログラムなど技術支援と研修に新たに合計2,960万ドルを拠出した。

IMFと英国の国際開発省(DFID)は、アフリカ及び中東の44カ国でマクロ経済統計の改善のための新たなプロジェクトを立ち上げることで合意した。DFIDは、能力開発支援のために今後5年間で930万ドルを拠出する予定である。

それまで行われていたデータ公表強化イニシアティブは、DFIDが資金提供するアフリカ向けの統計プロジェクトの第1段階で、IMFが2010年～2015年に実施した。これは多くの具体的な成果を挙げた。多くの国が支援を受け、初めて四半期国民経済計算、IIP統計、金融の健全性指標を作成した。さらに、国民経済計算の基準年を再設定し、金融統計の対象範囲を拡大するとともに、政府財政統計の頻度と精度を向上させ、ナショナル・サマリー・データページと公表カレンダーを発表することで、データ公表を拡大した。また、IMFの一般データ公表システム及び特別データ公表基準への参加国が拡大した。

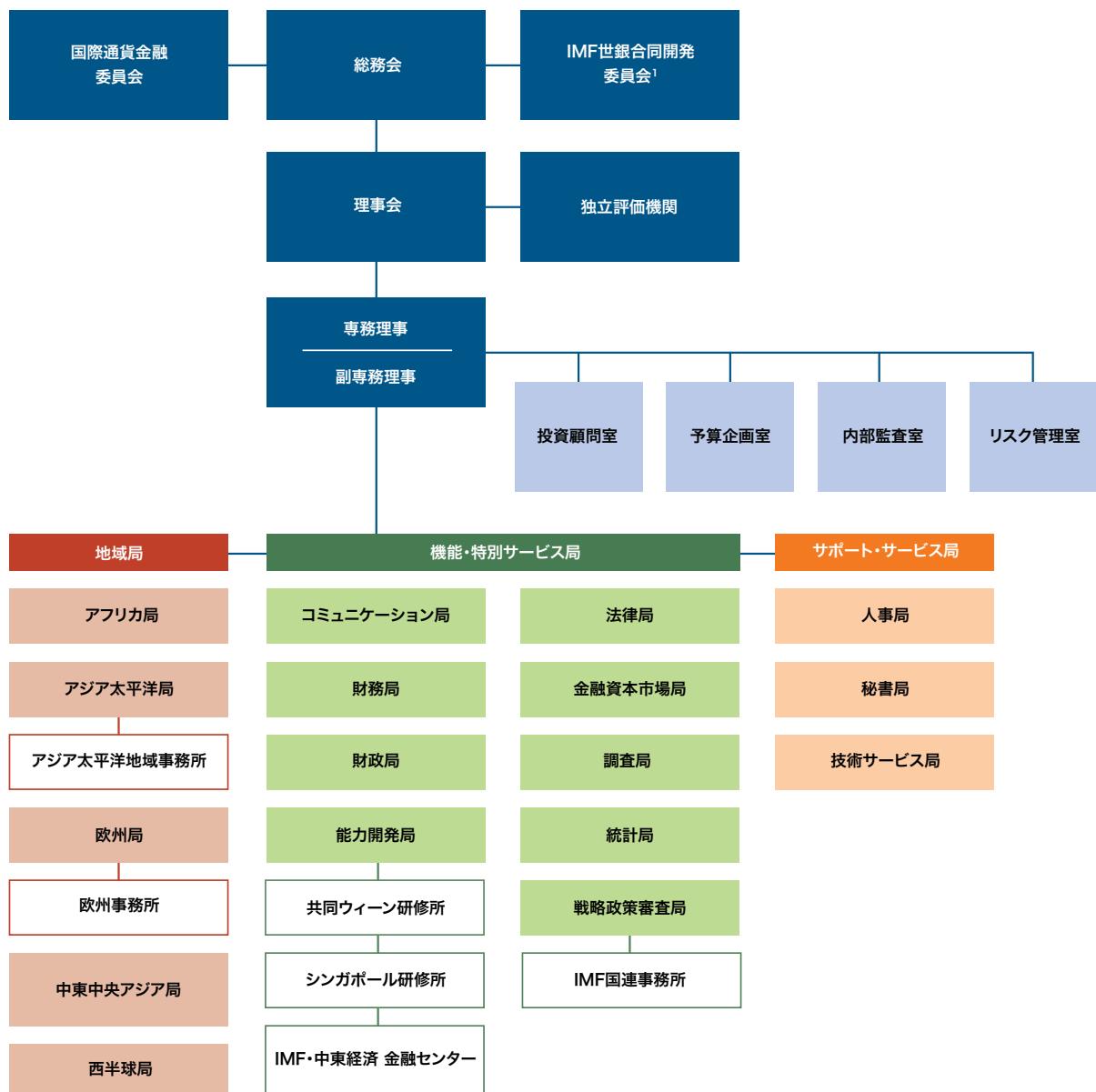
**図2.11
2012–2015年度、地域別IMF研修参加者
(研修の参加人回数)**



出所: Participant and Applicant Tracking System(PATS)

IMF組織図

2015年4月30日現在



¹ 正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大臣級合同委員会」

パート 3

財務、組織及び説明責任

IMF理事会は、IMFの業務遂行に責任を持ち、IMFの加盟188カ国により任命された24人の理事により構成される。アメリカや中国といった経済大国は自らの理事を任命するが、大半の加盟国は4カ国以上が選出母体であるひとつのグループを形成する。最大規模の選出母体は23カ国から構成されている。

IMFでは

54 years



2015年度、IMF理事会は退任するシャクーハ・シャーラン筆頭理事の優れた業績を称えた。

バーレーン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、及びアラブ首長国連邦を代表する同氏は、エジプト国籍。22年間理事を務めた。同氏のキャリアは、1961年にスタッフとしてIMFに加わった時からスタート、合計54年間という年月を通じ貢献した。

理事として、シャーラン氏は、サーベイランス、クオータ及びボイス(投票権)でIMFに多大な貢献をするとともに、加盟国の公平な待遇を常に求めていた。2007年に筆頭理事に就任、2014年10月に退任した。

理事会公式協議

242



理事会は通常、週に複数回会合をもつ。主に業務はIMFマネジメント及びスタッフが作成するペーパーを

基に進められる。理事会は、加盟国の年次健全性審査から世界経済に関わる経済政策まであらゆる事項について協議を行う。

加盟国に関する 理事会協議

179



理事会は通常、コンセンサスベースで決定を行うが、公式に投票を行うケースもある。初期段階で複雑な政策事項に関し議論するため、非公式協議を開くこともできる。

財務、組織及び 説明責任

2015年度IMFは、3年連続で実質一定の予算総枠内で業務を遂行した。予算を再配分しより効率良く活用することで新たな需要に対応した。IMFの収入は主に、融資及び投資活動を通じた収益である。IMFは包括的な監査枠組みを整備している。これは、相互補完しつつ異なる、外部監査法人、内部監査機能、外部監査委員会から構成されている。IMFは147カ国・2,611人のスタッフを擁している。

予算と収入

中期予算

2014年4月、理事会は2015–2017年度の中期予算の枠組みで2015年度の運営費純支出を10億2,700万ドルとすることを認めた。理事会はまた、2014年に支出されずに繰り越した4,200万ドルを含め2015年度の総支出の上限を12億6,500万ドルとすることを承認した(表3.1を参照)。また、建物と情報技術設備プロジェクトのために5,200万ドルの資本支出も承認した。

2015年度のIMFの仕事は、依然弱い世界の回復の持続可能な形での支援と、先進国・地域(特に欧州)、新興市場国・地域、低所得途上国という加盟国全体の優先課題へ焦点をあて続けることとなった。2015年度の実際の運営支出は10億1,000万ドルと、純予算額を1,700万ドル下回った。「支出過小」は、前年からの支出減少基調を継続するもので、予算のより有効的な活用を反映したものだ。IMF内のポジションの空席率が下がっているため、人件費は上昇した。また、春季会合と年次総会の運営費用は、HQ1ビルの改築もあって上昇、海外事務所のセキュリティのコストと情報技術面でのセキュリティのコストも上がった。

施設や情報テクノロジー向けの資本支出は以前の数年度の分まで含めて1億3,600万ドルとなった。情報テクノロジー支出は、中核インフラの交換やアップグレード、データ管理プロジェクトとITセキュリティで2,900万ドルとなった。複数年をかけるHQ1改築プログラムは建物を使用しながらの改築だが、現在は建設段階で進展を続けている。

財務会計報告にあたって、IMFの運営経費は「国際財務報告基準(IFRS)」に即して発生ベースで処理される。この基準では、収入と支出の発生ベースでの計上と、年金数理評価に基づいた職員福利厚生費の算定と償却が要求される。表3.2では2015年度の純運営予算実績10億1,000万ドルと、同年度にかかるIMFの会計監査の財務諸表で報告されたIFRSベースの運営費用12億6,200万ドル(8億5,700万SDR)との間の調整の詳細を示している。

2015年4月に、理事会は2016年度予算を承認した。純運営予算は10億5,200万ドルで、総支出上限は12億9,000万ドル、2015年度の未使用支出の繰越しは4,300万ドルまでが認められた。2017年度と2018年度の指針となる予算も理事会に示された。そして、4年連続で、繰越し分を除いた純運営予算は実質ベースで前年比増減なしとなった。資本予算は総額4,200万ドルで、その内訳は2,800万ドルが情報技術、1,400万ドルが建物設備に充てられる。予算編成ではIMFの戦略的優先課題の新たなものと現在進行中のものの実行を担保する手段としての有効性が重視された。予算が前年度横ばいとなるなか、各局ともグローバル政策アジェンダで強調された新たな課題の達成に資する効率性獲得と、優先度の低い活動から資源の再分配を行う努力を加速させた。

収入、手数料、報酬、負担の分担及び IMFの手数料と満期の見直し

歳入モデル

創設以来、IMFの財政は主に資金貸し出しに依存していたが、近年は収入源を多様化させている。2006年以来、準備金を投資して追加的収入を得ている。また、2008年には理事会が、IMFの保有する金を限定的に売却して得た利益によって設置した基金を含む新たな歳入モデルを承認した。また新規歳入モデルの主要要素のひとつであるIMF協定の第5次改正が2011年2月に発

表3.1

主要分野別予算—2014–2018年度

(単位:100万米ドル)

| | 2014年度 | | 2015年度 | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 予算 | 予算 |
| 運営予算 | | | | | | | |
| 人件費 | 861 | 829 | 893 | 862 | 910 | 934 | 960 |
| 旅費 ¹ | 123 | 117 | 128 | 112 | 131 | 125 | 126 |
| 施設他 | 190 | 203 | 196 | 204 | 197 | 200 | 204 |
| 予備費 | 12 | ... | 7 | ... | 10 | 10 | 10 |
| 総支出 | 1,186 | 1,149 | 1,224 | 1,177 | 1,248 | 1,269 | 1,300 |
| 収入 ² | -179 | -160 | -197 | -167 | -196 | -200 | -205 |
| 純予算額 | 1,007 | 989 | 1,027 | 1,010 | 1,052 | 1,070 | 1,095 |
| 繰越金 ^{3,4} | 42 | ... | 42 | ... | 43 | | |
| 繰越金含む純予算額 | 1,049 | 989 | 1,069 | 1,010 | 1,094 | 1,070 | 1,095 |
| 資本予算⁵ | | | | | | | |
| 資本設備・情報技術 | 41 | 144 | 52 | 136 | 42 | 47 | 49 |
| このうちHQ1の修繕予算 | | | | 96 | | | |

出所: IMF予算企画室

注: 四捨五入のため個別項目合計と総額が一致しない場合がある。

1 2016年度は海外での年次総会出席旅費を含む

2 ドナー拠出の活動、世界銀行とのコストシェアリング取極、刊行物売上、駐車料金、その他雑収入を含む

3 規定に従い前年度から繰り越した額

4 繰越金と承認された予算額が総支出額の上限を規定する

5 資本予算は通常3年度に渡り支出される。HQ1の修繕のような主要建設プロジェクトはこの例外で、5年にわたり支出される。

効し、IMFの投資権限が拡大されて、時間の経過に連れ投資戦略を調整し、予想収益を上昇させられるようになった。

手数料

IMF融資活動が高水準で推移していることを反映して、収入の主な源泉は与信残高からの手数料との状態が継続している。しかし、IMF収入に対する投資収益、特に3年をかけてフェーズアウトされる基金の保有する資源投資による収益(基金の戦略的

資産への資金の傾斜配分は2014年3月に開始)は、今後増加する。IMFの非譲許的融資の基本手数料率(利子率)は、SDR利率にベースポイントで表されたマージンを上積みしたものである。2015年度と2016年度について、理事会は手数料率のマージンを100ベースに維持することに合意した。このマージンは、2011年12月に理事会で採択されたルールの下で採用された。このルールの下では、IMFによる貸付け関連の仲介コストを

賄い、準備金を積み立てることができるようマージンが決められる。さらにこのルールは、手数料率が信用市場の長期的状況に適合するようクロスチェックすることを含んでいる。

クレジット・トランシュや拡大信用供与措置の下での大規模な融資(加盟国クオータの300%超)に200ベースのサーチャージが課される。これらはレベル別サーチャージと呼ばれる。また、36カ月以上経っている大規模融資残高(判定基準は上記と同じ)に100ベースの期間別サーチャージを課している。

基本的な手数料とサーチャージに加え、IMFはサービス料、コミットメント・フィーおよび特別手数料を課している。リザーブ・トランшуを除く一般資金勘定(GRA)からの引き出しの都度、融資額の0.5%のサービス料が課される。また、GRAを原資としたスタンダード・バイ取極、拡大取極、フレキシブル・クレジットラインおよび予防的流動性枠にかかる未実行融資残高に対しては還付可能なコミットメント・フィーが12カ月毎に徴収される。未実行残高に対し、クオータの200%未満については15ベース、クオータの200%超1,000%未満の部分に対しては30ベース、クオータの1,000%超の部分に対しては60ベースとなっている。融資の引き出しが行なわれる場合には既に納められたフィーの内、引出額に対応した額が還付される。また、IMFは元本の返済遅延および手数料の6カ月未満の延滞に対して特別手数料を徴収している。

* クレジット・トランшуとは、加盟国のIMFクオータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。たとえば、加盟国のクオータの25%までの引出しほは、第1クレジット・トランшуのものとの引出しどとおり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を超える支払い要請は、高次クレジット・トランшуの引出しどとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達することに、分割して行われる。このような支払いは通常、スタンダードバイ取極、拡大取極(加えて新たに設立されたフレキシブル・クレジットライン)に関連している。取極外のIMF資金の利用は稀であり、今後も変わらぬと考えられる。

表3.2

2015年度財務諸表に計上された運営費用
(特に表示がない限り、単位は100万米ドル)

| | |
|---|-------|
| 2015年度運営予算の実績(純額) | 1,010 |
| 計上時期の相違 | |
| 年金及び退職給付費用 | 247 |
| 資本的支出一當年度及び過年度支出の償却 | 46 |
| 運営予算に含まれない金額 | |
| 資本的支出一国際財務報告基準に従い、直ちに 計上された勘定科目 | 41 |
| 一般勘定への戻入れ(貧困削減・成長トラスト、 大災害後債務救済基金およびSDR会計より) | (82) |
| 監査済み財務諸表に計上された運営費用総額 | 1,262 |

メモランダム項目

| | |
|------------------------------------|-----|
| 監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額 (100万SDR) | 857 |
|------------------------------------|-----|

出所：IMF財務局および予算企画室

注：四捨五入のため、個別項目合計が総額と一致しないことがある。
為替換算は米ドルとSDRの2015年度における支出に関する実効為替レートの
加重平均約1.47に基づく

報酬と利子

歳出側では、IMFは各加盟国のGRAにおける債権ポジション(リザーブ・トランшу・ポジションと通称される)に対して金利(報酬)を支払っている。IMF協定ではこの報酬率はSDR金利を超えてはならず、またSDR金利の80%を下回ってはならないとされている。現在、報酬率はSDR金利に設定されている。また、IMFは金利も払う。SDR金利に設定されたこの金利は、二者間借りや債券購入契約(ノート・パークエス・アグリーメント)、拡大版新規借入取極での借入残高についても適用されている。

負担の分担

IMFの手数料率と報酬率は、債務者の延滞で発生するコストを債権ポジションにある加盟国と債務ポジションにある加盟国で等しく分担する仕組に従って調整される。6ヶ月以上延滞(未払い)となっている四半期手数料による歳入減は、負担分担メカニズムである手数料率の引き上げと報酬率の引き下げにより補填される。延滞が清算された際にはこれらの金額は加盟国に還付される。

2015年度中の延滞四半期手数料のための調整幅は平均すると1ベーシスに満たなかった。これは延滞と融資の現行水準と低金利環境を反映した結果だ。同年度の調整後の平均手数料率と平均報酬料率はそれぞれ1.06%、0.06%だった。

純収益

IMFの2015年度の純収益は活発な融資活動と投資勘定における投資の果実を反映して、16億SDRとなった。2015年度収益は、「国際財務報告基準(修正IAS19、被用者給付)」にしたがって、退職後給付制度に関わるIMFの確定給付債務を確定するのに使用される保険数理上の推定の変化からの影響を直ちに反映することで生じた5億SDRの損失を含んでいる。

SDR金利設定規則

2014年10月、理事会はSDR金利設定規則を修正した。SDR金利が過去最低水準にまで落ち、それがマイナス金利になることを防ぐためだ。修正内容は金利の下限を0.050%(5ベーシスポイント)とすることと、SDR金利を計算する際の四捨五入の単位を小数点第2位から第3位への引き下げだ。理事会はまた、この変更に伴い負担分担メカニズムの四捨五入単位の変更を行うとともに、最低負担分担調整の単位を1ベーシスから0.1ベーシスへ引き下げた。

SDR金利はIMFのさまざまな活動における金利の基準となつていて。それらは加盟国に対するIMFの一般資金からの非譲許的融資の金利、IMF加盟国が債権ポジション(リザーブ・トランシュ・ポジション)にいる場合の同加盟国に対する支払金利、借入取極で貸し手側の融資残高に対する金利、そして加盟国の保有SDRに対する金利とSDR配分に課される金利だ。SDR金利は毎週見直される。下限は0.050%で、SDRバスケットの構成通貨の短期債務商品の代表的金利の加重平均という形で算出される。

2012年借入取極の延長

2014年9月、理事会は2012年借入取極合意の1年間の延長を承認した。この合意はテールリスクが現実化した際に、IMFが加盟国の潜在的ニーズに応えるのに十分なリソースがあることを確実にするうえで主要な役割を果たした。

2012年に、複数の加盟国が二者間借入取極を通じてIMFのリソースを拡充することにコミットした。理事会が2012年借入取極合意の実行方法を承認したのに続き、総額約3,960億ドル(2,820億SDR)に上る35の借入合意が理事会から承認され、現在そのうちの33件が実行されてその総額は3,810億ドル(2,710億SDR)に達している。2012年借入取極合意は、クオータと新規借入取極に次ぐ第2次防衛線として作られ、これまでのところ融資活動のために発動されていない。各合意は当初2年間で、1年ずつ2回まで延長できる。

貸し手側との相談後になされたこの決定後に、当初の2年間の期限付きだったこの合意は1年間延長された。

ボックス 3.1: セーフガード評価: 政策と活動

IMFが加盟国に対して資金を貸し付ける際には、その国の中央銀行が受け取った資金を十分に管理し、信頼できるプログラムの金融データを提出することを確実にするための合理的な保証を得るため、セーフガード評価を実施する。セーフガード評価は当該中央銀行のガバナンスと管理フレームワークの診断的分析でIMFの他のセーフガード策を補完する。アクセス制限、コンディショナリティ、プログラム設計、誤報告への対処措置、そしてプログラムの事後監視などを含む。セーフガード評価には中央銀行の業務について5分野に渡る審査がなされる。外部監査メカニズム、法的構造と独立性、財務報告フレームワーク、内部監査メカニズム、そして内部管理システムだ。

2015年4月現在で96の中央銀行を対象に272件の評価が実施され、その内13の評価が2015年度内に完了した。それに加え、IMF融資の残高がある限り、当該中央銀行のセーフガード枠組みに関するIMF勧告の実行での進展、他の関連する出来事をモニターするセーフガード活動を実施した。現在は約70の中央銀行がこのモニターの対象となっている。

主要な利害関係者との協力の一層の重視はセーフガード問題への意識を高めた。セーフガード政策とその適用についての2回のセミナーがIMFシンガポール研修所と、チュニスで「ア

フリカ合同パートナーシップ」に関連し開催された。それに加え、2014年12月には、中央銀行のガバナンスについての高官レベルのフォーラムが、アフリカ、欧州、中東の43カ国が参加してドバイで開かれた。このフォーラムはHawkamah Institute for Corporate Governanceと提携して開催されたが、中央銀行での監査監督とガバナンス、リスク管理における試練と模範的慣行について地域間での対話の場を提供した。

IMF理事会は、5年毎の見直し慣行に即して、2015年10月に実効性の評価と改善可能点の特定を目的にセーフガード政策の見直しを実施する。

IMFへの延滞債務

IMFに対する延滞債務は2014年4月末の12億9,550万SDRから2015年4月末には12億9,080万SDRに減少した(表3.3)内訳はスーダンが約76%、ソマリアとジンバブエがそれぞれ18%と6%を占めている。2015年4月末時点の延滞は全額、長期の延滞(6ヶ月以上の遅延)であり、3分の1は元本にかかる延滞で残り3分の2は手数料と利子にかかるものである。5分の4超が一般資金勘定(GRA)に対するもので、残りは信託基金とPRGTに対する延滞である。PRGTに対する長期の延滞を抱えているのはジンバブエのみとなっている。2009年8月/9月に行なわれたSDR

一般配分により、SDR会計における全ての延滞案件の問題が軽減された。

延滞債務に関するIMFの協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の是正措置が採られてきた。2015年度末時点で、ソマリアとスーダンはGRA利用不適格国となっている。ジンバブエもPRGTの延滞債務を完済するまではGRA資金の利用が停止されている。また、ジンバブエのPRGTへの延滞に対する是正措置として、非協力宣言、技術支援の一部凍結およびPRGT適格国からの除外の措置が継続している。

2015年の6月30日と7月13日、ギリシャはそれぞれ12億3,200万SDRと3億6,000万SDRの債務買戻し義務を履行しなかった。延滞債務を抱えている間、ギリシャに対する新たなIMF融資実行がストップされた。全ての債務に対し手数料が引き続き課せられた。ギリシャは2015年7月20日に、延滞債務を解消している。

監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは外部監査法人、内部監査機能、および年次監査の全般的な監督のためにIMFの内規に基づき設置された独立した外部監査委員会(EAC)で構成される。

外部監査委員会

EACは3人の委員で構成され、理事会の推挙に従い専務理事が任命する。委員の任期は3年であるが、任期をずらして選任され、IMFから独立して職責を行使する。委員は異なる加盟国から選ばれ、年次監査の監督を行なうために必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員は、国際的な会計法人、公的部門、学界での豊富な経験を有するものが就く。

委員長は委員の互選によって選ばれ、運営方法も自ら決定し、IMFマネジメントから独立して年次監査の監督に当たる。委員会はワシントンDCで開かれ、毎年1月か2月に年次監査計画を監督し、6月の監査報告完成後と7月の理事会への結果報告のために委員会を開催する。IMFスタッフと外部監査法人は年間を通じEAC委員の助言を求める。2015年度の委員はPublic Interest Oversight Board事務局長のGonzalo Ramos氏(委員長)、公認会計士でBank of Botswana会計主任のDaniel Loeto氏、スタンフォード大学の会計学教授のMary Barth氏だ。



ボックス 3.2: HQ1ビル改修工事進行状況

ワシントンDC中心部にある2棟のIMF本部ビルのうち古い方のHQ1ビルの改修工事は2015年度も継続した。この工事は耐用年数に近づき交換や補修が必要なビルシステムを交換する目的で実施されている。この更新はよりエネルギー効率の高い持続可能なビル稼働を可能にするとともに、ビル内により多くの自然光を取り入れ、より現代的な職場環境と会合場所を確保して組織内協働を促進する。

改修工事は2013年5月1日に開始され、当初工事は主に低層階と共通スペースの部分で行われた。2015年度においては、スタッフは地下階部分の工事が終わった後にそこへ戻った一方で、1階から4階部分の工事が進行した。工事は想定外の複雑な技術的問題が発生しアスベスト使用部分がさらに見つかったためやや困難な局面もあった。アスベスト材の除去については健康安全プロトコールに従い、より多くの時間が費やされ、今後もそうなろう。改修工事は米国グリーン建築基準(LEED)認証を目指しており、環境への影響が少なく持続可能な稼働と保全の基礎を整備するグリーン建築デザインと工法を取り入れている。

外部監査法人

外部監査法人はEACとの協議に基づき理事会が推挙し、専務理事が任命する。外部監査法人はIMFの年次外部監査を担当し、IMFの財務諸表に関し監査意見を表明する。対象範囲はIMF協定第5条2項(b)に基づき運営される諸勘定と職員の退職年金を含むものとされている。年次監査の終結に際しEACは監査結果を理事会に説明し、外部監査法人の作成した監査報告書を専務理事と理事会を経由して総務会に提出し、承認を求める。

外部監査法人の任期は5年であり、5年に限って延長できる。PricewaterhouseCoopers (PwC)は2014年11月にIMFの

表3.3

6カ月以上の対IMF延滞債務の国別・勘定分類別金額

(単位:100万SDR:2015年4月30日現在)

| | 一般勘定 (構造調整 ファシリティ を含む) | 信託基金 | 貧困削減・ 成長トラスト |
|-------|---------------------------------|---------|-----------------|
| 合計 | | | |
| ソマリア | 235.7 | 227.4 | 8.3 |
| スーダン | 975.2 | 893.1 | 82.1 |
| ジンバブエ | 79.9 | - | 79.9 |
| 総計 | 1,290.8 | 1,120.5 | 90.4 |

出所: IMF財務局

外部監査法人に指名された。それ以前の10年間は、Deloitte & Touche LLPが外部監査法人だった。外部監査法人は監査に関連するコンサルティングサービスを提供できる。ただ、その監査法人の独立性を守るため、禁止されたサービスのブラックリストに触れないものに限られ、厳しいセーフガードを受ける。これらのセーフガードにはIMFの外部監査委員会と、ある限度額を超えたコンサルティング料について理事会が関与する。

内部監査室

IMFの内部監査機能は内部監査室(OIA)が担当し、独立した立場でIMFのリスク管理、内部統制、およびガバナンスの各機能の実効性を検証する。OIAの監査はIMFスタッフ、理事会、理事室および独立評価機関とそのスタッフを対象として行なわれる。ベストプラクティスに則して、OIAはIMFマネジメントとEACに報告する。これによって客観性と独立性が確保されている。

2015年度においては、OIAはIMFの組織としての目標と各目標の達成にかかるリスクを軽減するために、内部管理と手続きが十分実施されているかについて診断と助言を行った。それら

は、IMFの金融資産と各勘定の保全と運用のための統制機能が十分であるかの監査、IT管理の十全性とセキュリティ対策の実効性を評価する情報技術監査、ならびにIMFの中核業務における業務手順と関連する統制機能の点検である。

2014年6月9日にそれまでのリスク管理諮問委員会(ACRM)に代わるリスク管理室(RMU)が設立された。以前はOIAがACRMの事務局としての役割を果たしていた。この役割の一環として、OIAは理事会に提出する年次リスク管理報告書の作成を取りまとめ、リスク管理に関する理事会の非公式協議をサポートしていた。OIAのリスク管理に関する最後の報告書は2014年6月20日に提出された。2015年3月にはRMUが理事会の非公式セッションに先立ち、リスク管理枠組み案の概要を説明した。これに関する業務が2016年度も継続する。

理事会はOIAの諸活動を、監査結果と監査勧告の進捗情報を含む活動報告として年2回説明を受ける。2015年度におけるこれら活動の非公式の直近の説明は、2015年1月に行われた。

人的資源

グローバル経済でその機能を発揮するためには、IMFは高い能力を有する国際的スタッフを雇用、維持する必要がある。2015年度にIMFは、新規スタッフと契約職員の雇用規則の柔軟性と公正性を確保するための新たな雇用枠組みを導入した。また、スタッフの地理的多様性と性別上の平等を確保するための指標的な目標を見直した。

職員の現況

2015年4月30日現在、IMFは2,156人の専門職と管理職スタッフ、さらに455人の支援スタッフを雇用している。IMFの幹部職員のリストは本報告書80ページに、組織図は62ページに掲載されている。

2014年中の新規スタッフ雇用数は174人で、2013年の176人とはほぼ同水準だった。IMFは高い分析能力と政策策定経験を持つエコノミストを必要としており、2014年にはエコノミストプログラム(EP)を通じて27人のトップクラスの大学院卒業生を採用したほか、既に経験のある56人のミッドキャリアのエコノミストを雇用した。このミッドキャリアのエコノミストの3分の2はマクロ経済専門で、残る3分の1は財政、金融部門の専門家だ。また、490人の契約職員が2014年に雇用されたが、2013年に比べ3%増加した。エコノミスト支援を向上させるために、56人の調査アシスタントが雇用されたが、これらのスタッフがサポート契約職員の3分の1を占める。

2014年には外部資金派遣人員プログラム(EFA)に3カ国から6人が登録された。EFAは最大で15人の加盟国の公的部門職員にIMFでの2年間の業務経験を積ませる機会を提供するプログラムだ。このコストは多国ドナー信託基金を通じた加盟国の資金で賄われる。

多様性と一体性

IMFは、職員が地理的および性別、学歴で多様性を確保するために多大の努力を払っているが、依然として課題は残っている。2015年4月末現在で、IMFの188加盟国の中、147カ国からスタッフを雇用している。ウェブ表3.1–3.3がIMFスタッフの地理的、性別、国タイプの分布を示している。

2014年の専門職レベルの外部からの雇用のうち、輩出が少ない地域からの採用は43%だった。2014年のエコノミストプログラムの採用者の半数以上はやはり輩出の少ない地域からだった。同プログラムでの女性比率は36%、ミッドキャリアのエコノミストの女性比率は25%にとどまった。

今年度は、職場環境の多用な人種を活かす包摂性向上のためにつくつかの措置が実施された。職員研修に新たな文化の相違を超えた能力評価が取り入れられたほか、輩出率が低い地域からの専門スタッフを対象としたグループ支援プログラムが導入された。

2014年の職場の多様性と包摂性に関する報告書は2020年の地域と性別に関する指標を改定した。同指標は改善が最も望まれる分野に焦点を当てている。それらはサブサハラアフリカ、中東、中央アジア、東アジアからの専門スタッフ、および女性管理職だ。市場経済移行国からの職員増においてはその達成で大きな進展がみられ、今後の採用予定もしっかりしているため、この分野の指標設定は打ち切りとなった。人事政策への多様性と包摂性の一段の取り込みと、2020年の新指標の説明責任を果たすことが2015年中に計画されている。

マネジメントの構造と給与体系

2014年に副専務理事が組織内部業務と管理の向上のために初めて最高業務責任者(CAO)の役割を負うことが決定された。

理事会はIMFマネジメントの報酬を定期的に見直すこととされており、専務理事の報酬は総務会の承認を必要とする。報酬はワシントンDCの消費者物価指数にスライドして毎年調整される。2014年7月1日現在の各マネジメント役職を反映した給与体系は次のようになっている。

専務理事: 49万2,690ドル

筆頭副専務理事: 42万8,410ドル

副専務理事: 40万8,020ドル

マネジメント陣容変化

2015年1月14日、篠原尚之副専務理事がクリスティーヌ・ラガルド専務理事に今任期末での辞意と日本への帰国の意思を伝えた。同副専務理事のIMFでの最終日は2015年2月28日となつた。

2014年3月18日にはNemat “Minouche” Shafik(ネマト・シャフィク)副専務理事がラガルド専務理事にイングランド銀行の市場・銀行担当の副総裁に同年8月1日から就任するために副専務理事を辞意する意向を伝えた。

2015年2月2日、カルラ・グラッソ氏は副専務理事とCAO職に就任した。グラッソ氏はブラジルとイタリアの二重国籍を保有している。IMF参加以前は2001年から2011年にかけ世界最大の鉱山会社ヴァーレで人事・企業サービス担当のバイス・プレジデントを務めていた。ヴァーレ以前は、1994年から1997年までブラジルの社会保障庁長官の他、社会保障、財務、企画の各省や大統領府で複数の顧問及び調整役といった職務を歴任した。

2015年3月2日、古澤満宏氏がIMF副専務理事に就任した。直前まで、内閣官房参与及び財務省顧問を務めた。最近の日本政府省庁での役職としては、財務省で財務官(2013年-2014年)、

理財局長(2012年-2013年)、国際局次長(2009年-2010年)。日本政府の派遣による海外機関での職務は、IMF理事(2010年-2012年)、在米日本大使館公使(2007年-2009年)、在仏日本大使館参事官(1997年-1999年)などである。

国際通貨金融委員会(IMFC)新議長の選出

IMFの政策諮問委員会である国際通貨金融委員会(IMFC)の委員は、メキシコ中央銀行のアグスティン・カルステンス総裁を2015年3月23日から3年の任期でIMFC議長に選出した。カルステンス氏は、2015年3月22日に任期を迎えた前任のターマン・シャンムガラトナム・シンガポール副首相兼財務大臣からIMFC議長職を引き継いだ。



カルステンス氏は2010年1月よりメキシコ中央銀行総裁を務めた。また、2006年12月から2009年12月まで同国の財務大臣、2007年3月から2009年10月までIMF・世界銀行開発委員会の議長も務めた。2003年8月から2006年10月までIMF副専務理事、1999年から2000年にかけてはIMF理事を務めた。2000年から03年にかけてはメキシコの財務次官、そしてメキシコ中央銀行では20年以上に渡りさまざまなポストを歴任した。

IMFCは各国の財務大臣と中央銀行総裁で構成されるIMF総務会の主要な政策諮問委員会で、IMFが直面する主要な政策課題について協議する。IMF理事会の構成を反映してIMFCは24人のメンバーで構成される。1人の理事を任命する各国と、1人の理事を選任する各グループ国がそれぞれ1人の委員を任命する。IMFCは通常年2回、IMF・世界銀行の春季会合と年次総会時に会合を開く。

説明責任

独立評価機関

IMFの独立評価機関(IEO)は2001年に設立され、IMFの政策と活動の独立した客観的評価を実施する。設置規則に従い、IEOはIMFマネジメントから完全に独立し、理事会と一定の距離を保って業務を行う。IEOの使命は、IMFの学びの気風を強化し、対外的な信頼性を高め、制度的ガバナンスと監督を支援することである。

IEO報告書の理事会によるレビュー

2014年11月、IEOは「IMFの金融・経済危機への対応」とする報告書を公表した。この報告書は、IMFの2008年の世界金融危機の封じ込めや世界経済回復の舵取り、将来のリスクの影響への対処と特定、及び警戒での加盟国への支援を評価している。報告書はIMFが危機への世界的対応で重要な役割を果たし、IMFスタッフによる政策助言は柔軟性を備え機敏な調整が可能で、IMF支援プログラムは過去の危機から学んだ多くの教訓を生かしたものだったとしている。IMF資金基盤を従来の4倍にするという資金確保のための取り組みに支えられ融資制度を改革することで、IMFは危機の余波を乗り切ろうとする加盟各国を支援した。

しかし、報告書は合意されたクオータの倍増合意が発効に至つておらず、IMFがその総与信能力の3分の2以上を借入取極に依存した状態を抜け出せずにいると指摘している。さらに、IMFのサービスバランスの成果はまだら模様であり、2008–2009年にIMFが財政刺激策を取るよう世界に呼びかけたのは時宜を得ており影響を及ぼしたが、2010–2011年にかけて、一部の先進経済大国が財政の健全化に転換したのを承認したことは時期尚早だったと指摘した。

IMF理事会もマネジメントも総じて、IEO報告書の勧告の大半を支持している。これらの勧告はIMFが将来の危機解決に貢献するための十分な資金の確保、他の機関と構造的関与の改善、リスクや脆弱性の分析の一層の統合と強化を含んでいる。

2014年7月にIEOは「10年に及ぶ分析で繰り返し現れた課題–IMFへの教訓」というレポートを発表した。レポートは、IEOが過去の分析の中で特定した最も問題となる頻度の高かった課題5点に焦点を当てている。それらは組織的たこつば主義、リスクへの注意と不確実性、国と制度的文脈、公平性、理事会指針と監督である。レポートはIMF理事会とマネジメントが、この5分野すべてでその課題に対処しているものの、問題は依然として残っており今後も続く可能性が高いとしている。その理由はこれらの繰り返し現れる課題は、IMFという組織に程度の差はあるものの内包される性格のものであるためだとしている。理事会もマネジメントもこのレポートの勧告に概ね同意しており、IMFの有効性と信頼性を強化するために、これらの課題に対処する努力を継続すべきだと強調している。

IEO過去評価の再点検

IEOは2015年度に過去のIEO評価を見直す2本の報告書を出した。理事や加盟国当局から過去の評価で示した課題の進捗状況に関する問い合わせを受けたのが契機だった。そして2013年度に実施したIEOの外部評価も、これら問題の一部について再点検に値すると強く勧めている。

評価の再点検は、あまり時間をかけない見直しでIEOの完全評価よりは調査項目が少ないものの、IMFスタッフが作成する「定期モニタリング報告書(PMR)」よりは幅広く課題をカバーしている。評価の再点検版は、元のIEO評価を要約し、IEO

勧告の実施状況を含んだ当初の評価以後に起きた関連する事態を説明し、現在まで残った問題や、継続して注意すべき評価事項に関する新たな問題を特定している。

2015年度に公表された2本の再点検報告書は過去の3本の評価をカバーしている。そのひとつはIEOによる「貧困削減戦略ペーパー（PRSP）と貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）に関する報告書」（2004年）と「IMFとサブサハラアフリカに対する支援」（2007年）を見直した。2本目では、2005年の「IMFの資本勘定自由化に対するアプローチ」での評価における主要な点を再点検した。当初の評価報告書と再点検版はIEOウェブサイトで閲覧できる。

IEO作業プログラム

2015年度にIEOは「IMFとユーロ圏危機」をテーマとした新たな評価を開始した。また、「経験から学ぶ—IEOの自己評価システムの分析」と「世界経済と金融安定性のための統計—IMFの役割」の評価を完了させるための作業を続けた。さらに2015年1月には「中期的にみた評価対象候補課題」というノートを公表するとともに、これをベースにした将来の潜在的な評価課題について理事や他の利害関係者との話し合いを持った。

IEO作業プログラム

2015年度にIEOは「IMFとユーロ圏危機」をテーマとした新たな評価を開始した。また、「経験から学ぶ—IEOの自己評価システムの分析」と「世界経済と金融安定性のための統計—IMFの役割」の評価を完了させるための作業を続けた。さらに2015年1月には「中期的にみた評価対象候補課題」というノートを公表するとともに、これをベースにした将来の潜在的な評価課題について理事や他の利害関係者との話し合いを持った。

理事会承認の勧告の実施

理事会の承認を受けたIEO勧告の実施計画の現状についての第6次PMRが、2014年8月に理事会から承認された。これは、IEOの外部評価で勧告され2013年2月に理事会からも承認された手続きの下に内部監査室（OIA）によって作成された最初のPMRだ。2011–2013年の間に公表された4件のIEO評価についての「マネジメント実施プラン（MIP）」の現状を見直すとともに、2007年以後に合意された以前のMIPの関連課題の進展についての最新情報を報告している。

IMF理事会の評価委員会は、定期モニタリング報告書（PMR）を検討した際、同報告書は過去のものと比べ改善がみられるものの、理事会が承認した勧告の高水準の目標の達成のためのマネジメントによる諸策案の実行の有効性の評価により焦点を当てた報告書にするために、さらなる作業が可能だろうと指摘した。2015年度に新たなMIPは作成、公表されなかった。

外部関係者へのアウトリーチと交流

IMFのアウトリーチ活動は二つの目的を持って行なわれている。ひとつは、外部の声に耳を傾け、その関心と視点をよりよく理解することで、IMFの政策アドバイスの質を高め、より実情に合致したものとすることである。二つ目はIMFの目的と活動に関する外部の理解を深めることだ。IMFがアウトリーチ活動の中で接触する相手方には市民団体や指導的立場の若者、労働組合、議員、学者、シンクタンク、メディアなどが含まれる。近年ではアウトリーチ活動の手段としてソーシャルメディア、ビデオ、ポッドキャストが使われることが多くなっている。

ボックス3.3: 政策に影響力を及ぼす新たな人々へのアウトリーチ活動

世界金融危機とその後の状況により、IMFの政策助言の説明とそのフィードバックを求める上で、市民社会組織(CSO)、若者、労働団体、議員など幅広い利害関係者と交流する必要があることが明らかになった。

8年目を迎えたIMFの「市民社会フェローシップ」プログラムでは、途上国の約40のCSOを本年度の春季会合と年次総会に招請、その資金を提供した。その際本会合と並行して、IMF、世界銀行、CSOは、債務の持続可能性、不平等、気候変動、ジェンダーなどの幅広い政策課題について約100のセッションを開催した。より日常的な活動として、IMFは市民社会とエボラ熱に対するIMFの対応や政府債務の再編などの主要な政策課題について非公式の話し合いを持った。また、IMFの財政の透明性に関する規定や低所得途上国におけるIMF支援プログラムとその国の貧困削減戦略との一体化について、意見聴取の場を通じて、市民団体に意見を提供するよう依頼した。

IMFはまた、次世代の政策策定者や世界の指導者となる若者たちとの交流もさらに活発化させた。年次総会、学生向けのIMFの紹介セミナー、IMFマネジメントによる大学訪問、IMF幹部が出席する若者向けイベントなどを通じて行われた。筆頭副専務理事は2015年のペルーでの年次総会にスポットライトを当てるため、チリ、メキシコ、ペルーで大学生とのタウンホール・ミーティングを持った。同様の趣旨で、ラテンアメリカの若者を対象にエッセイ・コンテストを開催し、その入賞者8人を2014年年次総会に招待した。同総会では包摂的成長と起業家精神についての若者向けセミナーが開催された。

世界経済危機の雇用に与えた重大な影響に鑑み、IMFは多くのレベルで労働団体と定期的に接触を持った。IMF本部では

IMFではコミュニケーション局がアウトリーチ活動と外部の利害関係者との交流を担当している。低所得途上国における貧困削減にあたって参加型のアプローチが重視され、透明性とグッドガバナンスが強調されるなどIMF政策の変遷に連れ、アウトリーチと広報活動はIMFの対個別国業務においても欠くことの出来ない要素となってきた。

2年に1度の国際労働組合総連合とのハイレベル会合を持ち、雇用や経済成長、不平等や団体交渉についての公式、非公式の議論を行った。

IMFはまた、それぞれの国の経済政策決定で重要な役割を果たす議員らと、主に世界銀行・国際通貨基金議員ネットワークを通じて交流した。他にも、採掘産業や構造改革、不平等などの問題について的を絞った国や地域の会合を通じても交流した(バングラデシュやペルーなどはその例である)。IMFが共催した今年の議員ネットワーク世界会議には、80カ国以上から約200人の議員が参加した。同会議では2015年開発アジェンダや医療制度、男女平等、雇用と成長、環境問題に焦点を当てた。

IMFマネジメントと幹部によるアウトリーチ

金融危機とその後の展開の中でのIMFのアウトリーチ活動の重要性の増加を反映して、マネジメント・チームもアウトリーチ活動でより重要な役割を演じるようになってきている。IMFのマネジメントや上級スタッフが行なうアウトリーチ活動を通じてさまざま

な効果が期待できる。IMFの戦略的ビジョンと優先政策課題について広く加盟国に対し発信すること、困難ではあるが当該国と世界全体にとって便益をもたらす国内改革への支持を訴えること、IMFの分析と政策アドバイスを強化するために、従来あまり接触がなかった層を含めた関係者の関心事をより良く理解すること、危機の影響を極めて大きく受けた国を中心に加盟国に対し必要な支援を行なうとのIMFの決意を一層明確に伝えることなどである。

専務理事、副専務理事およびIMF幹部職員は、五つの地域全てを広く訪問して、加盟国的主要関係者や当局と会合し、IMFのアウトリーチの目的達成をさらに進める機会を多く持った。

アジア太平洋地域事務所

世界経済の中でもますます重要性の高まるアジア太平洋地域へのIMFの窓口として、アジア太平洋地域事務所(OAP)は経済金融情勢のモニタリングを通じ、IMFのサーベイランス活動がより地域の実情を反映したものとなることに貢献している。OAPは、アジア太平洋地域において、IMFとその政策に対する理解を深めるとともに、重要な課題について地域の実情をIMFに伝える使命を帯びている。OAPはこの使命の下に日本とモンゴルの国別サーベイランスに引き続き関与している。また、OAPのスタッフはASEAN+3(東南アジア諸国連合および中国、日本、韓国)やAPEC(アジア太平洋経済協力)などを含むアジアでのフォーラムへ積極的に参加することにより地域サーベイランスを強化している。

また、OAPは日本-IMFアジア奨学金プログラム、日本-IMFアジアマクロ経済セミナーをはじめとする各種マクロ経済セミナーを通じたアジアの能力開発に貢献している。今年度のハイライト

としては、2014年6月にアジア太平洋地域の財政政策のルールと財政理事会に関するセミナーを実施した。10月にはインドネシア中央銀行とIMFの金融資本市場局が地域の中央銀行関係者を集め、フロンティア経済諸国の金融政策の枠組みの現代化についてセミナーを共催した。

OAPは日本とそれ以外のアジア太平洋地域の国々で、アウトリーチ活動に取り組み、今日的な政策問題の中でもIMFの主要な使命に関わる問題についての会議やイベントを開催して地域の政策担当者との対話に努めている。2014年11月には、韓国銀行と持続可能な成長のためのマクロ経済的リバランスをテーマに会議を共催した。また、2015年3月には東京で格差とこれに対する政策対応に関するセミナーを一橋大学と共同で開催、なかでも財政再配分の影響に特に焦点を当てた。

パリ・ブリュッセル地域事務所

パリとブリュッセルにあるIMF欧州事務所は、欧州の国際機関や市民社会および、欧州連合の諸機関や加盟国との連絡窓口になっている。当事務所はユーロ圏とEUにおける政策ならびにEU-IMF国別プログラムに関して、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州安定メカニズム、欧州会議、経済財政委員会、ヨーログループ作業部会などと連携する。また、経済協力開発機構(OECD)においてIMFを代表する。

さらに、グローバルな経済問題について広くEUの諸機関、国際機関および各国政府、そして欧州における市民社会との対話を促進し、業界団体、労働組合、学界および金融部門の代表と頻繁に会合を行う。また、経済サーベイランス、IMFが支援するプログラム、および技術支援などにおいてIMFの業務を支援し、この地域での広報やアウトリーチ活動の進展に寄与している。

クオータとガバナンス

IMFクオータ見直し

加盟国が拠出するクオータは、加盟国向け融資の主要な財源である。総じてそれぞれの世界経済での相対的な地位を基に、クオータが割り当てられる。各国のクオータが、IMFへの資金上のコミットメントの上限及びその議決権を定めるとともに、IMF融資へのアクセスに影響する。

2010年、IMFの最高意思決定機関である総務会はクオータとガバナンスに関する包括的改革を承認した(2010年改革)。主な項目は以下の通り。

第14次クオータ一般見直しの完了。過去に例のないクオータの倍増。また、最も貧しい加盟国のクオータシェア及び議決権を維持する一方で、クオータのシェアを、過度に評価されていた国々から過小に評価されていた国々へ6%以上移行させ、ダイナミックな新興市場及び途上国へ6%以上移行させるなど、クオータの大々的な再調整を行う。

IMF協定の修正提案(「理事会改革修正」)。理事会が加盟国をより広く代表し理事会の全理事を選任理事とするための修正案。

第15次クオータ一般見直し工程表を前倒しして2014年1月までに完了するよう理事会に要請するとともに、2013年1月までにクオータ計算式の包括的な見直しを完了するよう要請した。

加盟国は2012年10月の年次総会までにこうした改革について国内で承認を得るよう最大限の努力を払うことを約束した。しかし理事会改革案と第14次見直しにおけるクオータの増額は、いまだに米国など幾つかの加盟国で承認されていないため発効していない。このため第15次見直し作業も始まっていない。

こうしたなか、IMFCの要請により、2015年1月14日、理事会はこれまでの成果を足場に次の段階に進むための選択肢について検討する非公式な協議を行った。

1月28日、理事会は総務会に2010年改革の進捗と第15次クオータ一般見直しについて報告した。この報告には打開策の提案も含まれており、この提案は2015年2月18日に総務会で承認された。決議は第14次見直しによるクオータ増額と理事会改革案が依然発効していないこと、また第15次見直し作業が終了していないことに遺憾の念を表明した。また、IMFの信頼性と正当性、有効性のために2010年改革が重要かつ緊急性のあるものであるとし、可能な限り速やかに施行に移すよう努力する決意を改めて強調した。同時に第14次見直しによるクオータ増額と理事会改革について国内承認が得られていない国々に対しては早期の承認を実現するよう求めた。

また決議は、理事会にIMF協定の下で義務付けられた工程表に沿って第15次見直しを2015年12月15日までに終了するよう求めた。また2010年改革に盛り込まれた主要な項目についてのつなぎの作業を可能な限り早期に完了させ、総務会が2015年6月30日までに2010年の改革の目標に向けて有意な進展を遂げるための手立てについて合意できるよう、理事会に対し要請した。一方で、決議はこの暫定的手立てが2010年の改革に代わるものではなく、2010年の改革が最も重要であることを強調している。

2015年3月27日、理事会は暫定的な手立てについて2度目となる非公式会合を開催し、2015年の春季会合で、この議題についてIMFCとG20で協議するための叩き台を提供した。

2015年4月18日に行われた春季会合では、IMFCは、以下のような項目を含むコミュニケを発表した。

「我々は、2010 年のIMF クオータ・ガバナンス改革の進捗が遅れ続いていることに、引き続き深く失望している。IMF の信頼性、正当性、有効性に対する、これらの改革の重要性を認識しつつ、我々は、改革の最も早い実施が、引き続き我々の最優先課題であることを再確認する。我々は、引き続き、米国に対し、2010 年改革を可能な限り早期に批准することを強く促す。2010 年改革の目的に配慮しつつ、我々は、IMF 理事会に対し、可能な限り速やかに、できる限り第14次見直しにおいて合意された水準まで、クオータ・シェアを有意義に取れんさせるつなぎの解決策を追求するよう求める。我々は、新たなクオータ計算式を含む、第15次クオータ見直しへの取組の基礎として、第14次見直しを用いていく。我々は、強固で十分な資金基盤を備え、クオータを基礎とするIMF を維持するという我々のコミットメントを再確認する」

2014年理事選挙

現在の選任理事の議席は19席となっている。選挙を経て新たに選任された理事の任期が2014年11月から開始した。新たな8人の理事と複数の理事代理が理事会に加わり2016年10月31日までの2年間の任期を務める。

1970年以来初めて(理事を任命するフランス、ドイツ、日本、英国、米国の5カ国を除き)資格を認められた全加盟国が選挙に参加した。40年以上ぶりに全IMF加盟国を代表する理事会が誕生した。

この選挙の実施にあたり、理事会は実施規則について勧告する委員会を設置した。勧告には、棚上げにされているIMF協定の

第7次改正案が選挙中に承認された場合の選挙実施方法も含まれている。同委員会は2012年の選挙委員会の例にならい、加盟国が構成する選出母体の形成と理事会における議決権の望ましいバランスの間での均衡を反映した、複数国を擁する選出母体の新たな投票制限を勧告した。理事会と総務会はその後この勧告を承認した。

次の理事の定期選挙は2016年10月に行われる。

ナウル共和国の加盟申請

2014年5月9日、IMFはナウル共和国政府がIMFへの加盟を申請したと発表した。加盟申請はIMFの手続きに従い、理事会で検討され、理事会が総務会に加盟国決議の形式を取った推薦を行う運びとなる。この推薦にはクオータの額、その支払方法、その他の加盟に伴う慣行や条件なども含まれる。総務会が加盟決議を採択後、申請国は、同国の国内法に基づきIMF協定に署名したまま加盟国の義務を果たすために必要な法的手続きをすることで加盟が実現する。

透明性

広報戦略の見直し

現代の多くの組織と同様、IMFは活動の効果を高めるため広報活動を戦略的に行っていている。IMFはさまざまな利害関係者に対して日頃から積極的に接触し、IMFの政策や業務についての説明の改善に務めている。そのために、IMFは重要な経済問題への議論に参加して貢献したり、世界中の加盟国との双方向の学習の場を設けたりしている。こうした広報の役割は2011年の3年毎

のサーベイランス・レビュー(TSR)でも示され、2013年の独立評価機関の調査でも明らかになった。IEOは、IMFが以前と比べオープンで意見に耳を傾け、迅速に行動するようになったと加盟国から評価されたとした。

2014年7月、理事会はIMFの広報戦略の見直しについて議論した。これは2007年のIMFの広報戦略の枠組みの決定に続く措置である。この枠組みでは、IMFの政策に対する理解を深めることと、日々の業務遂行に広報活動をより良く組み込んでいくこと、広報活動の効果を高めること、アウトリーチを強化することでさまざまな人々にも影響を及ぼすことを目指した。

2014年のリポートは広報活動についていくつかの重要な点を強調した。まず第1に、世界でIMFのサービスへの需要が高まるなか、さらに広報活動の明確さと一貫性を高めるための手立てを講ずることだ。第2に、IMFの広報活動の効果を分析し、情報提供の努力を一段と推進することだ。第3は、ソーシャル・ネットワークを含む新しいメディアの戦略的かつ慎重な利用だ。

2014年の見直しに関する理事会の議論で、理事らは2007年の理事会で承認された広報戦略指針の枠組みは引き続き概ね適切であると考えた。理事らはまた、この総合的戦略により、IMFは有効かつ柔軟に広報を進めることができていると認識した。

理事らはまた、IMFの仕事と政策助言に対する一般の理解を深めることを目的に、広報を強化、調整する努力を続けるよう促した。理事らは効果的な広報には明確性と一貫性が不可欠であることで合意し、公式のIMFの見解とIMFのスタッフの見解をより明確に区別する動きを歓迎した。また、IMFの広報の効果を測定するためにインパクトアセスメントを実施することを支持し、IMFの広報戦略に役立てることで合意した。

理事会はソーシャルメディアなどIMFが新技術の利用を一段と強化したことが、重要なイベントや成果物についての広報活動に役立ったことで合意した。またソーシャルメディアの利用の拡大は引き続き慎重に戦略的に行うことを強調、適切な監督、研修、準備が必要なことを確認した。

理事及び理事代理 (2015年4月30日現在)

任命理事

Mark Sobel

アメリカ

Vacant

Mikio Kajikawa (梶川幹夫)

日本

Isao Hishikawa (菱川功)

Hubert Temmeyer

ドイツ

Steffen Meyer

Hervé de Villeroché

フランス

Thibault Guyon

Steve Field

イギリス

Chris Yeates

選任理事

Menno Snel

アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、

Willy Kiekens

クロアチア、キプロス、ジョージア、イスラエル、ルクセンブルグ、

Oleksandr Petryk

マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、

ルーマニア、ウクライナ

Fernando Jiménez Latorre

コロンビア、コスタリカ、エルサ尔バドル、グアテマラ、

Carlos Hurtado López

ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ベネズエラ

María Angélica Arbeláez

Carlo Cottarelli

アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、

Thanos Catsambas

サンマリノ

Wimboh Santoso

ブルネイ、カンボジア、斐ジー、インドネシア、ラオス、

Pornvipa

マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、

Tangcharoenmonkong

タイ、トンガ、ベトナム

JIN Zhongxia

中国

SUN Ping

Barry Sterland

オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア

KwangHae Choi

連邦、モンゴル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、

Vicki Plater

サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ

Serge Dupont

アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、

Michael McGrath

ドミニカ、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・

ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島

| | |
|---|---|
| Audun Groenn <i>Pernilla Meyersson</i> | デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン |
| Chileshe Mpundu Kapwepwe <i>Maxwell M. Mkwezalamba</i> | アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジーランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ |
| Hazem Beblawi <i>Sami Geadah</i> | バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン |
| Ibrahim Halil Çanakci <i>Christian Just</i> <i>Szilárd Benk</i> | オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コソボ、クロアチア、スロベニア、トルコ |
| Rakesh Mohan <i>Kosgallana Durage Ranasinghe</i> | バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ |
| Fahad I. Alshathri <i>Hesham Alogeel</i> | サウジアラビア |
| Daniel Heller <i>Dominik Radziwill</i> | アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン |
| Paulo Nogueira Batista, Jr. <i>Ivan Luís de Oliveira Lima</i> <i>Pedro Fachada</i> | ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ |
| Aleksei Mozhin <i>Lev Palei</i> | ロシア連邦 |
| Mohammad Jafar Mojarrad <i>Mohammed Daïri</i> | アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、モロッコ、パキスタン、チュニジア |
| Sergio Chodos <i>Oscar A. Hendrick</i> | アルゼンチン、ボリビア、チリ、巴拉グアイ、ペルー、ウルグアイ |
| Nguéto Tiraina Yambaye <i>Mamadou Woury Diallo</i> <i>Mohamed Lemine Raghani</i> | ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ |

幹部 (2015年4月30日現在)

地域局

Antoinette Monsio Sayeh アフリカ局長

Chang Yong Rhee アジア太平洋局長

Poul Thomsen 欧州局長

Masood Ahmed 中東中央アジア局長

Alejandro Werner 西半球局長

機能局

Gerard T. Rice コミュニケーション局長

Andrew J. Tweedie 財務局長

Vitor Gaspar 財政局長

Sharmini A. Coorey 能力開発局長

Sean Hagan 法律顧問兼法律局長

José Viñals 金融顧問兼金融資本市場局長

Olivier J. Blanchard 経済顧問兼調査局長

Louis Marc Ducharme 統計局長

Siddharth Tiwari 戰略政策審査局長

広報・地域事務所

Odd Per Brekk アジア太平洋地域事務所長

Axel Bertuch-Samuels 国連特別代表

Jeffrey Franks 歐州事務所長兼歐州連合上級常駐代表

サポート・サービス局

Mark W. Plant 人事局長

Jianhai Lin 秘書局長

Frank Harnischfeger 技術サービス局長

Susan Swart 主席情報官兼技術サービスアソシエイト・ディレクター

特別室

Daniel A. Citrin 予算企画室長

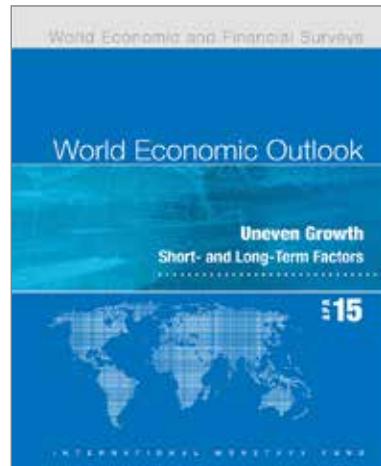
Clare Brady 内部監査室長

Moises Schwartz 独立評価機関局長

世界経済見通し

950,000

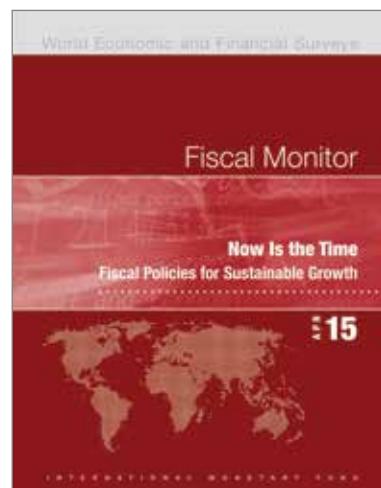
2015年度
ダウンロード数
+220万閲覧数



財政モニター

46,000

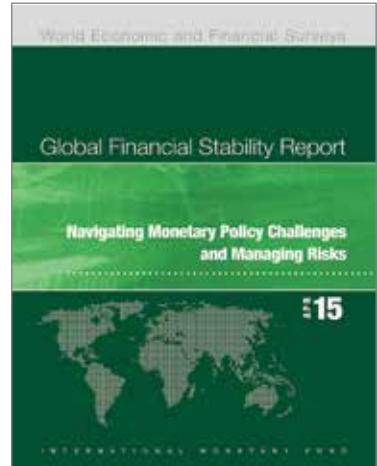
2015年度
ダウンロード数
+10万8,000閲覧数



国際金融安定性報告書

142,700

2015年度
ダウンロード数
+36万2,000閲覧数



ファイナンス&ディベロップメント

2.1M

2015年度
閲覧数
+12万1,000ダウンロード数



パート 4

これまでとこれから

近年IMFは、ソーシャルメディアをIMFのコミュニケーション活動の中核に据えることで、多くの人に情報を提供している。

(データは2014年5月1日から2015年4月30日のもの。)

Weibo (ウェイボー) フォロワー

5.9M



weibo

中国のマイクロブログに加え、クリスティーヌ・ラガルド専務理事のフェイスブックのフォロワー数は11万2,000人、ツイッターのフォロワー数は27万5,000人となっている。

imf.org

月間閲覧者数
2015年度
5.3M



iMFdirect

(ブログ)閲覧数 2015年度

707,000



これまでを振り返る

今年は、世界の開発アジェンダを新たにする重要な年である。我々も、ブレトンウッズ組織創設70周年、そしてベルリンの壁の崩壊から25年目という二つの重要な節目を迎えた。ここでは、世界の様々な地域で様々なパターンを作ってきた重要な事例やトレンド、そして、ペルーで開かれるIMF・世界銀行年次総会への道程での活動を含め、こうした地域の加盟国を支援するためのIMFの業務を検証する。



リマへの道： 2015年IMF年次総会

ラテンアメリカは、21世紀前半に並外れた活力を示した。力強い成長と経済の再生が、何百万という人々に新たな機会をもたらした。しかし、同地域は現在、成長の減速に伴い深刻な課題に直面している。そのひとつが、地域レベルで減速し世界の全体像が変化するなかで、包摂的な成長の実現で確実に前進するための政策の導入である。

この進展と課題の双方が、2015年10月にペルー・リマで開催されるIMF・世界銀行年次総会のテーマとなろう。同総会では、こ

れまで10年間でラテンアメリカが成し遂げてきたことにスポットライトを当てることになろう。なかでもペルーの成功物語は傾聴に値しよう。

ラテンアメリカでの年次総会の開催は、1952年のメキシコシティ、1967年のリオデジャネイロ開催以来である。IMFにとり、リマは同地域とIMFの関係における重要な舞台となることだろう。同年次総会には、約1万3,000人が参加する見込みである。

ラテンアメリカの成長の減速

2015年4月の西半球地域経済見通し(REO)は、ラテンアメリカ及びカリブ諸国の成長率は5年連続で低下するとの見通しを示した。世界情勢に加え最近の一次產品価格の下落も影響している。成長は地域内で異なっており、たとえば南米や一次產品輸

リマへの道

2014年12月 チリ

ラテンアメリカの成長と繁栄に関する会議をサンティアゴで開催。4月には現地で2015年4月地域経済見通しを発表。

2015年5月 コロンビア

ボゴタで「ラテンアメリカ：急速に変化している世界環境での課題」会議を開催。

5月 ブラジル

IMF専務理事、ブラジリアとリオデジャネイロを訪問

6月 アメリカ

ワシントンDCでラテンアメリカに関するハイレベル会議「世界環境が変化するなか表面化した成長と安定性の課題」を開催。



出国は、アメリカとより近い関係

にある国や潜在成長力が高い国と比べより大きな影響を受けている。REOは、同地域の各 government の優先事項は、投資、生産性、及び潜在成長率の改善だと強調した。また、ビジネス環境、インフラ及び教育の改善が、より多角化が進み耐性のある包摂的な経済の促進で重要だと述べた。さらに、成長が弱く銀行や企業の抱える脆弱性を踏まえれば、安定性の保護も優先課題だと述べた。

2014年12月にチリ・サンティアゴで開催された「ラテンアメリカの成長を確保し繁栄を共有するための課題」に関するハイレベル会議で、包摂的成長での進展を強調する声が聞かれた。わずか10年前、貧困層の割合は中所得層の2.5倍だったが、

現在ではその割合はほぼ同じである。しかし、この前進が今後も継続するかについては、成長の減速と見通しが弱まったことでより困難になるだろう。

困難な世界環境に適応する

サンティアゴ会議は、ペルーでの年次総会までに開かれるラテンアメリカが抱える課題に対処するための様々なイベントのなかでも重要な意味があった。この「リマへの道」と呼ばれる行動計画は、持続的な成長、雇用の拡大、そして貧困及び格差の是正を実現するにあたっての課題に関する市民の理解を深めることを目的としている。また、困難な世界の経済環境に適応する必要性への対処も目指している。■

6月 ペルー

リマでIMF・世界銀行の金融包摂に関する会議を開催

7月 エルサルバドル

サンサルバドルで、第13回IMF中央アメリカ会議を開催

9月 セントクリストファー・ネイビス

フリゲート・ベイで、第5回IMFカリブ諸国会議を開催

ラテンアメリカ及びカリブ諸国の成長を促進する



昨年IMFは、チリとジャマイカで、潜在GDPを引き上げ持続可能な成長を確保するための戦略に焦点を絞ったハイレベル会議を2件開催した。これまで15年間、ラテンアメリカ及びカリブ諸国では貧困と格差の是正で大きく進展するなど、多くの国が力強さを増した。しかし、近年の成長率は期待に満たないレベルで、経済や社会的利益を継続的に期待できるのか疑念の声が聞かれるようになった。上記二つの会議では、潜在GDPの促進、経済機会の改善、エネルギーコストの削減、ビジネス環境の改善、そして金融包摂の拡大のための様々な選択肢について議論を交わした。拡大する中所得層の需要が急速に増大するなか、専門家は公的支出の優先事項、そしてラテンアメリカにおける税ベースの拡大の必要性も検証した。



これら二つの会議の主な内容:

■ カリブ地域では、多くの国が発電と運輸で輸入された石油に大きく依存している。発電と電気の供給、再生可能なエネルギー源の開発で官民がこれまで以上に協力することで、効率性の向上を実現することができる。しかし民間部門の参画を促すには、各 government は、規制枠組みを改革し、価格設定を歪めることなく社会格差に対処する新たな方途を追求する必要がある。

■ 明確かつ一貫した規則は、民間投資を呼び込むうえで有効であろう。カリブ諸国で導入されている一連の税制優遇措置により、税制度がより複雑化し税ベースが侵食されている。成長を支え公共サービスの資金を調達するという二つの目標を

達成するために、各国は課税戦略を見直すべきである。

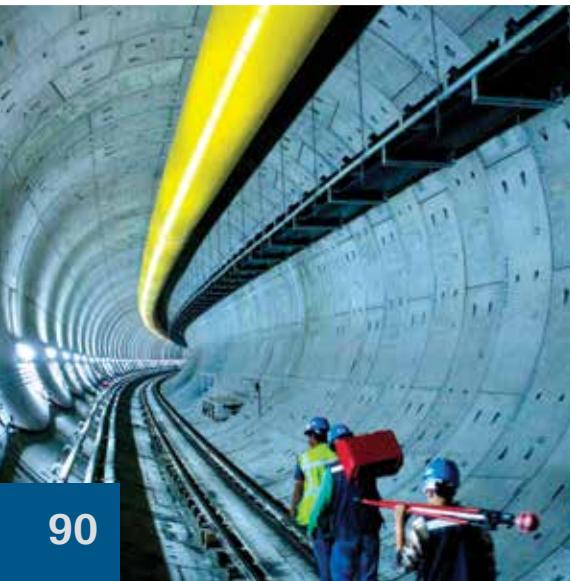
■ カリブ地域、ラテンアメリカ共に、金融サービスへの幅広い人々によるアクセスは、成長と所得の平等を促進する。アクセスの改善には、公的部門・民間部門双方の関与が必要である。しかし、金融の不安定化は国民の最貧困層に多大な影響を与えることから、安定性の保護が重要である。

■ 最後に、ラテンアメリカの多くの国で、資源の制約、そして、公共サービスや経済機会にアクセスがなく失望している中所得層が増加している。チリ会議の参加者は公共サービスの利用可能性と質を強化し、教育を改善するためのより抜本的な構造改革の必要性について議論した。

> より良い結果をもたらすには、より多くの資金が必要である。資金は、税ベースの拡大や高所得層を課税と給付金などの公的システムに組み込むことで、確保することができる。

> インフラの改善と、労働や、治安、エネルギー、環境及び競争といった伝統的、そして従来のものとは異なる分野での地域協力を強化するために、さらなる作業が必要であろう。

新たな中所得国での公共サービスの拡大と潜在GDPの改善を助けることで恒久的に貧困を削減する、より包括的な戦略アプローチが必要となろう。■





アフリカの人口の配当を生かす

アフリカ

サブサハラアフリカは、幼児死亡率・出生率ともに下降することから、向こう20年間で世界の労働力の参加者を新たに送り出す一大地域へと変貌を遂げよう。

2035年までに、生産年齢人口(15歳～64歳)に加わるサブサハラアフリカの人々の数は、世界のその他の国や地域を合わせた数を上回るとされている。

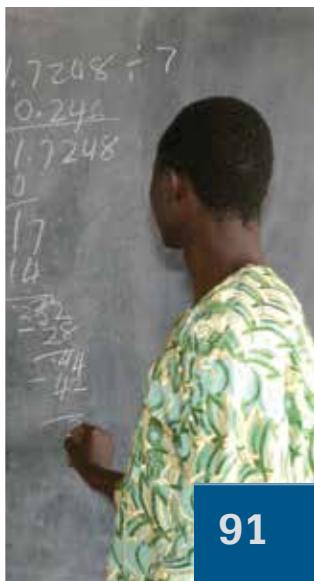
こうした傾向は、サブサハラアフリカと世界経済両者に多大な影響を及ぼす。

2015年4月の地域経済見通し(REO)では、この転換をサブサハラアフリカの労働参加で生じつつある変化の分析の中心のひとつとして扱った。また、サブサハラアフリカの潜在的な「人口の配当」についても詳述しているが、その影響は出生率以下のペースとそれに伴う政策の強さに左右されるだろう。近年、同地域は、世界第2位のペースで成長を続けており、経済的な利益を手にする可能性がある。同時に世界経済は、他の国や地域で生産年齢人口が減少するなか、サブサハラアフリカの労働力がグローバルサプライチェーンに加わることで恩恵を受けることになる。

政策課題：雇用創出

しかし、同地域は大きな政策課題を抱えている。サブサハラアフリカは、2035年まで、年約1,800万の雇用を新たに創出するなど、増加する労働力を吸収するために長期にわたり極めて速いペースで生産性の高い雇用を生み出す必要がある。過去15年間の強力な政策にも裏打ちされたサブサハラアフリカの経済パフォーマンスに照らせば、この課題を満たすことができると楽観視できるものの、パフォーマンスが躊躇くようであれば深刻な結果を招きかねない。

現在、サブサハラアフリカの低所得国の4億の雇用の約90%をインフォーマルセクターが占めている。REOの分析は、これを非農業部門のフォーマル雇用へ段階的に移行させる政策が必





汎アフリカ銀行: 国境を越える監視の 機会と課題

要だと指摘している。医療や教育を含む人的資本への投資は、こうした移行を加速化させるために初期段階で重要である。同地域は、初等教育へのアクセスの改善で大きく進展しているが、中等教育や高等教育へのアクセスの改善、及び教育全体の質の改善に努める必要がある。

サブサハラアフリカの改革優先課題
雇用拡大という政策課題は、特に家内企業に焦点を当たった民間部門の開発の促進、農業の生産性の向上、インフラ投資など、サブサハラアフリカの多岐に渡る様々な改革課題を反映している。また、世界的に競争力を備えた労働

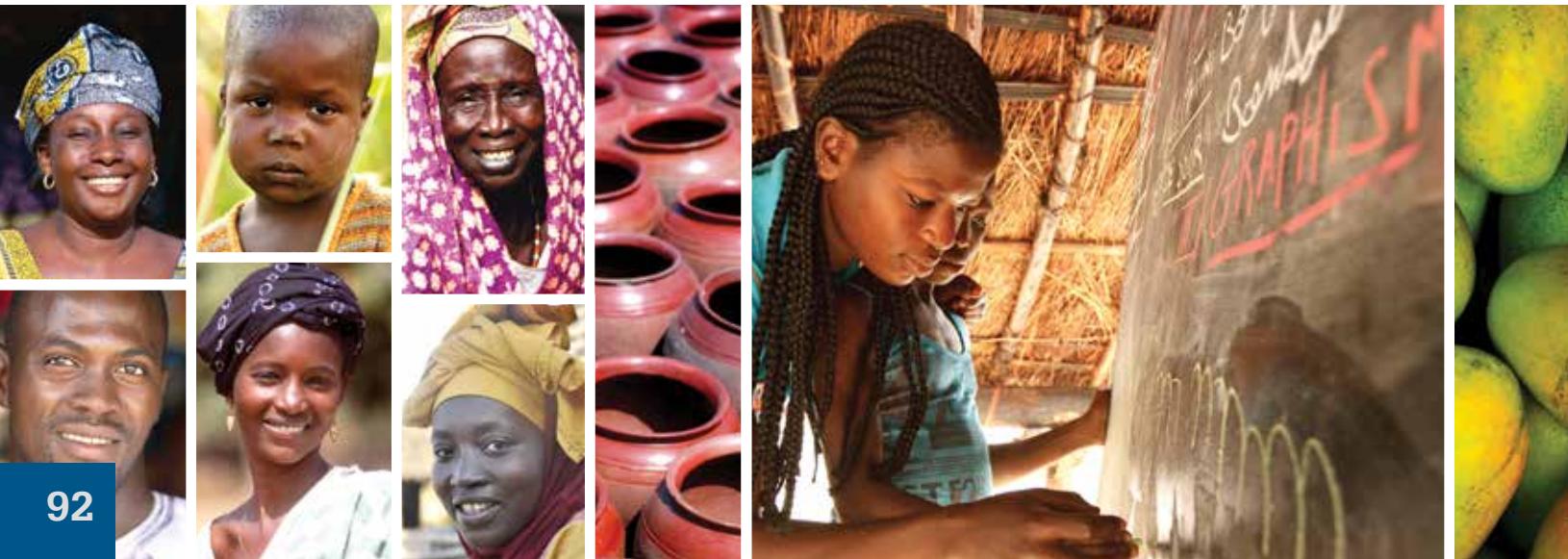
集約型セクターの発展を促す政策や労働市場の柔軟性を促す政策も必要である。貯蓄を効果的に投資に向かわせる金融部門の更なる発展も、雇用と成長を拡大することができよう。

貿易の開放性の向上も、雇用の創出を助け、サブサハラアフリカは技術移転やグローバルバリューチェーンへの統合から利益を得ることができよう。域内貿易や地域市場の拡大は、特に労働集約型産業で国内生産へのインセンティブを押し上げ、より多くの投資をひきつけることができよう。■

近年サブサハラアフリカは地域レベルで世界第2位の速いペースで成長しており、成長の原動力として経済統合の重要性が一層増している。

貿易と投資が最も注目されるケースが多いが、汎アフリカ銀行の出現もうひとつの重要なトレンドである。

2014年、IMFのアフリカ局と金融資本市場局は、アフリカ全体での銀行業務の拡大と、これに伴う機会と課題について深く検証する幅広い研究を共同で行った。同研究は理事会に提出



後、局ペーパーとして公表されている。また、「ファイナンス&ディベロップメント」2014年6月号にもその要約が掲載された。

汎アフリカ金融機関はかつて主にホーム市場で活動していたが、現在では国境をまたぐネットワークを構築し、これまで伝統的にアフリカの銀行業務で大半を占めていた欧洲や米国の銀行に取って代わろうとしている。これら金融機関は、統合を促すとともに、金融の深化や金融包摶に弾みをつけ、競争と革新の向上に貢献している。

汎アフリカ銀行は、モロッコやナイジェリア、南アフリカといったアフリカの最大の経済国、あるいはケニアや東アフリカ共同体といった域内の重要な国々から生まれた。しかし主要な汎アフリカ機関であるエコバンクはトーゴに本部を置いている。

同銀行は、1980年代半ばに15カ国が構成する西アフリカ諸国経済共同体の支援を受け創設された。エコバンクは資産規模でみれば最大の汎アフリカ銀行ではないが、そのネットワークの地理的な広がりでは群を抜いている。

汎アフリカ銀行の急速な拡大は、監視の面で課題を呈している。これに対処しなかった場合、システムリスクの増大を引き起こす可能性を内包している。

こうした銀行グループは、ホーム国や規制当局や監督当局が、それぞれの管轄地域をベースとした銀行グループを合同ベースで確実に監督する必要性が増していることを象徴している。大半のアフリカの国々で、監督能力には既に制約がかかっておりリソース不足となっている。銀行のネットワークにより、透明性と公開、優れた統治、強力な健全性監督、実効的かつ包括的な監督を支える法的枠組みや規制枠組みの重要性、及び危機管理準備の必要性が増した。大半の分野で前進しているが、監督の対象を銀行持株会社にまで広げるための取り組みが必要なケースも見られる。

国境を越える監督での協力が開始されたが、協力強化が不可欠である。

西アフリカ通貨同盟のような地域通貨同盟は、地域レベルの当局と国当局の間の責任という特有の課題に直面している。改革課題を早急に追求するためには、大々的な技術支援が必要になろう。IMFは、その責任分野で今後も支援を継続し、有効であるならば、金融の安定性を確保するための包括的なプログラムの確実な実施を支援するため、他の技術支援提供者と連携する用意がある。■





中国の 再調整

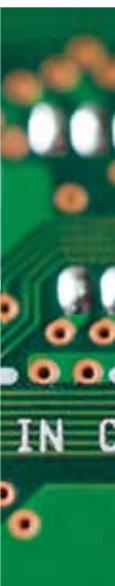
アジア 2014年～2015年の中国の減速は、より広範な新興市場国・地域のトレンドの一部でもあつたが、世界経済全体に影響を及ぼした。成長の鈍化は、中国政府による再調整措置の一環であり、このシフトは世界中で注視されIMFリスク評価の対象にもなった。

IMFは加盟国の分析と政策助言、特に一連のサーベイランスで、このトレンドを考慮した。これは、理事会の分析にも十分に反映されており、その議論と公式声明は中国の新たな方向性に対する鋭い認識を表していた。

今や購買力平価では世界最大の経済となった中国の急成長は、近年、特に世界金融危機以降、世界経済の主な原動力となってきた。2011年には10.2%、前年には7.7%、そして2014年には7.4%という現在の減速の大半は、一世代続いた急拡大の後に起こったもので、過去の改革の配当が次第に減少していくことを反映している。しかし、高水準で推移した投資と信の伸びが脆弱性を生み出した。

2013年の中国共産党の党大会で発表された改革の包括的な青写真が、消費の拡大、包摂的成長、及び持続可能な環境政策へと優先課題がシフトしたことを告げた。

IMFの政策助言
改革課題は、理事会の提言も含めそれまでのIMFの政策助言と概ね一致する。2014年の対中国4条協議の評価で、理事会は、改革を歓迎するとともに、課題は「方向転換を図り、蓄積した脆弱性を軽減し、より持続可能な成長軌道に転換すること」だと述べた。



中国の減速の対外的な影響

は、2015年4月の世界経済見通しと国際金融安定性報告書で議論されたが、2014年の波及効果報告書のなかでもとりわけ域内での伝播をめぐる議論で中心的な議題となった。地域経済見通しでも中国の影響が考慮された。

他の国の4条協議でも、中国の成長の減速の影響—貿易と金融の連関性の減少という面からが大きく注目された。アジアの国々を対象としたスタッフ・レポートのリスク評価マトリックスでは、この鈍化の潜在的影響について特別に言及した。複数の4条協議報告書の理事会の評価で、他の国との関連で中国の減速について論じられた。

一次産品市場への影響

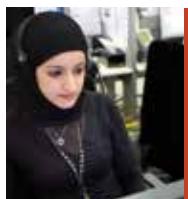
一次産品市場も中国の鈍化の影響を受けた。

多くの一次産品価格の値段が、世界の需要の弱まりと新たな供給源の誕生も反映し下落した。

これは、昨年のある時点で50%以上も下落した原油のみにとどまらなかった。たとえば、サブサハラアフリカは、天然ガス(45%)、鉄鉱石(34%)、綿(23%)、銅(15%)、そしてプラチナ(17%)と価格の急落に直面した。

世界的に短期的に影響を及ぼすものの、中国の指導者は、経済の軌道をより持続可能な成長モデルを軸に構築することにコミットしている。2013年の中国共産党の党大会で発表された改革の包括的な青写真は、優先課題がより均衡ある持続可能な成長モデルへとシフトしたこと意味しているが、これは、より包摂的で環境に負担をかけない成長もあるだろう。■





イスラム金融とIMF

中東・中央アジア

世界的に見れば占める割合は小さいものの、イスラム金融は急速に成長している。市場に占めるこの銀行部分は多くのIMF加盟国で大きくなってきており、一部のアジアあるいは中東の国や地域で、システム上一段と重要なになってきている。一方で、イスラムの債券にあたるスルクは、世界レベルで発行され、発行体や投資家は多岐にわたっている。

2015年4月のスタッフディスカッションノート(SDN)は、イスラム金融を扱った。イスラム金融は、少なくとも3分野で大きな貢献ができる可能性がある。第一に、イスラム金融は、なかでも金融サービスを十分に受けること

ができていない多くのムスリムの人々を含め、金融包摶の促進を約束している。第二に、資産担保融資やリスク共有を重視しているが、これは中小企業やインフラ投資を支援する可能性があることを意味している。最後に、リスク共有や投機的取引の禁止は、イスラム金融が原則上は、従来の金融ほどシステムクリスクをもたらさないだろうということを示唆している。

規制と監督

IMFは以前よりマクロ経済及び金融の安定性の側面からイスラム金融の影響に関心を寄せており、特に規制と監督、国内のスルク市場の発展で加盟国を政策助言や能力開発に組み込んできた。またIMFは、イスラム金融サービス委員会の設立でも重要な役割を果たした。イ

スラム金融の国際的基準設定機関である同委員会は、グローバルな健全性基準を設定しイスラム金融業界の原則を尊くことで、同業界の健全性と安定性の促進と強化を図っている。

2014年-2015年にIMFは、自らのイスラム金融への理解を深めよりこれが広く理解されるよう、幾つかの措置をとった。2014年10月、イスラム金融業会が直面する政策課題の特定と、知識の共有、能力開発及びアウトリーチで、地域組織あるいは専門組織との協力の促進に貢献するために設立された外部諮問グループとともに、局横断的な作業グループが第1回目の会議を開いた。



クウェート・ワークショップ^⑥

2015年2月、IMFはクウェートで「イスラムサービスを提供する機関でのリスクベースの監督」に関する地域ワークショップを開催した。IMF・中東経済金融センター及び中東地域技術支援センターが開催したこのワークショップには、アラブ連盟加盟国の銀行監督当局の高官が参加した。ここでは、イスラムサービスを提供する機関へのリスクベースの監督制度の導入の方法論やアプローチに関する助言や研修が行われた。

イスラム金融がその可能性を発揮するためには、いくつかの課題に対処しなければならない。SDNが示すように、基準は開発されたが多くの国で規制と監督の枠組みが業界の抱え

る特有のリスクに対応していない。規制当局には、シャリーアを確実に遵守させる能力(もしくは意志)があるとは限らず、これが国内あるいは国際的にアプローチの一貫性を毀損している。とくに規制面の課題は、イスラム銀行における利益を共有する投資口座に関連している。これについては、金融の安定性と整合した手法で取り扱う必要がある。さらに、イスラムの銀行は十分な資本基盤を備えているよう見えるが、バーゼルIII合意の導入は困難を伴うだろう。最後に、セーフティネットと破たん処理枠組みは、依然未発達のままである。■



湾岸地域での
銀行の集中リスクを
評価する

IMFは4条協議プロセスの枠組み以外で、重要な地域分析を進めている。そのひとつの例が、スタッフペーパー「GCC銀行の集中リスクの評価」で、これは2014年10月の湾岸協力会議(GCC)の財務相・中央銀行総裁年次総会で発表された。

中東中央アジア局と金融資本市場局が作成した同ペーパーは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦の銀行の与信ポートフォリオの集中リスク、つまり、ある特定の部類の借手に大きく偏って資金を融資することに伴うリスクについて議論している。



十分な資本基盤を備えているが、与信ポートフォリオの分散化で困難に直面

同ペーパーによると、GCC諸国の銀行は、概ね十分な資本基盤を備えている。しかし、非石油部門が石油部門の発展に依存するという国の経済構造により、クレジットポートフォリオの分散化に苦心しており、結果としてより精査が必要な集中リスクにさらされている。

同ペーパーは、リスクの上昇に照らし必要な資本バッファーを評価するにあたり、クレジットリスク・モデリングを使用した。その結果は、同地域の銀行は、総じて抱える集中リスクを相殺するに十分な資本を備えていることを示している。その一方で、同ペーパーは、現在の強固な資本

バッファーを維持するとともに、銀行のポートフォリオの集中リスクの蓄積をモニタリングする監督当局の能力の強化を、主要な目標とすべきと提言している。

GCC銀行をどのように強化するか

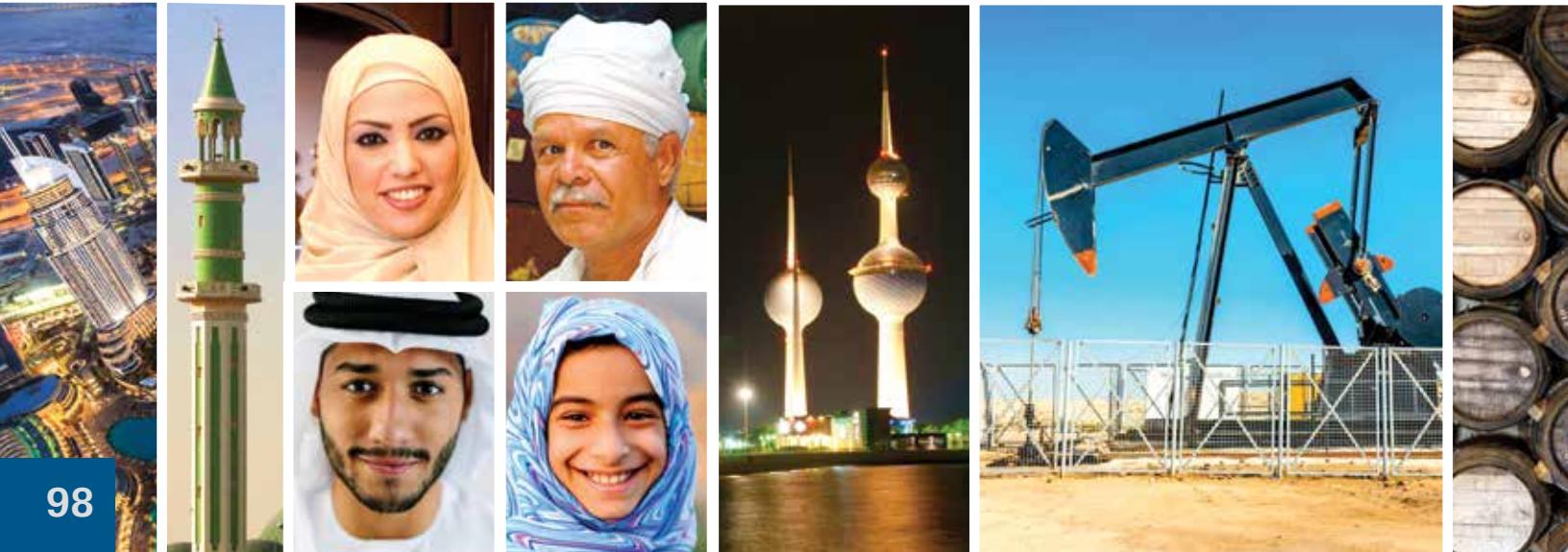
また、同ペーパーは、GCGにおいて銀行規制、銀行監督及び情報公開で強化できる分野を示している。主な提言は以下のとおり。

- ストレステストは、現在の相互連関性の性質やその変化、そしてエクスポートジャヤーの集中度を十分にとらえることができるよう調整すべきである。相互連関性に起因する銀行のリスクをより良く監督するためには、最終的な受益者に関する情報を収集する規制当局により大きな法的権限を付与する必要がある。

- 銀行のリスクをより適切にモニタリングするためには、GCCの中央銀行は新たなバーゼル規制のガイドラインに則り、単一の借手あるいは密接に関係している借手グループへのエクスポートジャヤーにプレーデンスの観点から制限を設けるとともに、大口信用供与については総合的な制限を導入すべきである。

- リスクのより良い評価のためには、データの利用可能性を高め公表を一段と進める必要がある。

- 金融部門分析の本アプローチは、IMF加盟国全般で利用することができよう。その際には、スタッフは、金融の安定性により集中するために、銀行、他の金融機関、さらには政府機関のそれぞれ特有の環境に対処する分析ツールを活用すべきである。■





欧州の25年の歴史的転換を振り返る

東欧及び中欧

2014年は欧州にとり、ベルリンの壁が崩壊し東欧と中欧が歴史的な転換を始めてから25年が経過した記念すべき年だった。旧共産国の世界経済への統合、そしてIMFへの加盟は、総じて生活水準の大幅な改善につながった。

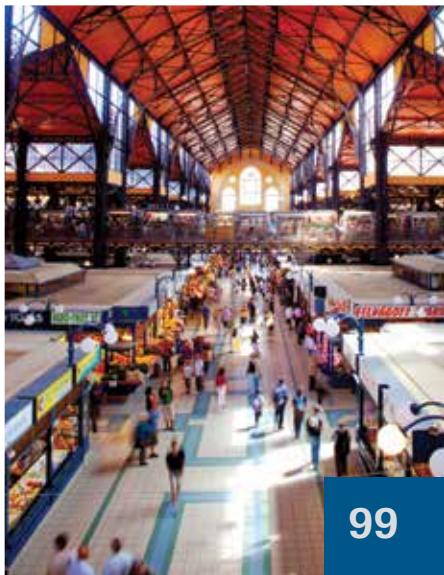
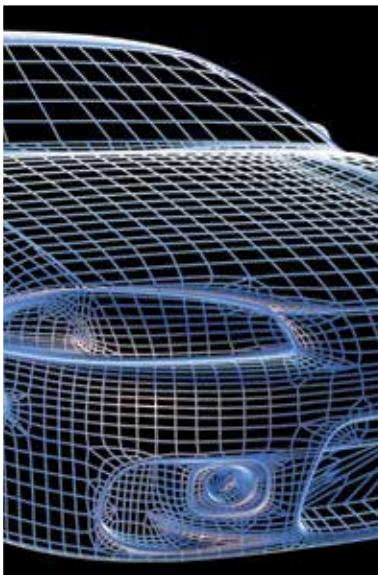
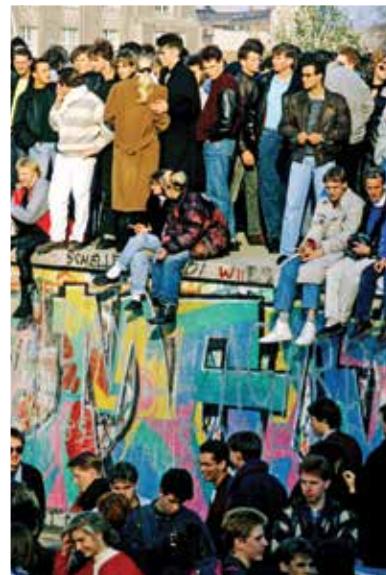
IMF欧州局は、2014年10月に特別レポート「転換の25年：欧州の旧共産国とIMF」を発表した。同ペーパーは、移行の間の様々な段階をまとめるとともに、今後の課題を検証している。

市場指向型経済の構築は困難を伴い長い時間を要した。

貿易と価格の自由化はほぼ問題なく実現したが、制度改革は既得権益層からの反対にあうケースが多くた。政策導入での大きな違いを背景に、転換の結果は様々だった。全ての国が、価格が自由化されそれまでの経済のつながりが崩壊したことから、高インフレ率と大規模な景気後退に悩まされた。

対照的に、2000年代初期と半ばには一様に力強く成長した。マクロ経済が安定し主要な市場指向の枠組みが概ね導入されたため、同地域には多くの資本が流入した。良好な世界環境と急速な西欧へ収斂、なかでもこの期間に欧州連合(EU)に加盟した国々に対する信認が増したことがこれを支えた。

外国銀行が、直接ないしは子会社や支店を通し、中欧・東欧(CEE)諸国での融資活動に参加をはじめこれが増加したこと、当時大いに必要だった信頼性と技術的なノウハウをもたらし、同地域の融資を促進した一時には行き過ぎもみられ、内部の不均衡の増大にながった。その結果生じた脆弱性が、2000年代末に世界危機・ユーロ危機が襲い移行国が大きな打撃を受けた時、表面化した。



こうした危機の後、世界経済の回復が緩慢で構造面の弱さが残存するなか、競争力と財政の持続可能性の回復が思うように進まない国もあったが、各国は大々的な財政健全化に踏み切った。最近の分析は、地域内での差の広がりの影響を示している。たとえば、バルト海諸国や一部の中欧の国などより進んだ国は現在、西欧の国や地域との共通点が旧共産圏より多い。しかし、よりパフォーマンスが優れた国や地域でも、一人当たりの所得のEUレベルへの収斂ペースは大幅に減速している。さらに、次第に改革の勢いも総じて減速し、一部の国では反転のリスクも生じている。

収斂プロセスを活性化し移行国・地域の耐性を向上させるには、市場指向の政策へのより力強いコミットメントが必要である。広く優先課題は二つある。ひとつは、一部の国はマクロ経済及び金融の安定性を改めて重視する必要がある。これには、慢性化した赤字や債務の拡大を抑え、銀行システムの不良債権の増大に対処することも含まれよう。第二に、構造改革のペースと規模は、ビジネスや投資環境、与信へのアクセス、公的支出の優先順位付けと税務行政、労働市場などの分野で、拡大すべきである。■

ボックス4.1: 欧州新メンバー国の政策

欧州がベルリンの壁崩壊の25周年を迎える一方、もうひとつの重要な節目を迎えた。中欧・東欧諸国的第一のグループが欧洲連合(EU)に加盟して10年を迎えた。これを記念し、IMFは共通の関心事である政策課題を協議する場として、新メンバー国の政策フォーラムをはじめて開催した。

このフォーラムには、EU加盟国ではあるがユーロ加盟国ではない、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ポーランドそしてルーマニアの6カ国のハイレベルの代表が参加した。さらに、欧州中央銀行と欧州委員会も参加した。IMFのグループ化された協議の一環でもあるこのフォーラムに関する報告書について、IMF理事会が非公式に会議した。

同報告書の焦点は、ユーロの導入、ユーロ導入前の銀行同盟の選択、EUの財政枠組みと年金改革、及びEUの単一市場とEUのサービス指令を最大限に活用するという4点に絞られた。





バルト海諸国 グループ化報告書

2011年の3年毎のサーベイランスレビューから派生した革新的なプロジェクトが、「グループ化報告書」である。これは、合理的にグループ分けされた国々を一元的に分析するためのものである。

グループ内の国々の4条協議を補完するもので、加盟国との4条協議の評価と世界経済のトレンドを対象としたマルチラテラル・サーベイランスの間のギャップを埋めることで、IMFの相互連関性に関する分析の強化を図っている。

グループ化報告書は、グループ内の国々の共通ショックに起因するリスクを分析し、共有する政策課題そして場合によっては政

策協調の潜在的プラスを浮かび上がらせてことで、相互に連関した国々が構成するグループに広がる波及効果を評価する。

2014年に作成されたパイロット版のひとつで、エストニア、ラトビア、リトアニアのバルト諸国の、北欧諸国との貿易及び金融のつながりを評価した。これらの国々は共通の課題も抱えている。

この報告書の評価で理事会は、明確な「バルト諸国モデル」は存在しないものの、これら3カ国は全て、過去20年間で所得を西欧レベルに収斂させるうえで大きく前進したと述べた。政策アプローチは、総じて賢明なマクロ経済政策、小さい政府、そして相対的に良好な投資環境を基盤としていた。

理事らは、バルト諸国の「融資なしの回復」を継続することはますます困難を伴う可能性があると強調した。

理事らは、世界金融危機からの力強い経済回復を称賛した。しかし、同時に、これは民間部門への融資の縮小を伴ったと指摘した。ブームと破裂のサイクルにおいてこのパターンは珍しくはないものの、与信の停滞が続ければ投資と成長を制約しかねない。■



これから



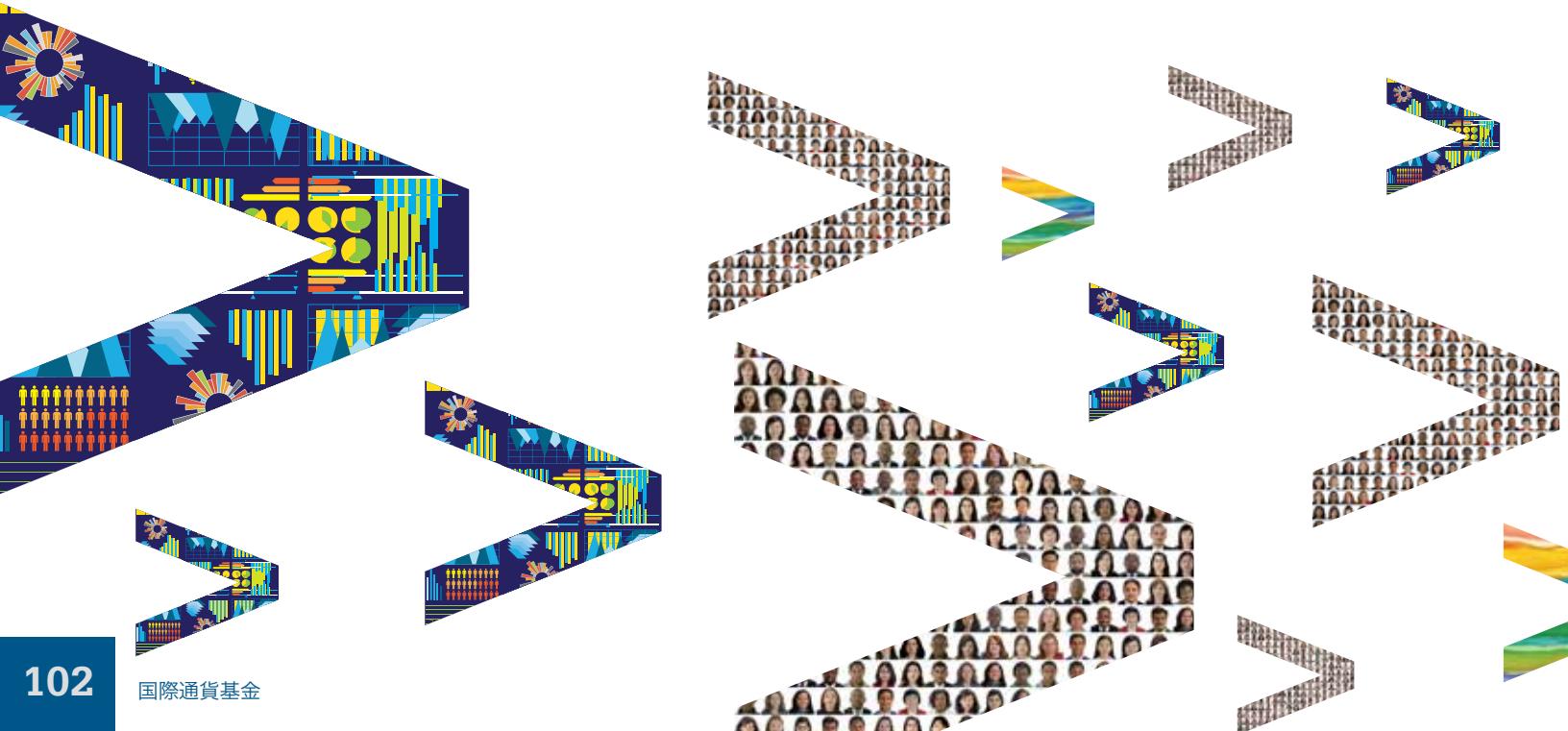
持続可能な
開発に融資する

重要な年

2000年の国連ミレニアム開発目標の採択以降、途上国・地域の大半が力強い成長と貧困削減で大きく前進している。しかし、その進展度合いにはばらつきがあり、脆弱国や紛争の影響下にある国々の成果は僅かである。今日の試練は、遅れをとっている国々を中心に、持続可能な成長と包摂性の実現での障壁との戦いを重視しながら、これまで15年間の力強い成果を基盤に前進することである。

今年、国際社会は、2030年までとそれ以降の開発目標の共通のビジョン、そしてこのビジョンを可能にするための行動計画にコミットすることを求められている。経済、社会、環境というテーマを網羅した「持続可能な開発目標(SDG)」の達成には、先進国、途上国そして国際機関のパートナーシップが必要となろう。SDGの達成には、正しい政策が導入され民間そして公的な資源が十分確保されることが何よりも重要であろう。

世界中の国が加盟し、国レベル・多国間レベルで業務を行う責務と権限を有するIMFは、この協定に貢献しその実施を支える独自の立場にある。専務理事は、2015年国際通貨金融委員会の春季会合で、IMFの目標を「持続可能な開発に融資する：主な政策課題とIMFの役割」という文書の中で示した。同ペーパーは、国際通貨金融委員会の会議に先立ち、4月に理事会の非公式会議で議論されている。



2015年の開発アジェンダのためのIMFの活動は、今年予定されている国連の主要3会議の課題を軸としている。

開発のための融資(7月、アジスアベバ)。SDGを達成するための資金を確保するに必要な政策に関する見識を共有する。

SDGに関する国連サミット(9月、ニューヨーク)。SDGが正式に採択される予定。

国連気候変動会議(12月、パリ)。炭素排出量削減に関する国レベルの目標に関する国際合意を目指す。

この極めて重要な開発目標への貢献としてIMFは、専務理事のIMFCへの声明が示したように、以下の分野での行動を検討している。

途上国が成長を追求するなか国際収支上のニーズに対応するより良い環境を整備すべく、これらの国々のIMF資金へのアクセスを拡大するための選択肢を模索する。

インフラギャップに対処すべく投資の拡大を追求する国々への、診断的支援・能力開発支援を拡大する。

現在進めている分析や他の機関の分析を活用しながら、平等、包摂性、ジェンダー、気候変動に関する業務の焦点を絞る。

脆弱国や紛争の影響下にある国々に関する業務への資源をより重視しより多く振り分ける。

歳入確保やエネルギー課税、金融市場の発展といった分野での能力開発への取り組みを選択的に拡大する。■

進行中の財政分野の活動

2015年度、財政政策の分野で重要な活動を行った。これを基に理事会は2016年度の政策に関するペーパーの検討に入る。なかでも財政局が作成した2本のペーパーが、理事会の議論の焦点となろう。

財政政策と長期的成長: このトピックは専務理事のグローバル政策アジェンダの中核的なテーマである(パート1参照)。同アジェンダは、2008年の世界金融危機後のIMF加盟国の経済成長を促進するための政策に焦点を合わせている。2015年度に作成されたペーパーは、中・長期的な成長に財政政策が影響を及ぼすことができる主要な経路を特定している。IMFの多岐にわたる財政改革への技術支援や、膨大な資料、多面的な分析アプローチを用い、政策担当者への実践的な助言を抽出している。

公共投資の効率性を高める: このペーパーは、2014年10月の世界経済見通しなどそれまでの公共投資に関する分析を足場に、公共投資の効率性をどのようにしたら向上させ、公共投資の成長への影響を高めることができるか検証している。主な分析結果は、(1)公共投資の影響は効率性に大きく左右されるが、公共投資プロセスは大きな非効率性を抱えている、(2)公共投資の「効率性ギャップ」の解消による経済への配当は大きい、(3)公共投資の計画、配分、実施を司る主な制度を強化することで、効率性ギャップの大半を解消することができるが、改革の優先順位は国により異なる。■

注釈

パート1: 概観

理事会カレンダー: <http://www.imf.org/external/np/sec/bc/eng/index.aspx>

専務理事のグローバル政策アジェンダ:

- 2014年10月: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/100314.pdf>
- 2015年4月: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/041315.pdf>

3年毎のサーベイランスレビュー: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2014/index.htm>

サーベイランス強化にむけた行動計画: <http://www.imf.org/external/np/longres.aspx?id=4924>

世界経済見通し:

- 2014年10月: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/02/>
- 2015年4月: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2015/01/>

地域経済見通し: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/reorepts.aspx>

国際金融安定性報告書: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/gfsr/index.htm>

- 2015年4月: <http://www.imf.org/External/Pubs/FT/GFSR/2015/01/index.htm>

財政モニター: <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=262>

- 2015年4月: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/fm/2015/01/fmindex.htm>

「最近の原油価格低迷をめぐる7つの疑問」、iMFダイレクトブログ: <http://blog-imfdirect.imf.org/2014/12/22/sevenquestions-about-the-recent-oil-price-slump/>

IMFのエボラ出血熱危機への対応: <http://www.imf.org/external/np/fad/ebola/index.htm>

IMF、公衆衛生の危機に見舞われた適格性を有する低所得国への支援強化のため、大災害抑制救済基金を設立: Press Release No.15/53: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1553.htm>

公衆衛生の危機に見舞われた低所得国へのIMF支援の強化案—決定: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/013015.pdf>

ウクライナ拡大信用供与措置の拡充取極とスタンダバイ取極の取り消しを要請—スタッフレポート: Press Release、ウクライナに関する理事会の声明: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr1569.pdf>

IMF、対ギリシャ拡大信用供与措置の5回目のレビューを終了。34.1億ユーロの融資実行を承認: Press Release No.14/254: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14254.htm>

「格差と持続不可能な成長: ひとつのコインの表と裏?」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2011/sdn1108.pdf>

「再分配、格差、成長」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2014/sdn1402.pdf>

「所得格差と財政政策」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2012/sdn1208.pdf>

「財政政策と所得格差」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2012/sdn1208.pdf>

「雇用と成長: 分析結果とIMFの活動への含意」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/031413.pdf>

3年毎のサーベイランスレビュー: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2014/index.htm>

地域経済見通し: サブサハラアフリカ—*Fostering Durable and Inclusive Growth*, 2014年4月: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/reo/2014/afr/eng/sre0414.htm>

Africa Rising Conference、Maputo、Mozambique: <http://africa-rising.org/>

Building the Future—Jobs, Growth, and Fairness in the Arab World、Amman、Jordan: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2014/act/index.htm>

「女性のエンパワーメントが持つ経済パワー」: <http://www.imf.org/external/np/speeches/2014/091214.htm>

「女性は日本を救えるか」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2012/wp12248.pdf>

「フェアプレー—女性に平等な雇用のための平等な法律を」:
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2015/sdn1502.pdf>

IMFx—国際通貨基金の無料オンラインコース: <https://www.edx.org/school/imfx>

「フィナンシャル・プログラミングと政策パート1：マクロ経済勘定と分析」: <https://www.edx.org/course/financialprogramming-policies-part-1-imfx-fpp-1x-0>

フランス語版: <https://www.edx.org/course/programmation-politiques-financieres-imfx-ppf-1x>

債務持続可能性分析: <https://www.edx.org/course/debt-sustainability-analysis-imfx-dsax>

エネルギー補助金改革: <https://www.edx.org/course/energy-subsidy-reform-imfx-esrx-0>

「エネルギー補助金改革：教訓と含意」: <http://www.imfbook-store.org/ProdDetails.asp?ID=ESRLIEA&PG=1&Type=BL>

IMF eLibrary オンラインデータポータル: <http://data.imf.org/?sk=7CB6619C-CF87-48DC-9443-2973E161ABEB>

パート2: IMFの活動内容: 「ビッグスリー」

経済サーベイランス

「2014 Triennial Surveillance Review—Stakeholders' Perspectives on IMF Surveillance」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/073014a.pdf>

「2014 Triennial Surveillance Review—Review of IMF Surveillance Products」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/073014b.pdf>

「2014 Triennial Surveillance Review—Analytical Background Studies」: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2014/index.htm>

「2014 Triennial Surveillance Review—External Study—Report on Interviews」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/073014c.pdf>

「2014 Triennial Surveillance Review—Report of the External Advisory Group」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/073014j.pdf>

IMF理事会、サーベイランスレビュー：危機後の相互連関した世界の持続可能な成長を支える、Press Release No.14/454: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14454.htm>

「2014年サーベイランスレビュー専務理事のサーベイランス強化にむけた行動計画」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/112114.pdf>

「Staff Guidance Note on Macroprudential Policy」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/110614.pdf>

「Key Aspects of Macroprudential Policy」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2013/061013b.pdf>

「Review of the Financial Sector Assessment Program: Further Adaptation to the Post Crisis Era」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/081814.pdf>

IMF理事会、金融セクター評価プログラムの見直しを完了、Press Release No.14/447: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14447.htm>

「対外部門の安定性に関する第3次パイロット報告書」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/062614.pdf>

「IMF Multilateral Policy Issues Report—2014 Spill-over Report」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/062514.pdf>

「Macroeconomic Developments in Low-Income Developing Countries」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2014/091814.pdf>

「世界の住宅部門ウォッチ」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/survey/so/2014/NEW061114A.htm>

「Housing Bubbles: An Ounce of Prevention Is Worth a Pound of Cure」 IMFダイレクト ブログ: <http://blog-imfdirect.imf.org/2015/01/07/housing-bubbles-an-ounce-of-prevention-is-worth-a-pound-of-cure/>

IIMB-IMF 住宅市場、金融の安定性、及び成長に関する会議」: <http://www.imf.org/external/np/seminars/eng/2014/housing/>

住宅とマクロ経済に関する会議: http://www.bundesbank.de/Redaktion/EN/Termine/Research_centre/2014/2014_06_05_eltville.html

「Review of the Role of Trade in the Work of the Fund」: <http://www.imf.org/external/np/eng/2015/020215.pdf>

IMF理事会、国際貿易政策に関するIMFの関与に関するIEOの評価を受けた実施計画について協議、Public Information Notice (PIN) No.10/35: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr1035.htm>

国際貿易政策に関するIMFの関与に関するIEOの評価を基盤とした理事会が承認した提言を受けての実施計画: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/111209.pdf>

IMF Involvement in International Trade Policy Issues:
<http://www.ieo-imf.org/ieo/pages/CompletedEvaluation109.aspx>

IMF理事会、国際貿易のIMFの業務への役割を見直す、Press Release No.15/132: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15132.htm>

「銀行業務からソブリンストレス：公的債務への影響」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/122214.pdf>

「Cross-Border Bank Resolution: Recent Developments」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/060214.pdf>

「ソブリン債務再編－直近の動向とIMFの法的枠組み・政策枠組みへの影響」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/042613.pdf>

「IMFの融資枠組みとソブリン債－暫定的検証」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/052214.pdf>

IMF理事会、IMFの融資枠組みとソブリン債について協議、Press Release No.14/294: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14294.htm>

「ソブリン債務再編における集団的行動にかかる問題に対処するための契約枠組みの強化」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/090214.pdf>

IMF理事会、ソブリン債務再編契約枠組みの強化について協議、Press Release No.14/459: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14459.htm>

「国際企業課税の影響」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/050914.pdf>

「外貨準備高の適正水準の評価」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2011/021411b.pdf>

「Assessing Reserve Adequacy—Further Considerations」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2013/111313d.pdf>

「Assessing Reserve Adequacy—Specific Proposals」:
<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/121914.pdf>

IMF理事会、外貨準備高の適正水準の評価について協議、Press Release No.15/176: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15176.htm>

「国際準備資産－IMFの懸念と各国の見通し」: http://www.ieo-imf.org/ieo/files/completedevaluations/IR_Main_Report.pdf

「Update on the Fiscal Transparency Initiative」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/061614.pdf>

「財政の透明性に関するマニュアル」: <https://www.imf.org/external/np/fad/trans/manual.htm>

「Guide on Resource Revenue Transparency」: <http://www.imf.org/external/np/fad/trans/guide.htm>

「小国におけるマクロ経済的課題とIMFの関与への含意」: IMF理事会、小国におけるマクロ経済的課題とIMFの関与への含意に関する決定、Public Information Notice (PIN) No.13/39: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr1339.htm>

「Staff Guidance Note on the IMF's Engagement with Small Developing States」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/032414.pdf>

IMF、続可能な経済開発に取り組む小国との協力継続を公約、- Press Release No.14/412: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr1339.htm>

Data Standards and Codes: <http://www.imf.org/external/data.htm>

融資

IMF理事会、ジョージア向けスタンドバイ取極(1億5,400万米ドル)を承認、Press Release No.14/377: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14377.htm>

IMF理事会、ホンジュラス向けスタンドバイ取極(1億1,320万米ドル)及びスタンドバイ・クレジット・ファシリティ(7,540万米ドル)を承認、Press Release No.14/545: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14545.htm>

IMF理事会、ケニア向けスタンドバイ取極(4億9,710万米ドル)及びスタンドバイ・クレジット・ファシリティ(1億9,120万米ドル)を承認、Press Release No.15/29: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1529.htm>

IMF理事会、セルビア向けスタンドバイ取極(12億ユーロ)を承認、Press Release No.15/67: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1567.htm>

IMF理事会、予防的流動性枠の下でモロッコ向け62億米ドルの取極を承認、Press Release No.12/287: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2012/pr12287.htm>

IMF理事会、メキシコ向けフレキシブル・クレジットライン(2年間700億米ドル)を新たに承認、Press Release No.14/543: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14543.htm>

IMF理事会、ポーランド向けフレキシブル・クレジットライン(2年間230億米ドル)を新たに承認、Press Release No.15/05: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1505.htm>

IMF理事会、セーシル向け拡大信用供与措置(1,760万米ドル)を承認、Press Release No.14/262: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14262.htm>

IMF理事会、ウクライナ向け拡大信用供与措置(4年間175億米ドル)を承認、うち50億米ドルを即時融資、Press Release No.15/107: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15107.htm>

IMF理事会、エボラ熱の被害が広がるギニア、リベリア、シェラレオネに1億3,000万米ドルの即時支援を承認、Press Release No.14/441: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14441.htm>

IMF、大災害抑制救済基金を設立—公衆衛生上の危機に見舞われた適格性を有する低所得国への支援を強化を図る、Press Release No.15/53: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1553.htm>

IMF理事会、シェラレオネ向けの1億1,463万米ドルの融資及び債務救済を承認、Press Release No.15/86: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1586.htm>

IMF理事会、リベリア向けラピッド・クレジット・ファシリティ下で4,560万米ドルの供与、及び大災害抑制救済基金下での3,650万米ドルの債務救済を承認、Press Release No.15/69: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1569.htm>

IMF理事会、対ギニア大災害抑制救済基金下での2,980万米ドルの債務救済を承認、Press Release No.15/137: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15137.htm>

IMF理事会、対チャドECF取極(1億2,240万米ドル)を新たに承認、Press Release No.14/381: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14381.htm>

IMF理事会、ガーナの成長、雇用及び安定性の促進支援で、ECF取極(9億1,800万米ドル)を承認、Press Release No.15/159: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15159.htm>

IMF理事会、グレナダ向け拡大クレジット・ファシリティ(3年間2,170万米ドル)を承認するとともに、4条協議を終了、Press Release No.14/310: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14310.htm>

IMF理事会、キルギス支援のため拡大クレジット・ファシリティ(9,240万米ドル)を承認、Press Release No.15/165: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15165.htm>

IMF理事会、イエメン向け拡大クレジット・ファシリティ(3年間5億5,290万万米ドル)を承認、Press Release No.14/408: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14408.htm>

IMF理事会、対ブルンジECF取極の下での6回目のレビューを終了、アクセスを拡大し6,900万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.15/134: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15134.htm>

IMF理事会、対コートジボワールECF取極の下での6回目のレビューを終了、9,470万米ドルの融資実行と、アクセス及び取極の拡大を承認、Press Release No.14/554: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14554.htm>

IMF理事会、対ギニアECF取極の下での5回目のレビューを終了、取極を拡大し6,360万米ドル強化することを承認、Press Release No.15/49: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1549.htm>

IMF理事会、中央アフリカに対しラピッド・クレジット・ファシリティ下で763万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.15/129: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15129.htm>

IMF理事会、中央アフリカに対しラピッド・クレジット・ファシリティ下で129万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.14/226: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14226.htm>

IMF理事会、中央アフリカに対しラピッド・クレジット・ファシリティ下で129万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.14/226: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14226.htm>

IMF理事会、ガンビアに対しラピッド・クレジット・ファシリティ下で1,080万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.15/155: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15155.htm>

IMF理事会、ギニアビサウに対しラピッド・クレジット・ファシリティ下で524万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.14/495: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14495.htm>

IMF理事会、マダガスカルに対しラピッド・クレジット・ファシリティ下で4,710万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.14/287: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14287.htm>

IMF理事会、セントビンセント及びグレナディーン諸島に対しラピッド・クレジット・ファシリティ及びラピッド・ファイナンシング・インストルメント下で640万米ドルの融資実行を承認、Press Release No.14/383: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14383.htm>

IMF理事会、ボスニア・ヘルツェゴビナに対するSBA下での6回目・7回目のレビューを終了、SBAの9,570万ユーロ規模の拡大と、1億9,140万ユーロの融資実行を承認、Press Release No.14/320: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14320.htm>

IMF理事会、IMF支援プログラムの公的債務上限政策の改革を協議、Press Release No.14/591: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14591.htm>

「Reform of the Policy on Public Debt Limits in Fund Supported Programs」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/111414.pdf>

IMF理事会、低所得国を対象とした金利支払いの免除を2016年末まで延期することを承認、Press Release No.14/602: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14602.htm>

IMF理事会、タンザニアに対し3年間の政策支援インストルメントを承認、Press Release No.14/350: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14350.htm>

能力開発

「能力開発に関するIMFの政策と実践」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/082614.pdf>

IMF、「能力開発のためのソマリア信託基金」を設置、Press Release No.15/102: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15102.htm>

パート3: 財務、組織及び説明責任

IMF理事会、中期予算(2015年度～2017年度)を承認、Press Release No.14/201: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14201.htm>

IMF理事会、IMFGRA融資の基本手数料率に関する新規ルールを採択、Press Release No.11/485: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11485.htm>

IMF理事会、SDR金利設定に関するルールを修正、Press Release No.14/484: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14484.htm>

IMF理事会、2012年の借入取極の1年間の延長を承認、Press Release 14/417: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14417.htm>

IMF理事会、2014年多様性と包摂性に関する報告書について協議、Press Release No.14/556: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14556.htm>

「Review of the Fund's Income Position for FY 2014 and FY 2015–2016」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/040714b.pdf>

IMF理事会、IMFの歳入の見直しと2015～2016年度の融資金利のマージンを設定、Press Release No.14/231: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14231.htm>

Factsheet—Protecting IMF Resources: Safeguards Assessments of Central Banks: <http://www.imf.org/external/np/exr/facts/safe.htm>

篠原尚之副専務理事、IMF離任、Press Release No.15/03: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1503.htm>

ネマト・シャフィク副専務理事、IMF離任、Press Release No.14/106: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14106.htm>

クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事、カルラ・グラッソ氏を副専務理事兼最高業務責任者に任命へ、Press Release No.15/04: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1504.htm>

クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事、古澤満宏氏を副専務理事に任命へ、Press Release No.15/33: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1533.htm>

IMFC、アグスティン・カルステンス氏を議長に選出、Press Release No.15/65: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1565.htm>

IMFの金融・経済危機への対応: <http://www.ieu-imf.org/ieu/pages/CompletedEvaluation227.aspx>

IMFマネジメント・スタッフ、IEOのIMFの金融・経済危機への対応に関する報告書を歓迎、Press Release No.14/494: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14494.htm>

10年に及ぶ分析で繰返し現れた課題-IMFへの教訓:<http://www.ieu-imf.org/ieu/pages/CompletedEvaluation214.aspx>

IMF独立評価機関: <http://www.ieu-imf.org/ieu/pages/ieu-home.aspx>

IMF理事会、総務会に2010年の改革及び第15次クオータの一般見直しについて報告、Press Release No.14/22: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr1422.htm>

第31回国際通貨金融委員会(IMFC)コミュニケ: <http://www.imf.org/external/np/cm/2015/041815.htm>

ナウル、IMF加盟申請、Press Release No. 14/216: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14216.htm>

「2011 Triennial Surveillance Review」: <http://www.imf.org/external/np/spr/triennial/2011/>

「Review of the IMF's Communications Strategy」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/063014.pdf>

IMF理事会、IMFのコミュニケーション戦略について協議、Public Information Notice (PIN) No.07/74: <http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0774.htm>

パート4: これまでとこれから

これまで振り返る

Regional Economic Outlook: Sub-Saharan Africa—Navigating Headwinds, April 2015: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/reo/2015/afr/eng/index.htm>

「汎アフリカ銀行:国境を越える監視の機会と課題」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/dp/2015/afr1503.pdf>

「IMF Country Report No.14/235—People's Republic of China」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14235.pdf>

地域経済見通し特別レポート「転換の25年: 欧州の旧共産国とIMF」: http://www.imf.org/external/pubs/ft/reo/2014/eur/eng/pdf/erei_sr_102414.pdf

「Central and Eastern Europe: New Member States (NMS) Policy Forum, 2014; Staff Report on Cluster Consultations—Common Policy Frameworks and Challenges」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2015/cr1597.pdf>

Baltic Cluster Report: 2014 Cluster Consultation—Staff Report; Press Release; and Statement by the Executive Director for the Baltic Countries: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14116.pdf>

IMF理事会、バルト海諸国(エストニア、ラトビア、リトアニア)グループ化報告書について協議、Press Release No.14/203: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2014/pr14203.htm>

Regional Economic Outlook—Western Hemisphere: Northern Spring, Southern Chills, April 2015: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/reo/2015/whd/eng/pdf/wreо0415.pdf>

「Santiago Conference—Latin American Conference Discusses Ideas to Promote Growth」: IMF Survey: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/survey/so/2014/NE-W121214A.htm>

「Islamic Finance: Opportunities, Challenges, and Policy Options」: <http://www.imf.org/external/pubs/ft/sdn/2015/sdn1505.pdf>

IMF External Advisory Group on Islamic Finance: <http://www.imf.org/external/themes/islamicfinance/eagmembers.htm>

IMFの中東経済金融センター(CEF)と中東地域技術支援センター(METAC)、「イスラムサービスを提供する機関でのリスクベースの監督」に関するワークショップ終了、Press Release No.15/36: <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr1536.htm>

「GCC銀行の集中リスクの評価」: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2014/102514.pdf>

これから

Financing Sustainable Development—Key Policy Issues and the Role of the IMF: <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2015/041515.pdf>

専務理事のグローバル政策アジェンダ: <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=318>

頭字語及び略語

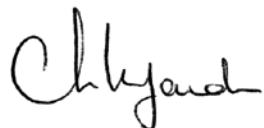
| | | | |
|------|-----------------|------|------------------------|
| APEC | アジア太平洋経済協力 | IFRS | 国際財務報告基準 |
| BEPS | 税源浸食と利益移転 | IMFC | 国際通貨金融委員会 |
| CCRT | 大災害抑制救済基金 | LIDC | 低所得途上国 |
| DGI | データギャップ・イニシアティブ | MDRI | マルチ債務救済イニシアティブ |
| EAC | 外部監査委員会 | MOOC | 大規模オープンオンラインコース |
| EFF | 拡大信用供与措置 | OECD | 経済協力開発機構 |
| EU | 欧州連合 | OIA | 内部監査室 |
| EWE | 早期警戒演習 | OPEC | 石油輸出国機構 |
| FCL | フレキシブル・クレジットライン | PLL | 予防的流動性枠 |
| FM | 財政モニター | PRGT | 貧困削減成長トラスト |
| FMCG | G20財務相及び中央銀行総裁 | PSI | 政策支援インストルメント |
| FSAP | 金融セクター評価プログラム | RCF | ラピッド・クレジット・ファシリティ |
| FSB | 金融安定理事会 | REO | 地域経済見通し |
| FY | 会計年度 | RFI | ラピッド・ファイナンシング・インストルメント |
| G20 | 主要20カ国・地域 | RTAC | 地域技術支援センター |
| GDDS | 一般データ公表システム | SBA | スタンダバイ取極 |
| GDP | 国内総生産 | SDDS | 特別データ公表基準 |
| GFSR | 国際金融安定性報告書 | SDR | 特別引出権 |
| GPA | グローバル政策アジェンダ | TSR | 3年毎のサーベイランス・レビュー |
| GRA | 一般資金勘定 | WEO | 世界経済見通し |
| HIPC | 重債務貧困国 | | |
| ICD | 能力開発局 | | |
| IEO | 独立評価機関 | | |

総務会への送り状

2015年7月31日

総務会議長殿

国際通貨基金理事会を代表し、IMF協定第12条7項(a)及びIMF関係法令10項に則り、2015年度(2015年4月30日期)の年次報告書を総務会に提出いたします。IMF関係法令第20項の規定に則り、2016年度(2016年4月30日期)の理事会承認済みIMFの運営及び及び資本予算は、第3章に提示いたします。2015年度(2015年4月30日期)の一般勘定、SDR勘定並びにIMF管理勘定の監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、当報告書CD-ROM版及び www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2015/eng/index.htm の付属書VIに掲載しております。外部監査及び財務報告手続は、IMF関係法令第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、Ramos氏(委員長)、Loeto氏、及びBarth氏です。



クリスティーヌ・ラガルド
専務理事兼理事会議長

IMF創設70周年を迎えて

2014年、IMFは
ブレトンウッズでの
創設から70周年を迎
た。1年を通じIMFは
それまでの歩みを振り
返りつつ、一方で未来に
も目を向けていた。
密接に相互に連携した
21世紀の世界経済を
支える最善の方法は
なにか。今後変化に
どのように対応していく
ことができるだろうか。

なミレニアムの到来とともに台頭してきた新興市場国・地域との協力を推進した。2008年以降は、直近の世界金融危機の克服で、加盟国と密接に連携している。

IMFの季刊誌「ファイナンス&デベロップメント」2014年9月号「Past Forward: The Future of Global Economics」は、ブレトンウッズを特集した。また、IMFの歴史を担当していたJames M. Boughtonによる記念小冊子「The IMF and the Force of History: Events that Have Shaped the Global Institution」を発行した。

今年、これまでの節目と、現在、そして未来の課題を明確に示したイベントが3件開催された。ひとつは、理事会、IMFの現スタッフ・元スタッフで創設を祝った2014年7月のイベントだ。また、9月には理事会メンバーがリトリートを開き、「ブレトンウッズの戦い」に関するそれぞれの見解を述べ議論した。

第3のイベントは、2014年10月の年次総会でのクリスティーヌ・ラガルド専務理事の基調演説「70周年を迎えたIMF:正しい選択

IMFが誕生した1944年、世界は極めて厳しい選択を迫られていた。世界恐慌を引き金に勃発した世界大戦が終わりを迎えるのはまだ何ヵ月も先のことだった。新たな国際秩序の構築は、極めて難しい問題だった。

その後長い期間にわたり、IMFは欧州の再建を支援した。植民地帝国が退き、またソビエト連邦が崩壊したことで誕生し新たな国々を支援してきた。また、危機にあったラテンアメリカやアジアの国々を導き、新たな



をする—昨日、今日、明日」である。同演説でラガルド専務理事は、この記念すべき年は、IMFが直面する新たな課題について考える機会だと述べた。

ブレトンウッズから70年経ち、国際社会はまた新たな岐路に立っている。実証済みの協力の形にはころびが生じているようだ。世界経済のエンジンの持続可能性がますます疑問視されるようになってきている。

人々が切望する雇用、所得、生活水準の向上を実際に達成することができるのだろうか。

我々が一体となり選択すべき選択肢が三つある。

第一に、繁栄の促進と社会的調和の確保に必要な成長と雇用をどのように実現するか。私はこれを加速と停滞の間での選択と呼ぶ。

第二に、現在の相互に連携した世界を、我々全てが繁栄できるより包摂的で、より安全な世界にするためにはどのようにしたら良いか。これは安定と脆弱の間の選択だ。

第三に、孤立主義と偏狭ではなく協力と多国間主義を強化するためには、どのようにすべきか。これは、結束と隔絶の間の選択だ。

我々の未来は我々の選択によるのだ。

本年次報告書は、IMFコミュニケーション局編集出版課が作成しました。
David Hawley、Rohda Weeks-Brown、Jeremy Cliftが、Menno Snel、
Steve Field 両委員長率いる理事会の 評価委員会管轄下の年次報告書チームの
作業を監督しました。Jeremy Markがチーフライターを、Alexandra Russellは
編集とプロダクション・マネージャーを務めました。Akshay Modi 及びSuzanne
Alavi は、編集及び事務サポートを務めました。

本日本語版の各担当者は以下の通りです。竹内 猛(翻訳)、小松 優(翻訳、校正)、
長倉敦子(プロダクション・デザイン)、Martine Rossigno(プロダクション)。

Photography

Stephen Jaffe/© IMF photo: Executive Directors, Management Team,
Managing Director on pp. 7, 88, 89, 112, and back cover

Alex Curro/© IMF photo: p. 71

Ryan Rayburn/© IMF photo: Board room p. 5 and p. 65
(top and lower right)

Other © IMF photo: p. 4 (left), p. 65 (lower right)

Iwan Bagus: Executive Directors (Wimboh Santoso)

IMF Archives: back cover

Stock and historic photos from Alamy, Corbis, and Getty Images

Design

Beth Singer Design LLC www.bethsingerdesign.com

Web Design

Theo and Sebastian <http://theoandsebastian.com>

IMF Annual Report video

IMF Multimedia Services (Gokhan Karahan, Kyzysztof Rucinski,
and Patrick Gleason)

本年次報告書の、ウェブテーブル及び付属書(2015年4月30 日
期の財務報告書も含む)をはじめとする補足資料は、年次報告書の
ウェブページwww.imf.org/external/pubs/ft/ar/2015/eng
で入手可能。またウェブページに掲載の付属資料を含めた本報告
書のCD-ROM版も、IMF Publication Servicesより入手可能で
ある。

©2015 International Monetary Fund

Annual Report 2015—Tackling Challenges Together

ISBN 978-1-47554-488-6 (paper)

ISBN 978-1-47553-090-2 (PDF)

印刷版は、オンライン、ファックス、もしくは郵便で取り寄せが
できる。

International Monetary Fund, Publication Services

P.O. Box 92780, Washington, DC 20090, U.S.A.

Tel.: (202) 623-7430 Fax: (202) 623-7201

E-mail: publications@imf.org

www.imfbookstore.org | www.elibrary.imf.org

IMFの 70年の歴史

国際通貨基金は1944年、第二次世界大戦による荒廃という危機の時代に創設された。グローバルな責任という精神、多国間主義に対する変わらぬ信念、そして今日においてもIMFを支える柱である知的

リーダーシップに立脚したIMFの誕生である。国際通貨協力の中核的な国際組織としてIMFは、世界に広がる加盟国の一その規模にかかわらず、利益のために活動している。

2010



2000



1990



1980



1970



1960



1950



1940



1944: ニューハンプシャー州ブレトンウッズ(米国)での会議でIMF創設

1956: スエズ危機によりIMFの融資が初めて爆発的に拡大。エジプト、フランス、イスラエル及び英国に融資

1960: アフリカ諸国の独立に伴い、IMF加盟国が大幅に増加

1973: ブレトンウッズで決められた変動可能だが平価を固定した為替相場が、主要通貨が変動相場制に移行するなか崩壊

1989: ベルリンの壁が崩壊しソビエト連邦が崩壊。全15共和国がその後IMFに加盟

1994: メキシコがペソの切り下げに踏み切る。向こう8年間に及ぶ金融危機の第一波への対応

1997: タイバーツの下落から東アジアの金融危機がはじまる。IMFの経済改革プログラムが議論を呼ぶことに

2008: 金融機関リーマン・ブラザーズの破綻に端を発した世界経済危機、その後何年にもわたり影響を及ぼす

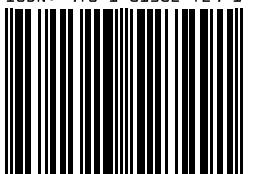
2010: IMF、ユーロ圏の国々(ギリシャ、アイルランド、ポルトガル)への融資の第一段階を承認。IMFが先進国・地域の金融危機の解決の一端を担うのは40年ぶり



International Monetary Fund
700 19th Street NW
Washington, DC 20431 USA

www.imf.org

ISBN: 978-1-51352-729-1



9 781513 527291